

那覇市公報

第 1 6 5 4 号

毎月 2 回 1, 1 5 日発行

発 行 所

那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号

那覇市総務部総務課

目 次

◇規 則◇

○那覇市特別職報酬等審議会規則の一部を改正する規則（人事課）…………… 1074

◇訓 令◇

○那覇市市長事務部局等職員の人事評価実施規程（人事課・共同訓令）……… 1075

○那覇市人事評価規程を廃止する訓令（人事課）…………… 1081

◇告 示◇

○那覇市収納代理金融機関の指定について（出納室）…………… 1082

○平成 26 年度決算に基づく健全化判断比率の公表について（財政課）…………… 1083

○身体障害者手帳交付に係る医師の指定について（障がい福祉課）…………… 1084

○平成 27 年度那覇市一般会計補正予算（第 5 号）（財政課）…………… 1085

○平成 27 年度那覇市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
（ちゃーがんじゅう課）…………… 1089○平成 27 年度那覇市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
（国民健康保険課）…………… 1090○平成 27 年度那覇市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
（国民健康保険課）…………… 1092

◇公 告◇

○住民票の職権消除の公示について（ハイサイ市民課）…………… 1093

◇議 会 訓 令◇

○那覇市市長事務部局等職員の人事評価実施規程（共同訓令）	1075
○那覇市個人情報保護条例施行規程の一部を改正する訓令	1094
○那覇市議会事務局処務規程の一部を改正する訓令	1095

◇消防局訓令◇

○那覇市消防本部予防事務取扱規程の全部を改正する訓令	1096
○那覇市火災等予防査察規程を廃止する訓令	1321
○那覇市火災予防等違反処理規程を廃止する訓令	1321

◇上下水道局規程◇

○那覇市上下水道局人事評価規程を廃止する規程	1322
○那覇市上下水道局企業職員の人事評価実施規程	1322
○那覇市上下水道局事務決裁規程の一部を改正する規程	1328

◇上下水道局告示◇

○那覇市排水設備指定工事店の取消しについて	1330
○那覇市水道事業及び下水道事業の業務に係る公金の出納事務の一部を取り扱わせる金融機関の指定についての一部改正について	1330

◇教育委員会規則◇

○那覇市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則	1332
---	------

◇教育委員会訓令◇

○那覇市教育委員会事務局等職員の人事評価実施規程	1334
--------------------------	------

◇教育委員会教育長訓令◇

○那覇市教育委員会教育長事務決裁規程の一部を改正する訓令	1340
------------------------------	------

◇選挙管理委員会訓令◇

- 那覇市市長事務部局等職員の人事評価実施規程（共同訓令）…………… 1075
- 那覇市選挙管理委員会事務局人事評価制度導入のための試行に関する規程を廃止する訓令…………… 1342
- 那覇市個人情報保護施行規程の一部を改正する訓令…………… 1342

◇選挙管理委員会告示◇

- 沖縄海区漁業調整委員会委員選挙人名簿の縦覧場所について…………… 1344

◇監査委員訓令◇

- 那覇市市長事務部局等職員の人事評価実施規程（共同訓令）…………… 1075
- 那覇市監査委員事務局人事評価規程を廃止する訓令…………… 1344
- 那覇市個人情報保護条例施行規程の一部を改正する訓令…………… 1345
- 那覇市監査委員処務規程の一部を改正する訓令…………… 1347

◇公平委員会規則◇

- 那覇市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則…………… 1348

規 則

那覇市規則第36号

平成27年 9 月28日

公 布 済

那覇市特別職報酬等審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市特別職報酬等審議会規則の一部を改正する規則

那覇市特別職報酬等審議会規則(昭和52年那覇市規則第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(担当事務) 第2条 審議会は、市長の諮問に応じて、<u>議会の議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額</u>について審議する。 (組織) 第3条 [略] 2 委員は、市内の公共的団体等の代表者<u>その他住民のうちから必要の都度</u>、市長が委嘱する。	(担当事務) 第2条 審議会は、市長の諮問に応じて、<u>議会の議員の議員報酬及び市長等の特別職に属する者の給料の額</u>について審議する。 (組織) 第3条 [略] 2 委員は、<u>学識経験者</u>、市内の公共的団体等の代表者<u>及び市民のうちから必要の都度</u>、市長が委嘱する。
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

那 覇 市 訓 令 第 7 号
那 覇 市 議 会 訓 令 第 1 号
那 覇 市 選 挙 管 理 委 員 会 訓 令 第 1 号
那 覇 市 監 査 委 員 訓 令 第 1 号
平 成 2 7 年 9 月 2 5 日
公 表 済

那覇市市長事務部局等職員の人事評価実施規程を次のように定める。

那 覇 市 長 城 間 幹 子

那 覇 市 議 会 議 長 金 城 徹

那覇市選挙管理委員会委員長 唐 眞 弘 安

那 覇 市 代 表 監 査 委 員 新 城 和 範

那覇市市長事務部局等職員の人事評価実施規程

（趣旨）

第1条 この訓令は、市長事務部局、議会事務局、選挙管理委員会事務局及び監査委員事務局の職員（以下「職員」という。）の人事評価の基準及び方法に関する事項
その他人事評価に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 人事評価 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第40条第1項の規定により市長等が行う職員の執務についての勤務成績の評定として行うものをいう。
- （2） 市長等 市長、議会の議長、選挙管理委員会及び代表監査委員をいう。
- （3） 能力評価 職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力を把握した上で行われる勤務成績の評価をいう。
- （4） 業績評価 職員がその職務を遂行するに当たり挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価をいう。
- （5） 人事評価記録書 人事評価の対象となる期間（以下「評価期間」という。）における職員の勤務成績を示すものとして、市長等が別に定めるものをいう。
- （6） 定期評価 能力評価及び業績評価について、人事評価記録書を用いて会計年度ごとに行う評価をいう。
- （7） 条件付採用期間評価 地方公務員法第22条第1項の正式採用とするか否かの判断を行うために、条件付である職員が同項に規定する条件付採用の期間において、その職務を良好な成績で遂行したか否かについての評価をいう。
- （8） 評価項目 標準職務遂行能力（職制上の段階の標準的な職（職員の職に限る。）の職務を遂行する上で発揮することが求められる能力として市長等が定めるものをいう。）の類型を示す項目として、市長等が別に定める項目をいう。

（人事評価の種類等）

第3条 人事評価の種類は、定期評価及び条件付採用期間評価とする。

- 2 この訓令に定めるもののほか、条件付採用期間評価の基準及び方法に関する事項
その他必要な事項は、市長等が別に定める。

（定期評価の評価期間及び評価基準日）

第4条 定期評価に係る評価期間は毎年4月1日から翌年3月31日までとし、評価基準日は当該評価期間中の1月1日とする。

（定期評価の方法）

第5条 定期評価は、能力評価及び業績評価によるものとする。

2 能力評価は、評価期間において現実に職員が職務遂行の中でとった行動を、評価項目ごとに、各評価項目に係る能力が具現されるべき行動として市長等が別に定める行動に照らして、当該職員が発揮した能力の程度を評価することにより行うものとする。

3 業績評価は、評価期間において職員が果たすべき役割について、第10条に規定する目標の設定その他の方法により当該職員に対してあらかじめ示した上で、当該役割を果たした程度を評価することにより行うものとする。

（被評価者の範囲）

第6条 定期評価の対象となる職員(以下「被評価者」という。)は、臨時又は非常勤の職員以外の職員とする。

2 他の地方公共団体等への派遣、研修その他の事情により、定期評価の実施が困難であると市長等が認める職員の定期評価については、市長等が別に定める。

（評価者）

第7条 定期評価の評価者は、一次評価者及び二次評価者とし、被評価者の職位に応じ、それぞれ次の表のとおりとする。ただし、市長等が必要と認める場合は、別に評価者を指定することができる。

被評価者	一次評価者	二次評価者
主事級又は主任級	主査級又は主幹級	課長級
主査級	主幹級	課長級
主幹級	課長級	副部長級
課長級	副部長級	部長級
副部長級	部長級	副市長
部長級	副市長	市長

（評価者研修の実施）

第8条 総務部人事課長は、評価者に対して、評価能力の向上のために必要な研修を

適宜実施するものとする。

- 2 評価者は、前項の研修を受講するものとする。

（定期評価における評語及び点数の付与等）

第9条 能力評価に当たっては、評価項目ごとに、評価の結果を表示する記号(以下「個別評語」という。)を付すものとする。

- 2 業績評価に当たっては、第5条第3項の職員が果たすべき役割(次条に規定する目標の設定その他の方法により示されたものに限る。)ごとに、評価の結果に応じた点数を付すものとする。
- 3 被評価者及び評価者は、個別評語及び点数を付した理由その他参考となるべき事項を人事評価記録書に記録するものとする。

（果たすべき役割の確定等）

第10条 一次評価者は、市長等が別に定めるところにより、評価期間の開始後、被評価者と面談を行い、業務に関する目標を定めることその他の方法により当該被評価者が当該評価期間において果たすべき役割の確定等を行うものとする。

（被評価者による自己申告）

第11条 一次評価者は、定期評価を行うに際し、その参考とするため、被評価者に対し、あらかじめ、当該定期評価に係る評価期間において当該被評価者の発揮した能力及び挙げた業績に関する被評価者の自らの認識その他評価者による評価の参考となるべき事項について、申告を行わせるものとする。

（定期評価の実施、結果の開示等）

第12条 一次評価者は、定期評価を行う前に被評価者と面談を行い、前条の申告の内容等を確認した上で、個別評語及び点数を付すことにより評価を行うものとする。

- 2 二次評価者は、一次評価者による定期評価について、不均衡があるかどうかという観点から審査を行い、二次評価者としての個別評語及び点数を付すことにより調整を行うものとする。この場合において、二次評価者は、当該個別評語及び点数を付す前に、必要に応じて、一次評価者に再評価を行わせることができる。
- 3 市長等は、前項の調整が行われた後に、被評価者の定期評価の結果を当該被評価者の開示するものとする。
- 4 一次評価者は、前項の規定による開示が行われた後に、必要に応じて被評価者と

面談を行い、定期評価の結果及びその根拠となる事実に基づき、指導及び助言を行うよう努めるものとする。

（職員の異動又は併任への対応）

第13条 定期評価の評価期間における、職員の異動又は併任の場合については、評価の引継ぎその他適切な措置を講ずることにより対応するものとする。

（人事評価記録書の保管）

第14条 人事評価記録書は、評価期間の終了する日の属する会計年度の翌年度の4月1日から起算して10年間、総務部人事課において保管するものとする。

（人事評価の活用）

第15条 評価者は、人事評価を職員の人材育成に積極的に活用するよう努めるものとする。

（苦情への対応）

第16条 第12条第3項の規定により開示された定期評価の結果に関する被評価者の苦情その他定期評価に関する職員の苦情への対応については、苦情相談及び苦情処理により行うものとする。

2 市長等は、被評価者が苦情の申出をしたことを理由として、当該被評価者に対する不利益な取扱いをしてはならない。

3 苦情相談又は苦情処理に関わった職員は、苦情の申出のあった事実及び当該申出の内容その他苦情相談又は苦情処理に関し職務上知ることができた秘密を保持しなければならない。

（苦情相談）

第17条 苦情相談は、定期評価に関する苦情を幅広く受け付けるものとする。

2 苦情相談は、被評価者の申出に基づき、当該被評価者の二次評価者が対応する。

3 定期評価の結果に関する苦情相談は、当該定期評価の結果が開示された日から起算して1週間以内に限り、申し出ることができるものとする。

4 前項の規定による申出を受けた二次評価者は、当該申出を受けた日から起算して1週間以内に、対応状況等を記録した上で、被評価者に当該申出に係る結果を提示しなければならない。

（苦情処理）

第18条 苦情処理は、定期評価の結果に関する苦情及び苦情相談で解決されなかつ

た苦情(定期評価の結果に関する苦情を除く。)のみを受け付けるものとする。

- 2 苦情処理は、被評価者の書面による申出に基づき、総務部人事課長が行う。
- 3 定期評価の結果に関する苦情処理については、当該定期評価の結果につき1回に限り、受け付けるものとする。
- 4 定期評価の結果に関する苦情処理は、当該定期評価の結果が開示された日(前条第4項の規定による結果の提示を受けた場合は、当該提示を受けた日)から起算して1週間以内に限り、申し出ることができるものとする。
- 5 前項の規定にかかわらず、前条第4項に規定する期限内に同項の規定による結果の提示がなされない場合の苦情処理の申出については、定期評価の結果が開示された日から起算して3週間以内に限り、行うことができるものとする。

(人事評価推進協議会の設置)

第19条 人事評価制度の円滑な運用、公務能率の向上等のために必要な協議、連絡調整等を行うため、市長等が指定する部局長等から構成する人事評価推進協議会を設置する。

(補則)

第20条 この訓令に定めるもののほか、人事評価の基準及び方法に関する事項その他人事評価に関し必要な事項は、市長等が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成27年10月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(人事評価の試行的実施)

- 2 この訓令による定期評価は、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律(平成26年法律第34号)により人事評価制度の施行が義務付けられたことを踏まえ、当該施行に向けた試行的実施として行うものとする。

(経過措置)

- 3 施行日から平成28年3月31日までの間における第4条の適用については、同条中「4月1日」とあるのは、「10月1日」とする。
- 4 施行日において地方公務員法第22条第1項に規定する条件付採用の期間にある職員についての条件付採用期間評価は、この訓令により行われたものとみなす。

- 5 前2項に定めるもののほか、この訓令の施行に関し必要な経過措置は、市長等が別に定める。

那覇市訓令第8号
平成27年9月25日
公 表 済

那覇市人事評価規程を廃止する訓令を次のように定める。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市人事評価規程を廃止する訓令

那覇市人事評価規程（平成18年那覇市訓令第2号）は、廃止する。

付 則

この訓令は、平成27年10月1日から施行する。

告 示

那覇市告示第 286 号

平成 27 年 9 月 28 日

掲 示 済

那覇市収納代理金融機関の指定について

地方自治法施行令第 168 条第 4 項の規定により那覇市収納代理金融機関を次のとおり指定する。

那覇市長 城 間 幹 子

- | | | |
|---|--------------|--------------------------|
| 1 | 収納代理金融機関の名称 | 株式会社鹿児島銀行 |
| 2 | 収納代理金融機関の所在地 | 鹿児島県鹿児島市金生町 6 番 6 号 |
| 3 | 事務取扱店舗 | 日本国内で業務を営むすべての店舗（代理店を除く） |
| 4 | 取扱事務の範囲 | 那覇市公金の収納事務の一部 |
| 5 | 指定年月日 | 平成 27 年 9 月 28 日 |

那覇市告示第 287 号

平成 27 年 9 月 28 日

掲 示 済

平成 26 年度決算に基づく健全化判断比率の公表について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定により、平成 26 年度決算に基づく健全化判断比率を次のとおり公表する。

那覇市長 城 間 幹 子

平成 26 年度決算に基づく健全化判断比率 (単位：%)

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
健全化判断比率	—	—	13.8	100.1

(注) 実質赤字比率、連結実質赤字比率の欄において「—」と表記されている場合、実質赤字額、連結実質赤字額がないことを表している。

(参考) (単位：%)

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
早期健全化基準	11.25	16.25	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

(注) 早期健全化基準：4 指標のうち 1 つでも、健全化判断比率がこの基準以上となった場合は、「財政健全化計画」を策定し、自主的かつ計画的に財政の健全化に取り組むことになる。

財政再生基準：将来負担比率を除く 3 指標のうち 1 つでも、健全化判断比率がこの基準以上となった場合は、「財政再生計画」を策定し、国等の監督の下、確実な財政再建に取り組むことになる。

那覇市告示第 314 号

平成 27 年 10 月 15 日

身体障害者手帳交付に係る医師の指定について

身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 1 項の規定に基づく医師を平成 27 年 9 月 15 日付け次のように指定した。

那覇市長 城 間 幹 子

	医師氏名	診療科目	医療機関名
1	九澤 豊	心臓血管外科	大浜第一病院
2	平良 済	外科	大浜第一病院
3	有馬 留志	腎臓内科	大浜第一病院
4	石原 力	腎臓内科	大浜第一病院
5	仕垣 幸太郎	外科	大浜第一病院
6	小橋川 裕司	眼科	大浜第一病院
7	加藤 航司	外科	沖縄協同病院
8	荒川 博	循環器内科	おもろまちメディカルセンター
9	宮里 公也	内科	那覇市立病院

那覇市告示第 315 号

平成 27 年 10 月 15 日

平成 27 年(2015 年) 9 月那覇市議会定例会で議決された平成 27 年度那覇市一般会計補正予算(第 5 号)の要領は次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

平成 27 年度那覇市一般会計補正予算(第 5 号)

平成 27 年度那覇市の一般会計の補正予算(第 5 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3, 110, 667 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 137, 919, 294 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 213 条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

(債務負担行為の補正)

第 3 条 既定の債務負担行為の追加は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第 4 条 既定の地方債の変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
10 地方交付税		12, 150, 433	100, 458	12, 250, 891
	1 地方交付税	12, 150, 433	100, 458	12, 250, 891
13 使用料及び手数料		3, 231, 350	5, 266	3, 236, 616
	1 使用料	2, 604, 581	5, 266	2, 609, 847
14 国庫支出金		34, 051, 024	930, 492	34, 981, 516
	1 国庫負担金	28, 472, 512	311, 265	28, 783, 777
	2 国庫補助金	5, 469, 944	619, 227	6, 089, 171

15 県支出金		16,786,196	307,554	17,093,750
	1 県負担金	6,124,198	154,507	6,278,705
	2 県補助金	10,096,629	153,047	10,249,676
16 財産収入		916,337	471,013	1,387,350
	1 財産運用収入	370,994	1,057	372,051
	2 財産売却収入	545,343	469,956	1,015,299
18 繰入金		1,735,167	△186,568	1,548,599
	1 特別会計繰入金	48,950	143,692	192,642
	2 基金繰入金	1,686,217	△330,260	1,355,957
19 繰越金		500,000	1,395,715	1,895,715
	1 繰越金	500,000	1,395,715	1,895,715
20 諸収入		1,797,917	△16,163	1,781,754
	4 受託事業収入	79,013	△20,000	59,013
	5 雑入	1,255,892	3,837	1,259,729
21 市債		11,950,863	102,900	12,053,763
	1 市債	11,950,863	102,900	12,053,763
歳 入 合 計		134,808,627	3,110,667	137,919,294

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		8,049,289	2,006,211	10,055,500
	1 総務管理費	5,849,079	2,006,211	7,855,290
3 民生費		66,586,248	968,470	67,554,718
	1 社会福祉費	23,389,311	△294	23,389,017
	2 児童福祉費	21,003,133	968,764	21,971,897
4 衛生費		9,885,417	6,127	9,891,544
	1 保健衛生費	5,823,566	351	5,823,917
	2 清掃費	4,061,851	5,776	4,067,627
7 商工費		1,035,634	△22,961	1,012,673
	1 商工費	1,035,634	△22,961	1,012,673

8 土木費		17, 197, 110	128, 280	17, 325, 390
	4 都市計画費	9, 036, 649	128, 280	9, 164, 929
9 消防費		3, 826, 534	317	3, 826, 851
	1 消防費	3, 826, 534	317	3, 826, 851
10 教育費		12, 927, 628	24, 223	12, 951, 851
	1 教育総務費	1, 680, 115	3, 023	1, 683, 138
	3 中学校費	2, 299, 208	△14, 991	2, 284, 217
	4 幼稚園費	1, 755, 550	20, 027	1, 775, 577
	5 社会教育費	1, 377, 231	16, 164	1, 393, 395
歳 出 合 計		134, 808, 627	3, 110, 667	137, 919, 294

第 2 表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事 業 名	金 額
8 土木費			1, 949, 115
	4 都市計画費		1, 949, 115
		沖縄都市モノレール延長事業	1, 949, 115
合 計			1, 949, 115

第 3 表 債務負担行為補正

追 加

(単位：千円)

事 項	期 間	限度額
「なは市民活動支援センター」管理運営及び施設管理委託料（まちづくり協働推進課）	平成 27 年度から 平成 30 年度まで	191, 033
裁断機メンテナンスリース（情報政策課）	平成 27 年度から 平成 32 年度まで	4, 265
本庁・支所間住基ネットワーク専用回線通信費（情報政策課）	平成 27 年度から 平成 32 年度まで	5, 545
統合端末メンテナンスリース（情報政策課）	平成 28 年度から 平成 32 年度まで	4, 869
V P N装置・情報連携用機器メンテナンスリース（情報政策課）	平成 27 年度から 平成 33 年度まで	42, 898

那覇市 I T 創造館管理運営委託料(商工農水課)	平成 27 年度から 平成 30 年度まで	45,920
---------------------------	--------------------------	--------

第 4 表 地方債補正

変 更

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
5 都市計画事業	649,100	証 書 借 入 又は証券 発行	年 5%以 内（た だ し、利率見 直し方式 で借り入 れる資金 について、 利率の見 直しを行 った後に おいては、 当該見直 し後の利 率）	償還期間 は、据置期 間を含め30 年以内とす る。 償還方法 は、元利均 等、元金均 等 等 に よ る。 ただし、 財政の都合 により、据 置期間中で あっても繰 上償還し、 償還年限を 変更し、又 は借り換え ることができる。	722,000	補正前に 同じ		
6 都市公園整備事業	575,400				450,400			
9 消防施設整備事業	1,164,200				1,321,300			
10 教育施設整備事業	1,818,700				1,816,600			

那覇市告示第 316 号

平成 27 年 10 月 15 日

平成 27 年（2015 年）9 月那覇市議会定例会で議決された平成 27 年度那覇市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）の要領は次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

平成 27 年度那覇市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

平成 27 年度那覇市の介護保険事業特別会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ776,257千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24,173,068千円とする。

第 2 条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
1 介護保険料		4,394,391	48	4,394,439
	1 介護保険料	4,394,391	48	4,394,439
3 国庫支出金		5,981,183	57,679	6,038,862
	2 国庫補助金	1,845,353	57,679	1,903,032
4 支払基金交付金		6,296,801	32,516	6,329,317
	1 支払基金交付金	6,296,801	32,516	6,329,317
5 県支出金		3,192,022	3,210	3,195,232
	3 県補助金	85,962	3,210	89,172
7 繰入金		3,529,242	1,308	3,530,550
	1 他会計繰入金	3,529,241	1,308	3,530,549
8 繰越金		1	677,845	677,846
	1 繰越金	1	677,845	677,846

9 諸収入		1, 232	3, 651	4, 883
	2 雑入	1, 230	3, 651	4, 881
歳 入 合 計		23, 396, 811	776, 257	24, 173, 068

歳出

単位:千円

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		574, 627	52, 525	627, 152
	1 総務管理費	292, 366	52, 525	344, 891
4 基金積立金		373	424, 075	424, 448
	1 基金積立金	373	424, 075	424, 448
5 地域支援事業費		531, 170	216	531, 386
	2 包括的支援事業・任意事業費	325, 222	216	325, 438
6 諸支出金		7, 906	299, 441	307, 347
	1 償還金及び還付加算金	7, 905	156, 235	164, 140
	2 繰出金	1	143, 206	143, 207
歳 出 合 計		23, 396, 811	776, 257	24, 173, 068

那覇市告示第 317 号

平成 27 年 10 月 15 日

平成 27 年（2015 年）9 月那覇市議会定例会で議決された平成 27 年度那覇市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）の要領は次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

平成 27 年度那覇市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

平成 27 年度那覇市の国民健康保険事業特別会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 66, 091 千円を追加し、歳

入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 54,349,005 千円とする。

- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		千円 15,042,912	千円 18,087	千円 15,060,999
	1 国庫負担金	9,588,676	11,582	9,600,258
	2 国庫補助金	5,454,236	6,505	5,460,741
4 療養給付費等 交付金		1,233,165	△27,081	1,206,084
	1 療養給付費等 交付金	1,233,165	△27,081	1,206,084
6 県支出金		2,892,152	7,136	2,899,288
	1 県補助金	2,379,432	7,136	2,386,568
10 諸収入		6,541,211	67,949	6,609,160
	3 雑入	6,509,998	67,949	6,577,947
歳 入 合 計		54,282,914	66,091	54,349,005

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 保険給付費		千円 26,874,384	千円 0	千円 26,874,384
	1 療養諸費	22,919,748	0	22,919,748
3 後期高齢者支 援金等		5,033,259	8,331	5,041,590
	1 後期高齢者支 援金等	5,033,259	8,331	5,041,590
4 前期高齢者納 付金等		2,563	784	3,347
	1 前期高齢者納 付金等	2,563	784	3,347
8 保健事業費		270,133	5,803	275,936
	2 保健事業費	20,305	5,803	26,108

10 諸支出金		49,883	205,644	255,527
	1 償還金及び還付加算金	47,481	205,644	253,125
12 繰上充用金		4,500,000	△154,471	4,345,529
	1 繰上充用金	4,500,000	△154,471	4,345,529
歳 出 合 計		54,282,914	66,091	54,349,005

那覇市告示第 318 号

平成 27 年 10 月 15 日

平成27年（2015年）9月那覇市議会定例会で議決された平成27年度那覇市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の要領は次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

平成27年度那覇市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

平成27年度那覇市の後期高齢者医療特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ16,327千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,000,039千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰越金		千円 1	千円 12,193	千円 12,194
	1 繰越金	1	12,193	12,194

5 諸収入		8,500	4,134	12,634
	2 償還金及び還付加算金	8,051	4,134	12,185
歳 入 合 計		2,983,712	16,327	3,000,039

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 後期高齢者医療 広域連合納付金		千円 2,943,630	千円 13,044	千円 2,956,674
	1 後期高齢者医療 広域連合納付金	2,943,630	13,044	2,956,674
3 諸支出金		8,051	3,283	11,334
	1 償還金及び還付加算金	8,050	3,196	11,246
歳 出 合 計		2,983,712	16,327	3,000,039

公 告

那覇市公告第 358 号
平成 27 年 10 月 2 日
掲 示 済

住民票の職権消除の公示について

住民票の職権消除の通知を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため、住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 12 条第 4 項の規定により公示する。

なお、住民票を消除された者の名簿は、この告示の日から一ヶ月間は那覇市市民文化部ハイサイ市民課において縦覧に供する。

那覇市長 城 間 幹 子

議 会 訓 令

那覇市議会訓令第 2 号

平成 27 年 10 月 1 日

公 表 済

那覇市個人情報保護条例施行規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市議会議長 金 城 徹

那覇市個人情報保護条例施行規程の一部を改正する訓令

那覇市個人情報保護条例施行規程(平成3年議会訓令第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(事務の補助執行) 第3条 議長は、市長事務部局の総務部総務課個人情報保護担当職員を議会事務局職員に充て、議長の権限に属する事務のうち、次に掲げるものを補助執行させるものとする。この場合において、当該個人情報保護担当職員は、議会事務局に属し、事務局長の指揮監督を受けるものとする。 (1) <u>条例第12条第1項の規定による開示請求、条例第13条の規定による訂正請求、条例第14条の規定による削除請求及び条例第15条の規定による中止請求</u>の受付及び受理に関すること。 (2) 条例第20条の規定による不服申立ての受付及び受理に関すること。	(事務の補助執行) 第3条 [略] (1) <u>条例第12条、第13条、第15条及び第15条の2の規定による請求の受付及び受理</u>に関すること。 (2) [略]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正部分に改める。	

付 則

この訓令は、平成27年10月5日から施行する。

那覇市議会訓令第 3 号

平成 27 年 10 月 1 日

公 表 済

那覇市議会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市議会議長 金 城 徹

那覇市議会事務局処務規程の一部を改正する訓令

那覇市議会事務局処務規程(平成21年議会訓令第2号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(局長専決事項) 第8条 局長専決事項は、次のとおりとする。ただし、重要又は異例に属すると認める事項は、この限りでない。 (1)～(9) [略] (10) 那覇市個人情報保護条例(平成3年那覇市条例第21号)に基づく<u>個人情報の開示、非開示、訂正、削除又は中止</u>の決定及び決定期間の延長に関すること。 (11)～(14) [略]	(局長専決事項) 第8条 [略] (1)～(9) [略] (10) 那覇市個人情報保護条例(平成3年那覇市条例第21号)に基づく<u>保有個人情報の開示、訂正又は利用停止等の請求に対する諾否</u>の決定及び決定期間の延長に関すること。 (11)～(14) [略]
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正部分に改める。 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。	

付 則

この訓令は、平成27年10月5日から施行する。

消防局訓令

那覇市消防局訓令第5号
平成27年9月1日
公 表 済

那覇市消防本部予防事務取扱規程の全部を改正する訓令

那覇市消防本部予防事務取扱規程の全部を改正する。

那覇市消防局長 徳元 律夫

那覇市消防局予防事務取扱規程

目次

第1章 総則(第1条)

第2章 同意

第1節 建築同意事務処理(第2条－第15条)

第2節 着工届出書等(第16条－第19条)

第3節 設置届出書等(第20条－第23条)

第3章 防火管理等

第1節 防火管理及び防災管理事務処理等(第24条－第39条)

第2節 点検報告書等(第40条・第41条)

第3節 条例関係届出書等(第42条－第50条)

第4節 喫煙等の禁止場所の指定(第51条・第52条)

第5節 空き家管理(第53条-第53条の3)

第4章 適合通知等

第1節 消防法令適合通知書等(第54条－第56条)

第2節 防火・防災管理対象物点検報告等(第57条－第61条)

第3節 回答書等(第62条)

第4節 防火対象物表示制度(第63条)

第5章 消防査察及び違反処理

第1節 査察(第64条－第84条)

第2節 違反処理(第85条-第116条)

第6章 指定数量未満の危険物及び指定可燃物等

第1節 少量危険物(第117条-第121条)

第2節 指定可燃物等(第122条)

第7章 雑則(第123条・第124条)

第1章 総 則

（趣旨）

第1条 この規程は、消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）、消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「政令」という。）、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号。以下「省令」という。）、那覇市火災予防条例（1972年那覇市条例第18号。以下「条例」という。）、那覇市火災予防条例施行規則（昭和47年那覇市規則第53号。以下「規則」という。）に基づき、必要な事項を定める。

第2章 同 意

第1節 建築同意事務処理

（用語の定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 確認申請書とは、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「建基法」という。）による建築物の確認に係る計画書をいう。
- （2） 許可申請書とは、建基法による建築物の許可に係る計画書をいう。
- （3） 計画通知書とは、建基法に基づく計画書をいう。
- （4） 建築行政庁とは、特定行政庁又は建築主事をいう。
- （5） 消防同意とは、建築物の許可又は確認に係る消防局長の同意をいう。

（処理の主体）

第3条 法第7条の規定に基づく消防同意は、消防局長が行うものとする。

（確認申請書等の処理要領）

第4条 消防局長は、法第7条第1項に規定する消防同意の権限を有する特定行政庁若しくはその委任を受けた者又は建基法第6条の2第1項の

規定による確認を行う指定確認検査機関（以下「建築主事等」という。）から消防同意を求められたときは、建築物の防火に関する法令の規定に違反しないものにあつては「同意」、当該規定に違反するものにあつては「不同意」として法第7条第2項の規定による通知を行うものとする。

（申請書類の受理）

第5条 建築主事等から送付された許可又は確認に係る建築物の申請書類（以下「確認申請書等」という。）は、消防局予防課の窓口で直接受け取ることとし、必要事項を消防情報支援システム（以下「OAシステム」という。）に入力し、別表1(1)の受付印を確認申請書等に押印して受理するものとする。なお、申請書類の紛失のおそれがない郵送等（信書を扱う許可を受けた宅配便を含む。以下同じ。）の送付方法によることもできる。

（申請書類の確認）

第6条 確認申請書等を受理する場合は、次に掲げるもので必要なものを確認するものとする。なお、当該書類に不備があると認める場合は、申請者（代理人を含む。）又は建築主事等に対して電話等によりその旨を通知し、補正を求めるものとする。

(1) 指定確認検査機関の名称及び代表者の氏名、消防同意を依頼する理由、確認申請書等の返却方法並びに指定確認検査機関の担当者氏名及び連絡先が記載された文書

(2) 建築主事等が、建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令（平成11年建設省令第13号）第23条第1項第1号に規定する方法により確認を行う場合に用いられる図書一式又はこれらの図書に明示すべき事項が記載された文書

2 法第17条第1項の規定により消防用設備・特殊消防用設備等の設置が必要となるものについては、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下「建基則」という。）第1条の3第1項及び建築確認申請書に消防用設備等の記載のない場合の措置について（昭和37年3月24日自消丙予発第25号）に基づき、消防用設備等の図面及び無窓階の算定

等を建築図面等に記載させるものとする。

- 3 通知に関する書類を受理する場合は、建基則別記第3号様式による建築計画概要書（住宅の場合）又は建基則別記第4号様式第2面による書類（建築設備による場合）が含まれていることを確認するものとする。

（記録）

第7条 確認申請書等を受理したときは、必要事項をOAシステムに入力するものとする。

（同意期間）

第8条 同意期間の開始日は、受付窓口において確認申請書等（補正を求めたものにあつては、補正後のもの。以下同様とする。）を受理した日の翌日を第1日目とする。なお、郵送等の送付方法により確認申請書等が受付窓口に到着した場合は、受付時間内にあつては当日を受理した日とし、受付時間外にあつては翌開庁日を受理した日とするものとする。

- 2 同意期間の終了日が土曜日、日曜日その他の閉庁日に当たる場合は、翌開庁日を終了日とするものとする。

- 3 同意期間中に確認申請書等の不備がある場合は、建築主事等に対して電話等の手段により、是正を連絡するものとする。この場合において、連絡した当日から補正される日までの間は消防同意期間から除くものとする。

（審査事項）

第9条 確認申請書等を受理したときは、建基法及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「建基令」という。）に関するものについては、政令別表第1に掲げる建築物の用途の区分に応じ、同表の審査事項の適用基準に基づき審査を行うものとする。この場合において、書類による審査以外に防火に関する周囲の条件等について、防火上の見地から現地に即して調査を行う必要があるときは、現地調査を実施するものとする。ただし、特に必要がないと認めるときは、書類審査のみとすることができる。

2 前項の規定により必要に応じて現地調査を行うものについては、次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。

- (1) 当該防火対象物の周囲の状況が木造密集市街地等であり、火災時等において周辺へ重大な被害が懸念される場合
- (2) 大規模な建築物、複雑な用途又は計画を有する建築物等で、火災時等における当該建築物の安全性の確保が特に重要である場合
- (3) その他特に必要と認められる場合

3 第1項の書類審査を行う場合は、消防同意審査書(第1号様式)を提出させるものとする。この場合において消防同意審査書は、同意番号順に編冊し、保管及び管理するものとする。

(事務処理要領)

第10条 消防同意の事務処理にあたっては、次の事項について留意するものとする。

- (1) 特定行政庁等と消防機関との間の相互の協力により、建築物の防火安全を図り、申請者の負担をできるだけ軽減させるよう努めること。
- (2) 消防同意にあたっては、建築計画の内容が、当該建築物に関する建基法、法その他の法令の防火に関する規定の適合性を審査するものであるが、単に抽象的又は形式的に判断することなく、具体的かつ実質的に適合するかを判断すること。
- (3) 消防同意は法第7条第2項に規定する期間内に行うよう努めること。
- (4) 消防機関の責に帰さない事由によりやむをえず遅れる場合は、その旨を建築主事等に連絡すること。

(消防同意等の通知)

第11条 第4条の規定による通知は、次により行うものとする。

- (1) 消防同意を与える場合は、確認申請書等正本にある消防同意欄に別表1(3)の同意印を押印し、申請書類とともに建築主事等に返送すること。なお、必要があるときは、同意通知書(第2号様式)を添付すること。

(2) 法令に適合しない不備事項に関して、修正後の申請図面で修正前の申請図面を補正する場合は、消防審査に関する連絡票(第3号様式)と修正後図面を追加して、建築主事等に返送すること。

(3) 消防同意を与えることができない場合は、確認申請書等正本にある消防同意欄に別表1(3)の同意印を押印しないで、不同意通知書(第4号様式)を合わせて、申請書類とともに建築主事等に返送すること。

(許可申請書及び計画通知書の処理)

第12条 前条の特定行政庁からの確認申請書に関する規定は、許可申請書及び計画通知書の処理について準用するものとする。

(基準の特例)

第13条 消防同意の際に政令第32条又は条例第43条の規定に基づく承認を受けていることが必要であるものについては、当該承認をあらかじめ受け、確認申請時にその旨を証する書類を添付するよう建築主事等に周知するものとする。

(消防用設備等特例適用申請書の処理)

第14条 消防局長は、政令第32条又は条例第43条の規定による特例適用申請を受けたときは、消防用設備等特例適用申請書(第5号様式)又は火気使用設備、火気使用器具、住宅用防災機器、少量危険物、指定可燃物、消防用設備等特例適用申請書(規則第14号様式の3)を正本及び副本各1部を提出させ、次により処理するものとする。

(1) 消防用設備等特例申請書の受付は、消防用設備等特例申請処理簿(第5号様式の2)に必要事項を記載し、申請書の正本及び副本に、別表1(1)の受付印を押印して行う。

(2) 特例適用申請を承認することを決定したとき又は承認しないことを決定したときは、消防用設備等特例申請処理簿に必要事項を記載し、消防用設備等特例申請の結果について(通知)(第6号様式)によって申請者に通知するとともに、申請書の副本に、別表1(2)確認済を押印して返付する。

(3) 前各号の定めるところにより消防用設備等特例適用申請書进行处理したときは、防火対象物ごとにとりまとめて保管及び管理する。

- 2 前項の消防用設備等特例適用申請書及び消防用設備等特例申請の結果報告について(通知)の受領者は、消防用設備等特例申請処理簿の処理欄に受領日と氏名又は押印をして受領するものとする。

(仮使用認定申請の処理)

第15条 建築行政庁より建築物の仮使用承認申請書が回付されたときは、仮使用認定申請処理簿(第7号様式)に必要事項を記載し、別表1(1)の受付印を仮使用認定申請書に押印して受理するものとする。

- 2 前項の申請書を受理したときは、送付書類を審査するとともに現地調査を行い、仮使用認定審査書(第8号様式)により決裁を受けるものとする。

- 3 現地調査を行った、結果を連絡票(第9号様式)により、建築主事に通知するものとする。

第2節 着工届出書等

(着工届出書の受理)

第16条 消防局長は、省令第33条の18の規定による工事整備対象設備等着工届出書(以下「着工届出書」という。)を受理したときは、届出書出書の正本及び副本に、別表1(1)の受付印を押印後に副本を届出者に返付し、消防用設備等着工届出書受理簿(第10号様式)に必要事項を記載後、0Aシステムに入力するものとする。なお、当該着工届出書に係る工事計画が法又は政令で定める技術上の基準(以下「設備等技術基準」という。)及び消防用設備等の技術基準・消防用設備等の審査基準(昭和54年4月消防長決裁)に適合しているかについて審査するものとする。

- 2 前項の規定により受理した着工届出書の処理は、次により行うものとする。

- (1) 着工届出書副本は、消防用設備等着工届出書受理簿の処理欄に受領日と受領者の氏名又は押印により受領させること。
 - (2) 前項の規定により受理した着工届出書類について、当該着工届出書に係る工事計画が設備等技術基準に適合するかについて審査し、設備等技術基準に適合しないと認める場合は、当該書類の届出者に対し補正を求めること。
 - (3) 前各号に基づいて処理した着工届出書については、保管及び管理すること。
- 3 総務大臣からの認定通知に基づき、法第17条第3項の特殊消防用設備等を設置する場合には、甲種特類消防設備士による着工届出書及び次の書類を確認するものとする。
- (1) 工事設計図書
 - (2) 省令第31条の3の2に定める設備等設置維持計画
 - (3) 評価結果（日本消防検定協会又は登録検定機関による評価結果をいう。）
 - (4) 認定を受けた者を証明する書類
- 4 前項の総務大臣からの認定通知に関し、法第17条の2の2第3項により総務大臣に対し意見を申し出る場合は、特殊消防用設備等の認定に係る事務処理について特殊消防用設備等（認定・変更承認）申請意見書（平成17年7月8日付け消防予第138号別記第3号様式）により行うものとする。
- （中間検査の実施）
- 第17条 予防課職員は、法第17条の3の2の規定による検査を補完するため、火災予防上及び消防活動上重大な影響を及ぼすと認められる部分で、工事完了後の検査が困難なものについては、工事完了前における検査（以下「中間検査」という。）を必要に応じて実施するものとする。
- 2 中間検査の項目は、次に掲げるものとする。また、防火対象物の規模、形態、工事の進捗状況等から、現場確認のできない部分にあっては、その部分の施工状況を写真で確認するものとする。

- (1) 消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置規制に係る建築物の構造
 - (2) 防火区画、火気使用設備等の不燃区画及び消防用設備等又は特殊消防用設備等の防護区画等
 - (3) 消防用設備等又は特殊消防用設備等の別棟区画
 - (4) 消防用設備等又は特殊消防用設備等の配管、水槽及び配線の敷設状況
 - (5) 建築同意時の指導事項の履行状況
 - (6) 内装制限並びに火気使用設備及び器具の設置場所に係る周囲の内装下地
 - (7) 排気筒及び風道（厨房の排気ダクトを含む。）の構造及び材質
 - (8) その他火災予防上及び消防活動上必要な事項
- 3 中間検査を行なった場合は、中間検査表（第11号様式）に必要な事項を記録し、完成検査までの間保管するものとする。
- （着工届出書及び添付書類）

第18条 一の防火対象物において同一時期に行う着工届出書の添付図書のうち、重複する次に掲げるものは、一の着工届に代表して添付することにより、個々の着工届出書への添付を省略できるものとする。

- (1) 付近見取図
 - (2) 意匠図（建築平面図、断面図、立面図等）
 - (3) 関係設備共通の非常電源関係図書
 - (4) 防火対象物の概要表
- 2 消防同意時等に消防用設備・特殊消防用設備等の設計に関する図書が提出され、着工届出書の時点で設計内容に変更がなく、そのまま活用できるものは、当該図書を添付図書として用いることができるものとする。
- 3 着工届出書は、防火対象物ごとに、原則として消火設備、警報設備又は避難設備ごとに一括して届け出るものとする。
- 4 省令第31条第6号イに規定する加圧送水装置を設置する連結送水管に係る添付図書については、屋内消火栓設備等の他の消火設備に準じ

て記載し、前項の消火設備の着工届出書の添付図書と一括して提出するものとする。

（軽微な工事等に係る着工届出書の省略）

第19条 着工届出書を省略できる場合は、次のとおりとする。

（1） 消防用設備等に係る届出等に関する運用について（平成9年12月5日付け消防予第192号）の別紙1の2項から4項までに掲げる消防用設備等に係る工事の区分のうち、同運用についての別紙2に掲げる軽微な工事に該当するものにあつては、次により取扱うことにより、着工届出書を省略することができる。ただし、軽微な工事又は同運用についての別紙第1の6項に掲げる補修以外の工事を同時に行なう場合は、軽微な工事についての着工届出書の省略はできない。

ア 政令第36条の2第1項に規定する消防用設備・特殊消防用設備等に係る工事について、着工届出書の有無にかかわらず、当該消防用設備等に係る甲種消防設備士が行う場合。

イ 軽微な工事を実施した場合において、甲種消防設備士が当該工事の内容を記録するとともに、消防用設備等試験結果報告書、当該消防用設備・特殊消防用設備等に関する図書（設計書、仕様書、計算書、系統図、配管・配線図、平面図、立面図、断面図等）並びに現場の状況を補足する写真、試験データ等を作成及び整備し、防火対象物の関係者に提出したとき。

ウ 防火対象物の関係者が、消防用設備・特殊消防用設備等の修理、整備等の経過一覧表に所要の事項を確実に記録するとともに、省令第31条の6第3項に規定する維持台帳に所要の書類を添付及び保存し、査察時等に提示できるようにしてある場合。

（2） 一の消防用設備・特殊消防用設備等について、1回の工事が軽微な工事に該当する場合、反復して行う場合であっても着工届出書を省略することができる。ただし、短期間に反復して行われる場合にあっては、その理由及び工事工程等を確認すること。

2 省令第31条の3の規定による消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書（以下「設置届出書」という。）及び法第17条の3の2に基づく検

査(以下「消防検査」という。)について、軽微な工事に該当するときは、次により取扱うものとする。

- (1) 設置届出書は、省略することができない。ただし、感知器ヘッドの取替え(設置状況に変更を与えない(ベース及び配線の工事が含まれるものを含む。)10個以下の取替えに限る。)に該当するときは、整備として取扱い、設置届出書を省略できるものとする。
- (2) 消防検査は、設置届出書に添付された消防用設備等試験結果報告書、当該消防用設備等に関する図書等の確認により消防検査を行うこととし、現場確認を省略することができる(当該軽微な工事又は前項の同運用についての別紙第1の6項に掲げる補修以外の工事を同時に行う場合を除く。)。ただし、書類のみでは基準適合の確認を十分行うことができない場合は、現場確認を行うこと。
- (3) 前号により、現場確認を省略した場合でも、省令第31条の3第4項に定める消防用設備等・特殊消防用設備等検査済証(以下「検査証」という。)を交付することができる。
- (4) 軽微な工事に係る事項については、査察等の機会をとらえ、設置届出書の試験結果報告書の内容並びに現場の状況を確認し、消防用設備・特殊消防用設備等が適正に設置され、及び維持されていることを確認すること。

第3節 設置届出書等

(設置届出書の受理)

第20条 消防局長は、設置届出書を受理したときは、届出書の正本及び副本に別表1(1)の受付印を押印し、届出事項をOAシステムに入力すること。また、設置届出書正本備考欄に検査日等を記録し、消防用設備・特殊消防用設備等が設備等技術基準に適合しているかについて検査後、適合であれば設置届出書副本経過欄に別表1(2)の確認済印を押印して関係者に返付するものとする。

2 消防局長は、設置届出書の交付にあたっては、関係者に対し、消防

用設備・特殊消防用設備等の検査の方法その他必要事項について指導するものとする。

- 3 設置届出書は、防火対象物ごとに、原則として消火設備、警報設備又は避難設備ごとに一括して届け出るものとする。
- 4 消防同意による申請書類又は着工届出書により、消防機関が保有している図書に変更があったとき又は不足している場合は、変更部分に係る図書の差替え又は不足図書の追加をもって足りるものとする。

（消防検査）

第21条 予防課職員は、設置届出書に係る消防用設備・特殊消防用設備等が、消防法令及び設備等技術基準に従って設置されているか、消防検査をしなければならない。

- 2 消防用設備・特殊消防用設備等の消防検査は、次の事項に留意して実施すること。
 - (1) 原則として、防火対象物の関係者及び試験結果報告書を作成した、消防設備士等の立会いを得て行うこと。
 - (2) 既に使用中(仮使用中の防火対象物等を含む。)の防火対象物の検査にあたっては、当該対象物に存する者に対し、当該対象物の関係者が検査を行う旨を十分周知した後行うこと。
 - (3) 特例基準等が適用されている消防用設備・特殊消防用設備等についても、本基準に準じて検査すること。
 - (4) 消防法令に基づき、設置しなければならない消防用設備・特殊消防用設備等について、例外規定に基づき設置緩和した場合、その例外規定が遵守されているか確認すること。
 - (5) 消防検査を行う場合は、転倒・転落等の事故防止に最善の注意を払うこと。

（検査済証の交付）

第22条 消防用設備・特殊消防用設備等が消防法令及び設備等技術基準に適合している場合には、届出者に対して省令第31条の3第4項に規定する検査済証を設置届出書の副本一式に添えて交付し、消防用設備等検査済証交付簿(第12号様式)に必要事項を記載するものとする。

- 2 前項の検査済証及び設置届出書は、検査済証交付簿の受領欄に受領日と受領者の氏名又は押印により受領させるものとする。
- 3 消防局長は、既設建築物の設置届出書に対する消防検査をした結果、当該設置届出書に係る部分以外の消防用設備・特殊消防用設備等が消防法令及び設備等技術基準に適合していない場合には、検査済証に代えて消防用設備等検査通知書（第13号様式）にて結果を通知するものとする。
- 4 消防検査完了後、OAシステムに必要な事項を入力し、台帳を作成するものとする。
（検査済証の再交付）

第23条 消防局長は、前条第2項の検査済証の交付を受けた者から、その検査済証を紛失し、汚損し、又は破損したことにより再交付の申出があったときは、検査済証再交付申請書（第14号様式）を提出させ、再交付するものとする。なお、再交付の日付及び文書番号については、当初のものと同様とする。

- 2 前項の申請書は、別表1(1)の受付印を押印し、対外文書収発簿（那覇市消防局文書取扱規程第15号様式）に必要事項を記載して受理するものとする。
- 3 第1項の規定による検査済証の再交付は、前条第2項及び第3項に準じて処理するものとする。

第3章 防火管理等

第3章 防火管理等

第1節 防火管理及び防災管理事務処理等

（防火管理者の選任又は解任の届出の受理等）

第24条 消防署長は、省令第4条第1項に規定する防火管理者の選任又は解任の届出書を受領したときは、届出の正本及び副本に別表1(1)の受

付印を押印し、届出事項に不備がなければ、副本は、対外文書収発簿の処理欄に受領日と受領者の氏名を記入し、又は電子文書受付簿に必要事項を入力の上、速やかに届出者に返却し、届出事項をOAシステムに入力するものとする。

（防火管理者選任又は解任の届出の時期）

第25条 防火管理者の選任又は解任の届出書は、次に掲げるときに届出させるものとする。

- （1） 管理権原者が防火管理者を選任したとき又は解任したとき。
- （2） 防火管理者が変更となったとき。
- （3） 管理権原者が変更となったとき（人事異動を含む）。

（統括防火管理者の選任及び全体についての消防計画の届出の受理等）

第26条 法第8条の2第1項の規定による統括防火管理者の選任（別記様式第1号の2の2の2の2）及び全体についての消防計画（別記様式第1号の2の2の2）の届出書を受理したときは、第24条に準じて処理するものとする。また、これを変更したときも同様とする。なお、統括防火管理者の届出には次に掲げる書面を添付すること。

- （1） 防火管理の資格を証する書面の写し
- （2） 統括管理者の権限を有する者であることが確認できる文書
- （3） 協議会構成員の連名書等

（防火管理者等の外部委託）

第27条 政令第3条第2項の規定に基づき、防火管理者の業務の外部委託は、次に掲げる委託を認める要件に該当する場合に適用する。

- （1） 省令第2条の2第1項に規定する防火対象物で、同規定の収容人員未満であること。
- （2） 管理的又は監督的な地位にある者が、次のいずれかの事由により防火管理上必要な業務を適切に遂行することができないこと。
 - ア 那覇市消防局の管轄外に居住又は勤務している場合。
 - イ 身体的な事由（高齢、病気等）がある場合。
 - ウ 日本語が不自由である場合。

エ 所有者又は占有者が頻繁に変更となる場合。

オ 従業員が常駐していない又は極端に少ない場合。

カ その他消防署長が防火管理業務を適切に遂行することができないと判断した場合。

(3) 省令第2条の2第2項に基づき委託される防火管理者の業務に関し、次の各事項が確認できること。

ア 防火管理者の責務を遂行するため、管理権原者から次に掲げる権限が契約書等により付与及び受託者に対し当該内容について明らかにした書面等が交付され、かつ、受託者が当該内容について十分な知識を有していること。

(イ) 消防計画の作成、見直し及び変更に関する権限

(ロ) 統括防火管理者に関する権限

(ハ) 全体についての消防計画の作成、見直し及び変更に関する権限

(ニ) 避難施設等に置かれた物を除去する権限

(ホ) 消火、通報及び避難訓練の実施に関する権限

(ヘ) 消防用設備等の点検及び整備の実施に関する権限

(ト) 火気の使用又は取扱いの監督に関する権限

(チ) 不適切な工事に対する中断、器具の使用停止及び危険物の持込みの制限に関する権限

(リ) 収容人員の適正な管理に関する権限

(ヌ) 防火管理業務従事者に対する指示及び監督に関する権限

(ル) その他防火管理者として行うべき業務に関すること

イ 次に掲げる防火管理上必要な事項について、管理権原者から説明を受け、かつ、十分な知識を有していること。

(イ) 防火対象物の位置、構造及び設備の状況に関すること。

(ロ) 防火管理体制及び自衛消防組織の編成等従事者の配置等に関すること。

(ハ) 従業員等に対する防火上必要な教育の実施に関すること。

(ニ) 消火、通報及び避難訓練の実施に関すること。

（ホ） その他防火管理上必要な事項に関すること。

ウ 甲種防火管理者の資格を有していること。

エ 那覇市消防局の管内に拠点を有し、かつ、防火管理上必要な業務が適切に遂行できること。

（4） 防火担当責任者が当該防火対象物において指定されていること。

（防災管理者の選任又は解任届出の受理等）

第28条 消防署長は、省令第51条の9に規定する防災管理者の選任又は解任の届出を受理したときは、第24条に準じて処理するものとする。

（防災管理者の選任又は解任の届出の時期）

第29条 防災管理者の選任又は解任の届出書の時期は、第25条に準ずるものとする。

（統括防災管理者の選任及び全体についての消防計画の届出の受理等）

第30条 法第36条第1項において読み替えて準用する法第8条の2第1項の規定による統括防災管理者の選任（別記様式第1号の2の2の2の2）及び全体についての消防計画（別記様式第1号の2の2の2）の届出を受理したときは、第26条に準じて処理するものとする。なお、統括防災管理者の届出には次に掲げる書面を添付すること。

（1） 防災管理の資格を証する書面の写し

（2） 統括管理者の権限を有する者であることが確認できる文書

（3） 協議会構成員の連名書など

（防災管理者等の外部委託等）

第31条 政令第47条第1項の規定により防災管理者の外部委託は、第27条に定める委託を認める要件に該当する場合に適用する。この場合において、「防火管理者」を「防災管理者」に、「防火対象物」を「防災管理対象物」に、「防火管理上必要な業務」を「防災管理上必要な業務」を「防火管理業務」を「防災管理業務」に、読み替えて準用する。

（防火・防災管理業務の一部委託）

第31条の2 規則第3条第2項及び同規則第51条第2項に規定する防火・防

災管理上必要な業務の一部を委託している防火・防災管理者は、当該委託に係る事項を消防計画に定めるとともに、受託している法人等は教育担当者の届出を消防局長に行うこととする。なお、所要の事項を定める必要があるのは、おおむね次に掲げる内容を委託している場合とする。

- (1) 火気の使用又は取扱に関する監督
- (2) 避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理
- (3) 火災等が発生した場合の消火活動、通報連絡及び避難誘導
- (4) 火災等の監視業務
- (5) 防火対象物周辺の可燃物の管理

2 消防局長は、那覇市火災予防条例第56条に規定する防火(防災)教育担当者の選任又は解任の届出を受理したときは、第24条に準じて処理するものとする。

(防火・防災管理者の内部選任)

第32条 管理権原が複数に分かれている防火対象物で、各事業所が単独で防火・防災管理者を選任することが困難と認められるときは、次に掲げる条件を満たす場合において、主となる管理権原者の事業所(以下「主事業所」という。)が選任する防火・防災管理者を共同して選任できるものとする。ただし、主事業所の管理権原者は、選任しようとする防火管理者の選任届出書に防火・防災管理者内部選任(解任)同意書(第15号様式)を添えて提出し、消防局長又は消防署長の承認を得るものとする。

- (1) 各管理権原者が管理する部分の収容人員が、令第1条の2第3項に規定する基準未滿で、従業員数が概ね10人程度であること。
- (2) 政令別表第一(6)項に類する自力避難が困難な者を収容する事業所が含まれていないこと。
- (3) 主事業所と、防火管理者を共同して選任しようとする他の事業所の所有形態又は管理形態若しくは使用形態が同一であること。
- (4) 共同して選任しようとする各事業所(防火管理者を選任する主事業所を除く。)に、防火担当責任者を置くこと。

- (5) その他防火管理上内部選任を行うことが有効であると認められるもの。
- 2 前項第4号に定める防火担当責任者は、内部選任を行う事業所の管理権原者又は防火管理上必要な業務を適切に遂行することができる管理的若しくは監督的な地位にある者とし、当該防火担当責任者が行う業務は、次に掲げるものとする。
- (1) 防火管理者との密接な連絡
- (2) 消防機関からの立入検査等を含む指導及び連絡等に対し、防火管理者が立会い等を行えない場合の立会いの代行等
- (3) 防火管理者から命じられた事項の遵守及び防火管理者の補助
- 3 防災管理対象物において、前各項の「防火管理者」を「防災管理者」に、「防火担当責任者」を「防災担当責任者」に読み替えて準用するものとする。
- 4 消防局長又は消防署長は、前項の規定に基づく届出書等を受理したときは、第24条に準じて処理するものとする。

(防火管理者等の重複選任)

第33条 消防局長又は消防署長は、2以上の防火、防災管理対象物の同一管理権原者から防火管理者又は防災管理者(以下「防火管理者等」という。)について一人の防火管理者等に選任させよとする旨(以下「重複選任」という。)の申出を受けたときは、次に掲げる条件を満たし防火、防災管理上支障がないと認められる場合において、防火管理者等の重複選任を認めるものとする。

- (1) 重複して管理しようとする防火及び防災管理対象物が原則として那覇市内にあること。
- (2) 防火管理者等が在勤しない対象物に、前条第2項に規定する防火又は防災担当責任者を置くことができること。
- (3) 政令別表第一(6)項に類する事業所が含まれていないこと。
- (4) その他消防局長又は消防署長が特に認めるもの

(消防計画の届出の受理等)

第34条 消防署長は、省令第3条第1項に規定する防火管理に係る消防計

画の届出を受理したときは、第24条に準じ処理するものとする。また、これを変更したときも同様とする。

- 2 省令第51条の8第1項に規定する防災管理に係る消防計画の届出は、前項に準ずるものとする。
- 3 省令第1条の2第1項及び第2項に掲げる防火対象物及び建築基準法第7条の6に基づき特定行政庁に仮使用申請をしたとき、または、消防用設備等の機能停止や著しく影響を及ぼす工事を行うときは、関係者に工事中の消防計画の届出等（具体的な防火防災対策を含めたものをいう。）を前各項に準じて届出させるものとする。

（消防計画の届出の時期）

第35条 消防計画の作成又は変更の届出の時期は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 管理権原者が新たに防火管理者等を選任し、当該防火管理者等が新たに消防計画を作成したとき。
- (2) 消防計画の内容に変更が生じたとき。
- (3) 防火管理者等が変更となったとき。
- (4) 管理権原者が変更となったとき（人事異動を含む）。

（自衛消防組織の届出の受理等）

第36条 消防局長又は消防署長は、法第8条の2の5第2項に規定する自衛消防組織の設置（変更）届出を受理したときは、第24条に準じて処理するものとする。なお、届出書には次に掲げる書面が添付されていることとする。

- (1) 統括管理者の自衛消防業務講習修了証の写し
- (2) 自衛消防隊編成表及び任務表

（自衛消防組織設置又は変更の届出の時期）

第37条 前条の届出の時期は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 管理権原者が新たに自衛消防組織を設置したとき。
- (2) 自衛消防組織の内容に変更があったとき。
- (3) 統括管理者が変更となったとき。
- (4) 管理権原者が変更となったとき（人事異動を含む）。

（届出方法等）

第38条 届出者は、所定の様式に必要事項を記載した届出書の正本及び副本各1部を作成し、消防局予防課又は防火対象物の所在する地域を管轄する消防署へ届出るものとする。

2 届出者は、初回を除き郵送等による届出をすることができるものとする。また、郵送等により返却できるものとする。

3 届出者は、前項の郵送による届出及び返却を希望するときは、住所、宛名及び返信切手が貼付された返信用封筒を同封するものとする。

（防火管理等の講習等）

第39条 防火管理等の講習に係る諸手続きは、防火管理等の講習に関する実施要綱（平成25年那覇市消防局訓令第1号）に基づき、行うものとする。

第2節 点検報告書等

（消防用設備等・特殊消防用設備等点検報告書の受理）

第40条 消防署長は、省令第31条の6第3項に規定する消防用設備・特殊消防用設備等の点検結果報告書を受理したときは、第24条に準じて処理するものとする。

2 前項の報告書において、消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検に関する不備事項がある場合には、「消防用設備等（特殊消防用設備等）の点検結果報告書について」を添えて、関係者に返付するものとする。ただし、防火上重大な不備事項であると判断したときは、当該防火対象物に対する緊急査察を実施して、速やかに不備事項を是正させるものとする。

（消防用設備等又は特殊消防用設備等点検書類の保存）

第41条 設備等点検報告書の書類の保存期間は、那覇市消防局文書取扱規程（平成10年消防本部訓令第7号）において第4種（保存期間1年）となっているが、一般財団法人日本消防設備安全センターの運用規定（平成25年度消防用設備等セミナー）を準用し、原則3年とする。

- 2 3年を経過したものについては、消防用設備等点検結果総括表、消防用設備等点検者一覧、経過一覧表を保存するものとする。

第3節 条例関係届出書等

（消防訓練の届出の受理等）

- 第42条 消防署長は、条例第55条に規定する消防訓練及び避難訓練が、規則第3条に基づき、消防訓練実施届出書の届出がなされ受理したときは、第24条に準じて処理し、または消防訓練に立ち会う場合は必要に応じて自衛消防訓練実施結果表又は指導書を交付するものとする。
- 2 前項の届出において、関係者から消防職員の立会いを求められたときは、立会の必要性を確認し実施するものとする。なお、訓練の立会いをした時は、届出書の経過欄に立会った日時、立会者等の経過を記載するものとする。

（防火対象物の使用開始等の届出の受理等）

- 第43条 消防署長は、条例第57条の規定に基づき、防火対象物の使用開始等の届出を受理したときは、第24条に準じて処理するものとする。
- 2 消防署長は、前項の届出に伴い、第69条に基づき消防査察を実施するものとする。なお、届出書の経過欄に実施した日時、責任者名等を記載するものとする。

（火を使用する設備等の設置届出の受理）

- 第44条 消防局長又は消防署長は、条例第58条に規定する火を使用する設備等の設置に関する届出を受理したときは、届出の正本及び副本に別表1(1)の受付印を押印し、受理するものとする。
- 2 前項の届出があったときは、火を使用する設備等の設置基準に適合し、設置されているか確認検査を行なう。
- 3 前項の確認検査で適切に設置されていることが確認できたときは、規則第10条に基づき別表1(2)の確認済印を届出の副本に押印し、対外文書収発簿の処理欄に受領日と受領者の氏名又は押印により、副本を届出者に返却する。また、届出事項をOAシステムに入力するものとする。

る。

（圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱いの開始又は廃止の届出の受理）

第45条 消防署長は、法第9条の3に規定する圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱いの開始又は廃止の届出を受理したときは、届出の正本及び副本に別表1(1)の受付印を押印し、受理するものとする。

2 前項の届出があったときは、関係対象物の確認検査を行い、その実態を確認するとともに、災害の予防について必要な指導を行うものとする。

3 確認検査後は、前条第3項に準じて処理するものとする。

（水素ガスを充てんする気球の届出の受理）

第46条 消防署長は、条例第58条第14号に規定する水素ガスを充てんする気球の設置届出を受理したときは、第44条に準じて処理するものとする。

（火災と紛らわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為の届出等の受理）

第47条 消防署長は、条例第59条の各号に規定する火災と紛らわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為の届出等を受理したときは、第24条に準じて処理するものとし、規則第6条第1項第1号、第2号及び第3号の届出は、原則として現場確認を行い、災害の予防について必要な指導を行うものとする。ただし、規則第6条第1項第1号の届出においては、行為の時期が届出に間に合わない等やむを得ない場合は、電話又はFAXでの受理も可とし、受理内容については前段の規定同様の処理を行うものとする。

（指定洞道等の届出の受理）

第48条 消防署長は、条例第60条第1項に規定する指定洞道等の届出を受理したときは、届出の正本及び副本に別表1(1)の受付印を押印し、受理するものとする。

2 前項の届出があったときは、条例第60条に基づく設置基準に適合し、設置されているか確認検査を行なうものとする。

3 確認検査後は、第44条第3項に準じて処理するものとする。

（核燃料物質等の貯蔵又は取扱いの届出の受理）

第49条 消防署長は、条例第61条第1項に規定する核燃料物質等の貯蔵又は取扱いの届出を受理したときは、届出の正本及び副本に別表1(1)の受付印を押印し、受理するものとする。また、同条第2項に基づく届出も同様とする。

2 前項の届出があったときは、貯蔵、取扱い、届出内容の変更、貯蔵及び取扱いの廃止について確認検査を行なうものとする。

3 確認検査後は、第44条第3項に準じて処理するものとする。

（禁止行為の解除申請の処理）

第50条 消防署長は、条例第23条第1項のただし書きに基づき、禁止行為の解除承認の申請を受けたときは、別表1(1)の受付印を押印し、受理するものとする。

2 消防署長は申請を承認することを決定したときは、規則第2条の2第3項に基づき、禁止行為の解除承認通知書（規則第1号様式の2）を交付するものとする。また、申請事項をOAシステムに入力するものとする。

3 前項の禁止行為の解除の決定は、原則として現場確認を行い、申請内容が次条に規定する場所であって、かつ、第52条の基準を満たしていることが確認できる場合とする。

4 消防署長は、次に掲げるものに該当する場合、解除を取り消すものとする。

(1) 解除の基準を遵守しない場合

(2) 解除された行為を行っている場所から火災を発生させた場合

第4節 喫煙等の禁止場所の指定

（指定場所）

第51条 条例第23条第1項に規定する消防局長が指定する場所は、防火対象物又はその部分で次に掲げるものとする。

(1) 喫煙し、若しくは裸火を使用し、又は危険物品を持ち込んでは

ならない場所

ア 劇場、映画館又は演芸場の舞台及び客席

イ 観覧場の舞台及び客席（喫煙にあつては、屋外の客席及び全ての床が不燃材料（建築基準法第2条第9号に規定する不燃材料をいう。）で造られた客席を除く。）

ウ 公会堂又は集会場の舞台及び客席（喫煙にあつては、喫煙設備のある客席を除く。）

エ キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール又は飲食店の舞台

オ 百貨店等（床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの）の売場及び通常顧客の出入りする部分（喫煙にあつては、喫煙設備のある場所を除く。）

カ 屋内展示場で公衆の出入りする部分

キ 旅館、ホテル又は宿泊所で催物の行われる部分

ク 映画スタジオ又はテレビスタジオの撮影用セットを設ける部分

ケ 自動車車庫又は駐車場で、次に該当するもの（危険物品については除く。）

（イ） 駐車の用に供する部分の床面積が地階又は2階以上の階にあつては、200平方メートル以上、1階にあつては、500平方メートル以上、屋上部分にあつては、300平方メートル以上のもの

（ロ） 昇降機等の機械装置により車両を駐車させる構造のもので、車両の収容台数が10以上のもの

コ 文化財保護法（昭和25年法律第214号）の規定によって重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律（昭和8年法律第43号）の規定によって重要美術品として認定された建造物の内部又は周囲（裸火にあつては、日常的に用いられる火を使用する設備及び器具並びに宗教的行事等で用いられるものを除く。）

(2) 危険物品を持ち込んでではない場所

ア 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場（第1号ア、イ、ウに掲げる場所を除く。）の公衆の出入りする部分

イ キャバレー、バー、ナイトクラブ、ダンスホール又は飲食店で、公衆の出入りする部分の床面積の合計が100平方メートル以上のもの

ウ 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場（旅客の乗降又は待合いの用に供する建築物に限る。）

（条例第23条第1項ただし書きに規定する消防局長が定める基準）

第52条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによるものとする。

- （1） 指定場所とは、前条に規定する場所をいう。ただし、指定場所を本来の用途以外に一時的に使用する場合は、実際に使用する用途として規制する。
- （2） 禁止行為とは、条例23条第1項の規定により禁止されている、指定場所において喫煙し、若しくは裸火を使用し、または当該場所に危険物品を持ち込む行為をいう。
- （3） 瞬間的な火炎とは、裸火のうち、気体燃料または液体燃料を熱源とする機器を用いて発生させたもので、かつ、発生から消滅までに要する時間がおおむね1秒以内であるものをいう。
- （4） 解除単位とは、この基準を適用する場所の範囲をいう。
- （5） 大規模な百貨店等とは、百貨店、スーパーマーケット等（連続式店舗を除く。）で床面積合計が、3,000平方メートル以上のものをいう。
- （6） 防火区画とは、建基令第115条の2の2第1項第1号に掲げる基準に適合する準耐火構造の床、若しくは壁または同令第112条第1項に規定する特定防火設備である防火戸（常時閉鎖式または感知器連動のものに限る。）で区画され、かつ、同条第15項及び第16項で定める措置が講じられているものをいう。
- （7） 不燃区画とは、不燃材料（建基法第2条第9号に規定する不燃材料をいう。以下同じ。）で造った壁、柱、床及び天井（天井のないばあ

いは、針及び屋根）または防火戸（建基法第2条第9号の2ロに規定する防火設備であるものに限る。以下同じ。）で区画され、かつ、区画を貫通する風道には防火ダンパーが設けられているものをいう。

(8) 階段等とは、階段室、避難器具設置場所または避難の用に供する渡り廊下をいう。

(9) 出入口とは、公共の用に供する道路または広場に面する出入口をいう。

2 喫煙等の行為が禁止されている場所における解除の基準は、当該場所が法の規定及びその他の法令の規定で防火に関するものに適合しており、かつ、次の各号に掲げる場所の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準に適合しているものであること。ただし、次の各号に定める基準によりがたい場合で、これらの基準と同等以上の安全対策が講じられているものと消防局長が認めた場合にあっては、これらの基準によらないことができるものとする。

(1) 前条第1号ア、イ、ウ及び第2号アに掲げる場所にあつては、別表2に定める基準

(2) 前条第1号エ及び第2号イに掲げる場所にあつては、別表3に定める基準

(3) 前条第1号オに掲げる場所にあつては、別表4に定める基準

(4) 前条第1号カに掲げる場所にあつては、別表5に定める基準

(5) 前条第1号クに掲げる場所にあつては、別表6に定める基準

(6) 前条第1号コに掲げる場所にあつては、別表7に定める基準

(7) 前条第2号ウに掲げる場所にあつては、別表8に定める基準

(8) 前条第1号キに掲げる場所にあつては、それぞれの使用実態に応じて別表2から別表第5までに定める基準

(9) 前条第1号ケに掲げる場所にあつては、喫煙及び裸火使用は認めないものとする。

第5節 空き家管理等

（趣旨）

第53条 条例第24条第2項の規定に基づき、空き家の管理等の状況が悪く火災等の恐れのあるものに対し、関係者等に指導を行い、適切な管理を実施させることを目的とする。

（用語の定義）

第53条の2 この規程において、空き家とは次の各号すべて又はいずれかに該当しているものをいう。

- (1) ひと気がなく、庭及び敷地内が荒れている状況
- (2) 電力メーターが取り外されている状況
- (3) プロパンガス(液化石油ガス)ボンベが設置されていない又は取り外されている若しくはガスメーターが取り外されている状況

（事務手続き等）

第53条の3 前条の火災予防上必要な措置は、次の各号に基づき事務手続きを行うものとする。

- (1) 空き家の情報提供等があったときは、当該空き家等の実態を調査しなければならない。当該調査を実施したときは、空き家実態調査表(第16号様式)により消防局長へ報告すること。
- (2) 前号の調査の結果、適正に管理がなされていないと認められるときは、当該空き家の所有者又は管理者(以下「所有者等」という。)に対し、必要な措置を講ずるよう、勧告(第17号様式)することができる。
- (3) 所有者等の特定ができないときは、資産税課長へ個人情報目的外申請書(那覇市個人情報保護条例第19条第5号様式)により、情報の開示を求め、所有者等の情報を取得することができる。
- (4) 所有者等が特定される場合で、第2号による勧告に応じないときは、所有者等に対し、法第5条に基づき必要な措置を講ずるよう命ずることができる。
- (5) 第3号による情報収集によっても所有者等が特定できないとき

は、消防組織法第1条に基づき、消防吏員によって応急的な措置を講じることができる。

- (6) 前項でいう応急措置とは、みだりに人が侵入できないよう家屋の出入口等に柵等を設置するなど、火災予防上必要最小限度の措置をいう。この場合において、応急措置を施したときは、当該物件に対し警告書(第18号様式)を掲示するものとする。警告書の大きさは、日本工業規格A3とする。

- 2 前各号に定めるもののほか、那覇市市民生活安全課より市民相談として空き家の調査、回答を求められたものについては、窓口を予防課とし、調査及び報告書の作成については、当該空き家の存する管轄の署所で行うものとする。

第 4 章 適合通知等

第1節 消防法令適合通知書等事務処理

(取扱い)

- 第54条 防火対象物に係る表示制度の実施に伴う「旅館ホテル防火安全対策連絡協議会における了解事項」の運用について(平成26年消防予第60号消防庁予防課長通知)に基づき、関係機関の許可、登録、指定、届出等を行う場合に添付される消防法令に適合している旨の通知書等の様式、適合要件及びその取扱いについて定める。

- 2 社会福祉施設等及びその他の事業所からの消防法令適合通知書の交付申請及びその取扱いについて定める。

(申請書及び適合通知書)

- 第55条 前条第1項で消防法令適合通知書の交付を受けようとする防火対象物については、消防法令適合通知書交付申請書(第19号様式)に必要な事項を記入し消防局長又は署長へ申請させること。

- 2 前条第2項の消防法令適合通知書の交付を受けようとする防火対象物については、消防法令適合通知書交付申請書(第20号様式)に必要な

事項を記入し消防局長又は署長へ申請させること。なお、申請内容について審査し支障がないか確認し受理するものとする。

- 3 消防局長又は署長は前2項により申請があった場合、第69条に基づく査察を行い、第74条に掲げる検査事項が消防法令に適合していることを確認し、旅館、ホテル、風俗等の事業所には消防法令適合通知書(第21号様式)を交付し、社会福祉施設等及びその他の事業所には消防法令適合通知書(第22号様式)を交付するものとする。
- 4 前項の結果、消防法令違反事項を確認した時は、第79条、第80条、第81条に基づき是正推進を図るものとする。
- 5 消防法令適合通知書を交付する際には、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。
 - (1) 消防法令適合通知書等の申請があった場合には、用途変更の必要の有無があるか、建築指導課に確認させること。
 - (2) 複数権原の防火対象物においては、原則すべてにおいて消防法令に適合していること。ただし、当該申請事業所に火災予防上影響を与えない場合は、この限りでない。

(小規模雑居ビル等における風俗等の申請及び適合通知書に関する事項等)

- 第56条 消防局長又は署長は、警察署長から風俗営業の許可(構造及び設備の変更承認)申請の受理について(第23号様式)に伴う小規模雑居ビル等の消防法令適合の照会があった場合には、第69条に基づく査察を行い、第74条に掲げる検査事項が消防法令に適合していることを確認し、照会事項受理から7日以内に当該警察署長へ消防法令適合通知書(第24号様式)により通知するとともに、14日以内に当該防火対象物の管理権原者等へ立入検査結果通知書を通知するものとする。
- 2 前項の結果、消防法令違反事項を確認した時は、第79条、第80条、第81条に基づき是正推進を図るものとする。

第2節 防火・防災管理対象物定期点検報告等

（防火基準点検済証に関する事項等）

第57条 署長は、消防法第8条の2の2に基づき防火対象物の管理権原者から、平成14年消防庁告示第8号に基づく防火対象物点検結果報告書（別記様式第1）が届出された時は、届出内容を確認し受理するものとする。

- 2 点検は1年に1回とし、その結果を防火対象物点検票（第25号様式）として作成させ、防火対象物定期点検結果報告書に添付し届出させるものとする。

（特例認定交付に関する事項）

第58条 消防局長は、消防法第8条の2の3に基づき、防火対象物の管理について権原を有する者から防火対象物点検報告特例認定の申請（省令別記様式第1号の2の2の2の3）があったときは、第69条に基づく査察を行い、第74条に掲げる検査事項が消防法令に適合していることを確認し、消防法令の遵守状況が良好な防火対象物に対し特例認定を行う。また、防火対象物特例認定管理台帳（第26号様式）で認定状況を管理するものとする。

- 2 前項の結果、消防法令違反事項を確認した時は、第79条、第80条、第81条に基づき是正推進を図るものとする。
- 3 第1項で定める特例認定の要件は消防法第8条の2の3第1項のとおりとする。
- 4 消防局長は、第1項の結果、特例認定することを決定したとき、または、特例認定しないことを決定したときは、その旨を防火対象物点検報告特例（認定・不認定）通知書（第27号様式）によって申請者に通知するものとする。
- 5 特例認定を受けた防火対象物であっても、期間の経過に伴い防火対象物の管理の体制に不備が生じることも考えられるため、次のいずれかに該当するときは、特例認定が失効するものとする。
 - （1）認められてから3年を経過したとき。

(2) 管理について権原を有する者が別となったとき。

- 6 消防局長は、特例認定の有効期間中であっても、法第8条の2の3第6項の規定に基づき、次のいずれかに該当するときは、特例認定を取り消し、当該防火対象物の関係者に特例認定取消書(第28号様式)を通知するとともに、防火優良認定証を掲げさせないものとする。なお、認定の取消しにあたっては、第96条に基づき手続きを行うものとする。

(1) 偽りその他不正な手段により、特例認定を受けたことが判明したとき。

(2) 消防法令が遵守されていないとき。

(3) 条例の基準に適合していないとき。

- 7 特例認定を受けた防火対象物の管理権原者が別となるときは、特例認定を受けた管理権原者が管理権原者変更届出書(省令別記様式第1号の2の2の3)によりその旨を消防局長に届けでさせるものとする。

(防災管理対象物の点検に関する事項等)

第59条 消防局長は、消防法第36条に基づき防火対象物の管理権原者から、平成20年消防庁告示第19号に基づく防災管理対象物点検結果報告書(別記様式第1)が届出された時は、届出内容を確認し受理するものとする。

- 2 点検は1年に1回とし、その結果を同告示に基づき防災管理点検票(別記様式第2)として作成させ、同結果報告書に添えて届出させるものとする。

(防災管理特例認定交付に関する事項)

第60条 消防局長は、消防法第36条に基づき、防火対象物の管理権原者から防災管理対象物点検報告特例認定の申請(省令別記様式第16号)があったときは、第69条に基づく査察を行い、第74条に掲げる検査事項が消防法令に適合していることを確認し、消防法令の遵守状況が良好な防火対象物に対し特例認定を行うものとする。また、防災管理特例認定証交付台帳(第29号様式)で交付状況を管理するものとする。

- 2 立入検査の結果、消防法令違反事項を確認した時は、第79条、第80条、第81条に基づき是正推進を図るものとする。

- 3 第1項で定める特例認定の要件は消防法第8条の2の3第1項のとおりとする。
 - 4 消防局長は、査察の結果特例認定することを決定したとき、または、特例認定しないことを決定したときは、その旨を防災管理点検報告特例（認定・不認定）通知書（第30号様式）によって申請者に通知するものとする。
 - 5 特例認定を受けた防火対象物であっても、期間の経過に伴い防火対象物の管理の体制に不備が生じることも考えられるため、次のいずれかに該当するときは、特例認定が失効する。
 - （1）認められてから3年を経過したとき。
 - （2）管理について権原を有する者が別になったとき。
 - 6 消防局長は、特例認定の有効期間中であっても、法第36条第1項に規定する法第8条の2の3第6項の読替えにおいて、次のいずれかに該当するときは、特例認定を取り消し、当該防火対象物の関係者に防災管理特例認定取消書（第31号様式）を通知するとともに、防災優良認定証を掲げさせないものとする。なお、認定の取消しにあたっては、第96条に基づき手続きを行うものとする。
 - （1）偽りその他不正な手段により、特例認定を受けたことが判明したとき。
 - （2）消防法令が遵守されていないとき。
 - （3）条例の基準に適合していないとき。
 - 7 特例認定を受けた防火対象物の管理権原者が別となるときは、特例認定を受けた管理権原者が管理権原者変更届出書（省令別記様式第17号）によりその旨を消防局長に届出させるものとする。
（期間終了に関すること）
- 第61条 消防局長は、第58条及び第60条の防火対象物の認定について、認定交付台帳に基づき、管理権原者に対し特例認定の効力が終了する2ヶ月前までにその旨の周知を図るものとする。

第3節 回答書等

（旅館関係者からの照会に対する回答書）

第62条 署長は、旅行関係者から、旅館ホテル等の防火安全対策に関し消防法令適合等の有無の照会があった場合には、当該関係者へ回答書（第32号様式）により通知するものとする。

第4節 防火対象物表示制度

（表示マークの申請及び交付）

第63条 防火対象物に係る表示制度に伴う表示マークの申請及び交付については、那覇市防火基準適合表示要綱（平成26年2月消防長決裁）に基づき処理するものとする。

第5章 消防査察及び違反処理

第 1 節 査察

（用語の定義）

第64条 この節における用語の意義は、次に定めるところによるものとする。

- （1） 査察とは、法第4条又は法第16条の5の規定に基づき消防対象物に立ち入り、その位置、構造、設備及び管理の状況並びに危険物の貯蔵又は取扱い状況について検査し、又は質問を行い、火災予防又は防災上の法令違反その他不備欠陥（以下「不備欠陥」という。）について関係者に指導し、その是正を促すことをいう。
- （2） 危険物製造所等とは、法第10条第1項に規定する製造所、貯蔵所及び取扱所をいう。
- （3） 査察員とは、那覇市消防職員立入検査証票規程（昭和53年那覇市消防本部訓令第2号）に規定する証票の交付を受けている消防職員

をいう。

(4) 査察対象物とは、別表第9の2に掲げる消防対象物をいう。

(5) 特別指定査察対象物とは、第87条に掲げる違反処理を受けたことがあるもの又は査察において重大な法令違反で消防から行政指導を受けたことがあるもののうち消防局長又は消防署長が指定するものをいう。

(6) 関係者とは、防火対象物又は消防対象物の所有者、管理者又は占有者をいう。

(7) 重大な法令違反とは、スプリンクラー設備、屋内消火栓設備、自動火災報知設備の設備未設置及び防火管理業務において繰り返し違反が認められるものをいう。

（査察の主体）

第65条 消防局長又は消防署長は、この節に基づき、査察員に査察を行う必要がある査察対象物について別表第9に掲げる種別の査察を行わせ、当該査察対象物の安全の確保に努めなければならない。

（消防局長及び消防署長の責務）

第66条 消防局長又は消防署長は、査察業務における行政責任を十分認識するとともに、常に社会情勢に対応した査察の推進に努めなければならない。

2 消防局長又は消防署長は、消防対象物の複雑多様化に対応するため、査察員に対する研修の実施、自己啓発の助長等により、査察技術の向上を図るよう努めなければならない。

（査察対象物の把握）

第67条 消防局長又は消防署長は、査察対象物の実態の把握に努めなければならない。

（査察対象物の区分等）

第68条 査察は、用途、規模、出火危険等により、別表第9の2のとおり実施するものとする。

2 危険物製造所等にあつては危険物製造所等立入検査表（第33号様式）により行うものとする。

（定期査察）

第69条 消防局長又は消防署長は、届出、申請、変更等に伴うもののほか、別表第9の2に掲げる査察対象物区分表により、査察実施計画を立て査察を行わせるものとする。

（特別査察）

第70条 消防局長又は消防署長は、緊急その他事由により必要と認める場合は、特別査察を実施する。この場合、あらかじめ特別査察実施計画を立てて行うものとする。ただし、特別な事由がある場合は、その限りでない。

2 消防局長又は消防署長は特別査察実施計画を立てる場合には、その趣旨を明確にするものとする。

（査察員の編成）

第71条 査察は、消防司令補以上の階級にある査察員を長とした編成で行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、消防局長又は消防署長は、緊急の場合において必要と認めるときは、消防士長を査察員の長として指定することができる。

（事前の告知）

第72条 査察員は、緊急の場合を除き、立入検査等を行う場合において、査察関係資料、防火及び防災管理業務実施状況の確認のため、関係者又はその代理人の立会いの必要があるときは事前に告知し、または、立入検査通知書(第34号様式)により通知するものとする。

（査察の留意点）

第73条 査察員は、常に査察上必要な知識の習得及び査察技術の向上に努め、査察に当たっては、法第4条又は法第16条の5の規定によるほか、次の事項に留意しなければならない。

(1) 服装は制服とする。ただし、特別の事情がある場合はその限りでない。

(2) 態度を厳正にして、言語、動作に注意し、関係者に不快感を抱かせないようにすること。

- (3) 正当な理由がなく立入検査を拒み、妨げ又は忌避する者がある場合は、立入検査の趣旨を十分説明し、なお応じないときは、関係者の忌避等の理由を確認するとともに、その旨を上司に報告し指示を受けること。
- (4) 査察を行うときは、関係者を立ち会わせること。
- (5) 火災予防上の不備欠陥事項等については、違反事由を説明し法的根拠を明らかにして適正に指導すること。
- (6) 消防用設備等その他関係事項について、質問又は相談を受けたときは、適正な判断により、査察対象物の業態、規模等に応じた的確な指導を行うこと。
- (7) 査察対象物の電気設備、機械装置、有害物質その他人体に危険のあるものについては特に注意を払い、事故防止に努めること。
- (8) 査察対象物の業態、規模等から判断して必要な人員編成で実施すること。
- (9) 査察器具を携行し、活用すること。
- (10) 関係者の民事的紛争に関与しないこと。

(検査事項)

第74条 査察は、火災予防及び火災等からの人命の安全を主眼とし、査察の種類及び査察対象物の状況に応じ、次の事項に掲げるものの位置、構造、設備及び管理の状況並びに危険物の貯蔵又は取扱いの状況の全部又は一部について行うものとする。なお、法第36条関係規定については、法第4条に規定する資料提出命令権、報告徴収権及び立入検査権を行使することができないため、この規程において、法第4条に準じ、査察を行うものとする。

- (1) 建築物その他の工作物及び舟車
- (2) 消防用設備等及び特殊消防用設備等
- (3) 危険物及び指定可燃物
- (4) 火気使用設備及び器具
- (5) 電気設備及び器具
- (6) 圧縮アセチレンガス、液化石油ガスその他の可燃性ガス又は消

火活動上支障となるおそれのある物質を貯蔵し、又は取り扱う場合の届出

- (7) 防災対象物品の使用、防災性能を有する旨の表示
- (8) 防火管理者選任(解任)及び消防計画の届出
- (9) 防火管理者、危険物保安監督者、危険物取扱者等の業務遂行
- (10) 避難通路、避難口及び防火戸等の管理
- (11) 消防用設備等及び危険物製造所等の定期点検の実施
- (12) 電気、ガス、火薬類等の施設
- (13) 防災管理者選任(解任)及び防災管理に係る消防計画(変更)の届出
- (14) 防災管理者の業務遂行
- (15) 防災管理に係る定期点検の実施
- (16) その他火災等予防上必要と認める事項
(措置命令等)

第75条 査察員は、屋外及び査察対象物において火災予防上の危険又は消火、避難その他の消防活動上の障害を認めたときは、当該関係者に対し、その場で法第3条第1項に基づき必要な措置を講じるよう指導するものとする。

- 2 前項の指導により、その場で必要な措置が講じられないときは、同章第2節違反処理に基づき違反処理を行うものとする。

(査察員の派遣)

第76条 消防署長は、査察を実施するに当たって必要と認める場合は、職員派遣要請書(第35号様式)により消防局長に査察員の派遣を要請することができる。

- 2 消防局長は、前項の規定による要請があった場合は、職員派遣通知書(第36号様式)により査察員を派遣するものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

- 3 派遣された査察員は、応援を受けた署長の指揮の下に協力して査察を実施しなければならない。

（立入検査結果の通知等）

第77条 消防局長又は消防署長は、立入検査を実施したときは、当該査察対象物の関係者に対して、次に定めるところによりその結果を立入検査終了の日から14日以内に通知するものとする。ただし、第1号に規定するものについては即日通知とする。

（1） 別表第9の2（その1）第1種査察対象物から第4種査察対象物（第2種査察対象物（ウ）を除く）までに対する立入検査の結果を、防火対象物立入検査結果通知書（第37号様式）（以下「結果通知書」という。）及び不備事項等指導表（第38号様式の1～5）（以下「指導表」という。）に不備欠陥及びその他必要事項（以下「指導事項」という。）を記載して行うこと。なお、結果通知書の決裁は、防火対象物立入検査報告書（第39号様式）をもって行うものとする。

（2） 別表第9の2（その1）第2種査察対象物（ウ）に対する立入検査の結果を、アーケード等立入検査結果通知書（第40号様式）に指導事項を記載して行うこと。

（3） 別表第9の2（査察区分表その2）に掲げる対象物に対する立入検査の結果を、危険物製造所等立入検査結果通知書（第41号様式）に指導事項を記載して行うこと。

2 前項各号の結果通知書は、査察ごとに作成しなければならない。

（指導事項に対する報告）

第78条 前条の規定に基づき通知した指導事項に対する報告については、改修等報告書（第42号様式）（以下「報告書」という。）により行わせるものとする。

2 報告書は、前条に規定する結果通知書に添付するものとする。

3 報告書は、次の事項を明示した正本及び副本各1部を提出させるものとする。

（1） 指導事項の履行期日

（2） 指導事項の履行に長期間を要する場合の具体的な計画に関する事項

（3） 前2号に掲げるもののほか、報告に必要と認められる事項

4 消防局長又は消防署長は、報告書に前項第2号に該当する事項の記載があったときは、履行計画に関して適切な指導に努め、是正の促進を図るものとする。

5 消防局長又は消防署長は、第1項の規定による指導事項に対する報告を怠っている場合は、関係者に対して催告通知書(第43号様式)を交付し是正を推進するものとする。

(追跡調査)

第79条 消防局長又は消防署長は、査察員に対し、関係者から報告書の提出があったときは、その履行期日に基づく履行状況の追跡調査、又は必要に応じて指導事項の追跡調査を行わせるものとする。

2 消防局長又は消防署長は、前項の指導事項に対する履行がなされていないと認める場合は、更なる是正の推進に努めなければならない。

3 査察員は、追跡調査を行ったときは、その結果を追跡調査結果報告書(第44号様式)により消防局長又は消防署長に報告しなければならない。

(是正推進等)

第80条 消防局長又は消防署長は、査察の結果、不備欠陥を是正させる場合は、査察対象物に当該不備欠陥の内容を具体的に指摘するとともに懇切丁寧に指導を行い、関係者に対し速やかに改善するよう勧告しなければならない。

2 消防局長又は消防署長は、不備欠陥が是正されない場合は、行政目的確保のための必要な措置をとらなければならない。

(防火対象物施設台帳等の作成及び整理)

第81条 査察員は、査察を実施する時点において、防火対象物施設台帳(第45号様式)又は危険物施設台帳(第46号様式)(以下「施設台帳」という。)が作成されていない場合は、新規で作成し、査察結果又は施設台帳の記載内容に変更があったときは、その都度整理しなければならない。

(関係行政機関との連携)

第82条 消防局長又は消防署長は、査察の結果、特に必要と認めるとき

は、関係行政機関に対し通知するとともに、連携を図り是正促進に努めるものとする。

（違反処理）

第83条 消防局長又は消防署長は、立入検査により指導した不備欠陥の是正が行われず、違反処理が必要であると認めるときは、同章第2節に規定する違反処理に基づき、速やかに必要な措置を行うものとする。

（秘密を守る義務）

第84条 査察員は、査察により知り得た秘密について、他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

第2節 違反処理

（用語の定義）

第85条 この節において、違反処理とは、消防法令違反の是正をすることにより、火災等の発生及び拡大の防止を図る行政上の措置をいう。

（違反処理の主体）

第86条 違反処理は、消防局長又は消防署長が行う。ただし、法第3条第1項及び第5条の3第1項の規定の措置命令については、消防局長又は消防署長以外の消防吏員（以下「職員」という。）が行うことができる。

（違反処理の区分）

第87条 違反処理の区分は、次のとおりとする。

- （1） 警告
- （2） 命令
- （3） 許可の取消し
- （4） 認定の取消し
- （5） 告発
- （6） 過料事件の通知
- （7） 代執行
- （8） 略式の代執行

（違反処理上の留意事項）

第88条 違反処理は、次の各号に掲げる事項に留意して行わなければならない。

- （1）違反処理は、違反の内容又は火災等危険の重大性に着目し、時機を失することなく厳正かつ公平に行わなければならない。
- （2）違反処理を行うに当たっては、関係者に対し誠実かつ沈着、冷静に対処しなければならない。
- （3）違反処理を行った事案については適時、追跡確認を行い、その是正促進に努めなければならない。

（違反処理基準等）

第89条 違反処理は、次に定める基準により処理しなければならない。

- （1）警告、命令、告発を前提とした違反処理基準その1～その7（別表第10）に該当する場合。
- （2）違反の事実が明白で、かつ、火災予防上、人命安全上猶予できないと認める場合又は特異な違反処理に係る場合は、違反処理基準に定める措置順序によらないことができる。

（違反処理の指導等）

第90条 消防局長は、違反処理を適正に執行するために必要があると認めるときは、消防署長に対し違反処理に関する事項について指導又は指示をすることができる。

2 消防署長は、違反処理のため必要があると認めるときは、職員派遣要請書（第45号様式）により消防局長に対し消防職員の派遣を要請することができる。ただし、緊急を要する場合等は口頭により要請するものとする。

3 消防局長は、前項の要請があったとき又は違反処理の執行に当たり特に必要があると認めるときは、職員派遣通知書（第46号様式）により職員を派遣するものとする。

（違反処理の調査等）

第91条 職員は、職務の執行に際し違反事実を発見し、又は聞知した場合は、速やかに消防局長又は消防署長に報告しなければならない。

- 2 前項の報告を受けた消防局長又は消防署長は、職員に命じて速やかに違反の事実の調査に当たらせるものとする。ただし、立入検査により違反の事実が確定している場合は、調査を省略することができる。
- 3 前項の規定による調査を命じられた職員は、調査した結果を違反調査報告書（第47号様式）により消防局長又は消防署長に報告しなければならない。
- 4 職員は、違反の調査に際し関係のある者に立会いを求め、違反現場の状況を見分した場合は、違反事実の認定に必要な図面及び写真を添付した実況見分調書（第48号様式）を作成しなければならない。
- 5 職員は、違反の調査に際し関係のある者に対して質問を行った場合は、質問調書（第49号様式）を作成しなければならない。

（資料の提出等）

第92条 消防局長又は署長は、火災予防又は事故原因調査のため必要と認められる資料（消防対象物の実態を把握するために必要な一切の文書図面をいう。以下同じ。）について、関係のある者等に対し任意で提出を求めることができるものとする。

- 2 前項の規定により難しい場合は、法第4条第1項、第16条の3の2第2項又は第16条の5第1項の規定に基づき資料提出命令書（第50号様式）により提出を求めるものとする。

（報告の徴収等）

第93条 消防局長又は消防署長は、火災予防又は事故原因調査のため必要と認められる事項について、関係のある者等に対し任意の報告を求めることができるものとする。

- 2 前項の規定により難しい場合は、法第4条第1項、第16条の3の2第2項又は第16条の5第1項の規定に基づき報告徴収書（第51号様式）により報告を求めるものとする。

（資料の受領及び保管）

第94条 第92条第2項及び前条第2項に基づく資料又は報告書の提出については、資料提出書・報告書（第52号様式）2部を必要書類に添付することとし、提出資料については、所有権放棄の有無の意思表示を明らかにしておくこと。

- 2 前項に規定により、資料又は資料報告書の提出がなされたときは、当該書類に受領した旨を記載し、1部を提出者に返付するとともに、資料の所有権を放棄しない提出者に対しては、提出資料保管書（第53号様式）を交付するものとする。
- 3 前項の提出資料保管書を交付した資料は、紛失、毀損等をしないように保管し、保管の必要がなくなったときは、提出者に当該資料を還付するものとする。この場合において、提出資料保管書に還付、受領した旨の署名押印等を求めるものとする。

（警告）

第95条 消防局長又は消防署長は、調査した違反内容が第89条に規定する違反処理基準の警告に該当する場合は、命令等の前段階として警告書（第54号様式その1～その6）を交付するものとする。

- 2 消防局長又は消防署長は、緊急に措置する必要があると認める場合で警告書を交付するいとまがないときは、口頭で必要な事項について警告することができる。ただしこの場合、事後速やかに警告書を交付するものとする。
- 3 前2項以外で違反の是正又は違反行為について警告を必要とする場合は、警告書を交付することができるものとする。

（警告事項に対する報告）

第95条の2 前条の規定に基づき交付した警告事項に対する報告については、第78条の規定を準用する。この場合において、同条中「通知した」とあるのは「交付した」と、「指導事項」とあるのは「警告事項」と、「結果通知書」とあるのは「警告書」と読み替えるものとする。

（不利益処分の事前手続）

第96条 不利益処分を行う場合で、緊急に不利益処分を行う必要がある場合のほか、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第2項で定める場合を除き、別表第11に定める不利益処分を行うときは、処分内容の区分に応じて聴聞又は弁明の機会を付与しなければならない。

- 2 聴聞及び弁明の機会の付与に係る取扱いは、行政手続法又は那覇市聴聞及び弁明の機会の付与の手続に関する規則（平成6年那覇市規則第32号）により行うものとする。

（命令）

第97条 消防局長又は消防署長は、調査した違反内容が違反処理基準等の命令要件の措置に該当した場合又はその他消防法令に違反した者に対しては、命令書（第55号様式その1～その8）を交付し命令を行うものとする。

2 消防局長又は消防署長は、緊急に措置する必要があると認める場合で前項の命令書を交付するいとまがないときは、口頭で必要な事項について命令することができる。ただしこの場合、事後速やかに命令書を交付するものとする。

3 法第3条第1項及び法第5条の3第1項の規定に基づく命令については、立入検査その他の業務の遂行中において、違反処理基準等の命令要件の措置をとるべきものに該当する違反を発見した職員は、口頭で必要な事項について命令することができる。ただしこの場合、事後速やかに命令書（第56号様式）を交付しなければならない。

（命令事項に対する報告）

第97条の2 前条の規定に基づき交付した命令事項に対する報告については、第78条の規定を準用する。この場合において、同条中「通知した」とあるのは「交付した」と、「指導事項」とあるのは「命令事項」と、「結果通知書」とあるのは「命令書」と読み替えるものとする。

（命令の解除）

第98条 消防局長又は消防署長は、違反の一部が是正された場合には、その是正状況を確認し、命令の解除を適当と認めるときは、速やかに当該関係者に対し命令解除通知書（第57号様式）を交付し、命令を解除することができる。

（催告）

第99条 消防局長又は消防署長は、履行期限を経過してもなお命令事項が履行されていない場合には、必要に応じ、当該関係者に対し催告書（第58号様式）を交付し、当該命令事項の履行を促すものとする。

（公示）

第100条 消防局長又は消防署長は、別表第12に掲げる規定に基づく命令

等を行った場合は、当該命令に係る防火対象物又は当該防火対象物のある場所へ標識（第59号様式その1、その2）の設置、公報への掲載、その他別に定める方法により速やかに公示を行うものとする。

2 消防局長は、別表第12に掲げる規定に基づく命令を発した場合には、当該命令に係る危険物施設又は当該危険物施設のある場所へ標識の設置、公報への掲載、その他別に定める方法により速やかに公示を行うものとする。

3 前2項の公示を行う期間は、当該命令の履行又は解除までの間とする。
（許可の取消し）

第101条 消防局長は、法第12条の2の規定による許可の取消しを行う場合は、当該製造所等の所有者、管理者又は占有者（法第11条第6項の規定より譲渡又は引渡しがあったときはその地位を継承した者）に対し、許可取消書（第60号様式）を交付することにより行うものとする。

（告発）

第102条 消防局長又は消防署長は、次の各号に該当するもので罰則をもって対応すべきと認める場合には、告発を行うものとする。

- (1) 違反内容が重大なとき。
- (2) 違反に起因する火災等の発生若しくは拡大又は死傷者が発生したとき。
- (3) 告発をもって措置すべき情状が認められるとき。

2 告発は、違反の生じた場所を管轄する捜査機関の司法警察員又は検察官に対して行うものとし、告発書（第61号様式）に次の各号に掲げるもののうち、違反に関する必要な資料を添付するものとする。

- (1) 立入検査結果の通知書（写）
- (2) 警告書、命令書（写）
- (3) 図面、写真
- (4) その他違反事実及び情状の認定に必要な資料

3 消防署長が告発する場合は、事前に告発報告書（第62号様式）により消防局長に報告するものとする。

4 消防局長は、告発に係る処分通知があった場合は、その写しを消防署

長に送付するものとする。

- 5 消防署長は、告発に係る処分通知があった場合は、その写しを消防局長に報告するものとする。

（過料事件の通知）

第103条 消防局長又は消防署長は、法第8条の2の3第5項（法第36条第1項において準用する場合を含む。）又は法第17条の2の3第4項の規定による届出を怠った者の住所地を管轄する地方裁判所に対し過料事件の通知を行うものとする。

- 2 消防局長又は消防署長は、過料事件の通知を行うときは、過料事件通知書（第63号様式）に必要資料を添付して行うものとする。

- 3 消防署長が過料事件の通知を行う場合は、事前に消防局長に過料事件報告書（第64号様式）により報告するものとする。

（代執行）

第104条 消防局長又は消防署長は、第97条の規定による命令又は102条の規定による告発によってもなお違反が是正されない場合で、特に必要があると認めるときは、行政代執行法（昭和23年法律第43号。以下「代執行法」という。）の定めるところにより代執行を行うことができるものとする。

- 2 消防署長が代執行を行う場合は、事前に代執行承認書（第65号様式）による消防局長の承認を受けるものとする。
- 3 前項の代執行の戒告、通知及び費用徴収のための文書並びに代執行責任者の証票は次の各号のとおりとする。

- (1) 戒告書（第66号様式）
- (2) 代執行令書（第67号様式）
- (3) 代執行費用納付命令書（第68号様式）
- (4) 代執行責任者証（第69号様式）

（証票の携帯）

第105条 消防局長又は消防署長その他の職員が、代執行責任者として代執行の現場に赴くときは、前条第3項第4号の証票を携帯し、関係がある者から要求があるときは、いつでもこれを提示しなければならない。

（略式の代執行）

第106条 消防局長又は消防署長は、法第3条第1項又は第5条の3第1項の命令に係る履行義務者を確知することができないために当該命令を発することができない場合には、法第3条第2項又は第5条の3第2項の規定に基づき、当該職員に法第3条第1項第3号及び第4号に掲げる措置をとらせることができるものとする。

（物件の保管等）

第107条 消防局長又は消防署長は、法第3条第2項及び第5条の3第2項の規定により、法第3条第1項第3号又は第4号の措置をとるべき必要があると認める物件及び法第5条の3第1項の措置をとるべき必要があると認める物件は、適当な場所又は施設等を選定して保管するものとする。なお、保管に際しては次の各号に留意するものとする。

- （1） 物品の滅失及び破損の防止
- （2） 盗難の予防措置
- （3） 危険物又は燃焼のおそれのある物件については、火災等の発生防止

2 消防局長又は消防署長は、前項の規定により物件を保管したときは、遅滞なく保管物公示書（第70号様式）により消防局、消防署及び消防出張所に掲示するとともに、保管物件一覧簿（第71号様式）に記録し、関係者が閲覧できるようにしておかなければならない。

3 消防局長又は消防署長は、前項の公示によってもなお当該物件の所有者、管理者又は占有者（以下「所有者等」という。）の氏名及び住所が判明しないときは、その公示の要旨を那覇市の広報紙等に記載するものとする。

（保管物件の売却）

第108条 消防局長又は消防署長は、保管物件が滅失し、若しくは破損するおそれがあるとき又はその保管に不相当な費用又は手数を要すると認めるときは、保管物件を売却し、その代金を保管するものとする。

2 消防署長は、前項の規定により保管物件を売却しようとするときは、あらかじめ消防局長の承認を得るものとし、保管物件を売却したときは、

その旨を消防局長に報告するものとする。

（保管物件の返還等）

第109条 消防局長又は消防署長は、保管物件の所有者等であることを主張する者（以下「主張者」という。）から当該物件の返還を求められたときは、次により処理しなければならない。

- （1） 主張者に保管物件返還請求書（第72号様式）の提出をさせるとともに、当該保管物件の所有者等であることを証する書類の提出を求め、権利の存否を確認すること。
- （2） 主張者に保管物件受領書（第73号様式）と引換えに当該物件を返還すること。
- （3） 前条の規定により保管物件を売却しその代金を保管しているときは、主張者に売却代金返還請求兼受領書（第74号様式）を提出させ、当該保管物件の売却代金を返還すること。

（保管費等の徴収）

第110条 消防局長又は消防署長は、前条の規定により保管物件若しくは保管物件の売却代金を返還したとき又は所有権の放棄があったときは、法第3条第3項の規定により準用する災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第64条第5項の規定により準用する代執行法第5条の規定により当該保管物件の所有者等又は所有権を放棄した者に対し、保管等に要した費用の納付を保管費等納付命令書（第75号様式）により命ずるものとする。

（所有権を放棄した物件及び法定期間の経過後の物件の処理）

第111条 消防局長又は消防署長は、所有権の放棄があった保管物件又は法第3条第3項の規定により準用する災対法第64条第6項に規定する法定期間を経過した保管物件については、速やかに必要な処理を行うものとする。

- 2 消防署長は、前項の処理を行ったときは、速やかに消防局長に報告するものとする。

（違反処理結果の確認等）

第112条 消防局長又は消防署長は、違反処理を行った場合は、事後の改

善指導、履行状況の確認等の経過を違反処理台帳(第76号様式)及び違反処理経過記録簿(第77号様式その1、その2)に記録しておかなければならない。

(報告)

第113条 消防署長が、違反処理を行った場合は、次により消防局長に報告しなければならない。

(1) 警告、命令(口頭を含む。)、許可の取消し、告発、過料事件の通知、代執行及び略式の代執行を行ったときは、違反処理報告書(第78号様式その1、その2)に必要な書類を添付し報告するものとする。

(2) 違反処理が完結したときは、違反処理完結報告書(第79号様式)に必要な書類を添付し報告するものとする。

(警告書等の交付手続)

第114条 この節に定める警告書、命令書、許可の取消書、戒告書、代執行令書及び代執行費用納付命令書(以下「警告書等」という。)を交付するときは、原則として、当該関係者に直接交付し、受領書(第80号様式)に署名押印を求めるものとする。ただし、警告書の交付については各所属において行い、命令書(各所属において行う法第3条又は法第5条の3に基づく命令を除く)以降の上位措置(第87条第1項第3号以下に規定する区分をいう。以下同じ。)については予防課予防査察係が行うものとする。

2 前項の警告書等の受領を拒否した場合は、その他必要あるときは、配達証明又は内容証明の取扱い等により郵送するものとする。

(上位措置についての事務移管)

第114条の2 前条第1項ただし書きに規定する命令書以降の上位措置については、次により事務移管するものとする。

(1) 消防署長は、事務移管を申請する場合は、事務移管申請書(第81号様式)により行うものとする。

(2) 消防局長は、前号の申請があった場合には、予防課予防査察係において協議を行い、その結果を、事務移管依頼に係る協議結果回答書(第81号様式の2その1、その2)により、消防署長へ通知するものとする。

(3) 消防局長は、前2号により事務移管した違反防火対象物の是正が完了した場合には、是正完了に伴う事務移管通知書(第81号様式の3)により、消防署長へ事務移管するものとする。

(関係行政機関との連携)

第115条 消防局長又は消防署長は、立入検査において指摘した他法令の防火に関する規定の違反については、関係行政機関に通知し、是正促進を要請するとともに、十分な連絡を図り、その改善指導に努めるものとする。

2 消防局長又は消防署長は、他法令違反が存する防火対象物の違反是正措置等を講じる場合には、関係行政機関と十分な情報提供及び連絡調整を行うとともに、自ら違反事実の把握に努め、ほかに手段がない場合には、他の関係行政機関の事務に支障がないように配慮し、法第35条の13の規定に基づく火災予防関係事項照会書(第82号様式)で照会を行う等、適切な措置を講じるよう相互の連携に努めるものとする。

3 消防局長又は消防署長は、違反処理について関係行政機関より協力を求められたときは、必要に応じ協力するものとする。

(免状返納命令の要請)

第116条 消防署長又は予防課長は、危険物取扱者又は消防設備士が法又は法に基づく命令に違反していると認めた場合は、関係資料を添付して消防局長に報告するものとする。

2 消防局長は、前項の報告があった場合は、危険物取扱者免状の返納命令に関する運用基準(平成3年消防危第119号)又は消防設備士免状の返納命令に関する運用基準(平成12年消防予第67号)の定めるところにより沖縄県知事に報告するものとする。

第6章 指定数量未満の危険物及び指定可燃物

第 7 章 雑則

第1節 少量危険物

（用語の定義）

第117条 この章における用語の意義は、次に定めるところによるものとする。

（1） 少量危険物とは、法第9条の4及び危険物の規制に関する政令（昭和34年政令306号。以下「危政令」という。）第1条の11で定める指定数量5分の1以上（個人の住居で貯蔵し取扱う場合は2分の1以上）指定数量未満の危険物をいう。

（2） 指定可燃物とは、法第9条の4及び危政令第1条の12で定める数量以上のものをいう。

（少量危険物貯蔵取扱の届出の受理等）

第118条 消防局長は、条例第62条に規定する少量危険物の貯蔵、取扱又は変更に関する届出を受理したときは、第44条に準じて処理するものとする。

2 前項の届出の変更をしたときとは、次に掲げるものに該当するときをいう。

（1） 危険物の品名又は数量に変更があった場合。

（2） 危険物の貯蔵又は取扱方法に変更があった場合。

（3） 危険物が設置されている建築物又は工作物の構造又は設備を取替、増設又は改造があった場合。

3 条例第62条の規定による廃止届出を受理する場合は、第1項を準用する。

（配管検査）

第119条 条例第31条の2第2項第9号アに規定する水圧試験等における試験方法は、当該配管の末端をふさぎ、配管全体に規定の圧力をかけ、20分以上（一般高压ガス保安規則の機能性基準の運用を準用）放置後圧力に変化がないこと、かつ、溶接箇所等の漏れがないことを確認するもの

とする。

- 2 前項の試験方法において、不燃性気体(窒素等)を用いる場合は、溶接箇所等の継手部に発泡剤(石けん水等)を塗布し、漏れがないかを確認するものとする。
- 3 前2項の試験は、配管の継手の種別にかかわらず、危険物が通過し、又は滞留するすべての配管について行うものとする。

(タンク検査)

第119条の2 条例第63条に規定する水張検査及び水圧検査は、現地調査により次の事項について確認する。

- (1) タンクの構造(形状、寸法及び板厚)、容量及び材料を板厚測定器等で審査し基準を満たしていること。
- (2) 圧力タンクは、最大常用圧力の1.5倍の水圧により10分間行う水圧試験。
- (3) 圧力タンク以外のタンクは、水張又は50kPaの空気圧により10分間行う試験。
- (4) 水圧試験及び水張試験は、所定の時間放置した後、漏れ又は変形がないこと。

(少量危険物等タンク検査済証の交付)

第120条 タンクの検査の結果、基準に適合すると認められたときは、次の各号に定めるところにより少量危険物指定可燃物タンク検査済証(規則第16号様式。以下「検査済証」という。)を作成し、申出者に交付するものとする。

- (1) 検査済証のタンク検査番号は、対外文書収受簿の受付番号とすること。
- (2) 検査年月日は、当該タンクの検査を実施した日とすること。
- (3) 検査済証の割印は、当該検査済証副本の検査番号及び検査年月日に押印すること。
- (4) 検査圧力の欄に、水圧検査にあつては当該検査を行った水圧を記載し、水張検査にあつては「水張」と記載すること。

（危険物保安技術協会の認定するタンク）

第121条 危険物保安技術協会の認定を受けたタンクは、条例31条の4第2項第1号、同条例第31条の5第2項第4号及び同条例第31条の6第2項第2号に規定する技術上の基準を満たしているものとする。

第2節 指定可燃物

（指定可燃物貯蔵取扱の届出の受理等）

第122条 条例第62条の規定により、指定可燃物貯蔵・取扱、変更、廃止届出書の提出があった場合には第119条を準用する。

第7章 雑則

（月報）

第123条 署予防係長は、毎月の予防業務の処理状況を予防月報（第83号様式の1～6）により、消防署長に報告するものとする。

（その他）

第124条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は消防局長が定める。

付 則

- 1 この規程は、平成27年9月1日から施行する。
- 2 那覇市火災等予防査察規程及び那覇市火災等違反処理規程は、廃止する。

別表1

(1)	受 付 印 ※那覇市消防局文書取扱規程に基づく印	 ※中央に受付した日付を、その下の半円に受付した課名又は消防署名を記入する
(2)	確 認 済 印 ※那覇市火災予防条例施行規則に基づく印	
(3)	同 意 印	

別表 2(第 52 条関係)

劇場・映画館・演芸場・観覧場・公会堂及び集会場	
◎指定場所 舞台 1 禁止行為の種類 喫煙 解除の基準 (1) 演出上必要なものに限ること。 (2) 喫煙設備を設けること。 (3) 消火器具を設けること。 (4) 従業員等による監視体制が講じられていること。 2 禁止行為の種類 裸火使用（瞬間的な火炎以外の裸火） 解除の基準 (1) 可燃物から、次に定める安全な距離を確保していること。 ア 条例において火災予防上安全な距離が定められている場合には当該距離以上の距離 イ 前ア以外の場合は、火炎の幅及び長さに応じて、表 1 に規定する距離以上の距離 (2) 可燃物の転倒、落下等のおそれがないこと。	

- (3) 従業員等による監視、消火等の体制が講じられていること。
 - (4) 使用者が、裸火使用を容易に停止できる措置が講じられていること。
 - (5) 消火器具を設けること。
 - (6) 解除される機器と範囲は、次に掲げるものであること。
 - ア 電気を熱源とし、当該熱源が露出している器具その他それに類する他の機器
 - イ 気体燃料を熱源とするカートリッジ式の火気使用設備器具及び気体燃料を熱源とするその他の機器
 - ウ 液体燃料または固体燃料を熱源とする火気使用設備器具及び気体燃料を熱源とするその他の機器を使用する場合には、次のいずれにも該当すること。
 - ① 舞台で、演出上必要なものに限ること。
 - ② 危険物（消防法第2条第7号に規定する危険物をいう。以下同じ。）は、引火点が40度以上で、かつ、消費量が100ml以内であること。
 - ③ 危険物は、漏れ、あふれ又は飛散しないよう措置を講じてあること。
 - ④ 火炎を有するものは、舞台部の空間の高さに応じて、火炎の長さが表2に規定する長さ以内の長さであること。
 - ⑤ 燃焼の炎は、安定し、かつ、継続するものであること。
 - ⑥ 燃焼時に、火の粉が発生しないこと。
 - エ 火薬類を消費する場合は、次に掲げるものであること。
 - ① 飛散した火花は、床面に落下する前に燃え尽きるものであること。
 - ② 火炎を有するものは、舞台部の空間の高さに応じて、火炎の長さが表2に規定する長さ以内の長さであること。
 - ③ 煙火は、固定して消費すること（拳銃等の形態による消費を除く。）。
 - ④ 煙火は、飛ばすものでないこと。
 - ⑤ 火薬類取扱いに関する知識及び技術を有する専従員が取り扱うこと。
 - ⑥ 火花を噴き出す煙火は、次に掲げるものであること。
 - (ア) 実験により特性を確認したものであること。
 - (イ) 煙火は、固定して消費すること。
 - (ウ) 飛散した火花は、床面に落下する前に燃え尽きるものであること。
 - (エ) 火花の飛散範囲は、煙火の周囲2m以内であり、かつ、飛散範囲内の煙火の火花の高さは、舞台部の空間の高さに応じて、表3に規定する高さ以内の高さであること。
 - (オ) 火花の飛散範囲内及びその範囲から周囲2mの床面を防火性能を有する材料（準不燃材料）で覆うこと。
 - (カ) 火花の飛散範囲内及びその範囲から上方4m及び周囲2m以内には、可燃物を置かないこと。
 - (キ) 火花の飛散範囲内に演技者等がいらないこと。
 - (ク) 火花の飛散範囲から6m以内に観客がいらないこと。
 - (ケ) 消費中の煙火を移動しないこと。
 - (コ) 煙火消費後、排煙の措置を講ずること。
 - (サ) 消火器を増設するほか、必要に応じて屋内消火栓設備等の使用準備をすること。
 - (シ) 火薬類取扱いに関する知識及び技術を有する専従員が取り扱うこと。
 - ⑦ 0.1gを超える火薬類を消費する場合において、同時に消費する数は、10個以下とすること。
 - オ その他の裸火
 - ① 固体の衝撃摩擦又は電気による火花を発生するものは、火花の飛散距離が2m以内であること。
 - ② 火炎を有するものは、舞台部の空間の高さに応じて、火炎の長さが表2に規定する長さ以内の長さであること。
 - ③ 瞬間的に燃焼する場合の炎の大きさは、必要最小限とすること。
- (7) 直接屋外に開放された場所における使用については、特性及び性能が確認できるも

のであり、かつ、演出上必要最小限の範囲であること。なお、噴き出す火花の高さが6m以上となる裸火を消費する場合は、当該場所から客席までの距離が、火花の爆発範囲に6mを加えた距離又は火花の高さと同等の距離のいずれか長い方の距離以上の距離であること。

3 禁止行為の種類 裸火使用（瞬間的な火炎による裸火）

解除の基準

- (1) 舞台で、演出上必要なものに限ること。
- (2) 可燃物の転倒、落下等のおそれがないこと。
- (3) 従業員等による監視、消火等の体制が講じられていること。
- (4) 使用者が、裸火使用を容易に停止できる措置が講じられていること。
- (5) 消火器を設けること。
- (6) 解除される機器及び範囲は、次に掲げるものであること。
 - ア 気体燃料を熱源とする瞬間的な火炎を発生する機器及び範囲は、次によること。
 - ① 機器は、安定した火炎を発生できるものであること。
 - ② 気体燃料を熱源とするカートリッジ式の火気使用設備器具に限ること。
 - ③ 気体燃料の逆流を防止する構造又は対策が講じられていること。
 - ④ 燃料容器を機器に設置する場合に、気体燃料が漏えいしないこと。
 - ⑤ 気体燃料への点火は、電気点火とする。
 - ⑥ 気体燃料の放射は、垂直とすること。
 - ⑦ 舞台床面に固定して使用すること。
 - ⑧ 可燃性のガスの滞留するおそれのない場所で使用すること。
 - ⑨ 可燃物までの範囲は、次によること。
 - (ア) 火炎の危険範囲（火炎の頂部から上方4m、最大となる火炎の幅から側方0.25m、機器の高さで囲まれる範囲をいう。以下同じ。）内には、可燃物を置かないこと。
 - (イ) 火炎の危険範囲から上方1m、側方1m、下方0.2mで囲まれる範囲には、可燃物を置かないこと（JIS A1323に適合する工事用シートで防火上有効に覆う等の措置を講じた場合を除く。）。
 - ⑩ 火炎の危険範囲内及びその範囲から上方1m及び周囲1m以内には、演技者等がないこと。
 - ⑪ 火炎の危険範囲から周囲6m以内には、観客がないこと。
 - イ 液体燃料を熱源とする瞬間的な火炎を発生する機器及び範囲は、次によること。
 - ① 危険物は、引火点が40度以上で、かつ、消費量が100ml以内であること。
 - ② 危険物は、漏れ、あふれ又は飛散しないよう措置を講じてあること。
 - ③ 前ア①、③及び⑤から⑪までの規定を準用すること。この場合において、前ア中「気体燃料」とあるのは「液体燃料」と読み替えるものとする。
 - ④ 火炎の危険範囲内及びその範囲から周囲1m以内の床面を、防災性能を有する材料（準不燃材料）で覆うこと。
 - ⑤前④の床面に可燃物がある場合には、JIS A 1323に適合する工事用シートで防火上有効に覆う等の措置を講じること。

4 禁止行為の種類 危険物品持ち込み

解除の基準

- (1) 従業員等による監視体制が講じられていること。
- (2) 消火器具を設けること。
- (3) 解除される範囲は、次に掲げるものであること。
 - ア 危険物
危険物の規制に関する政令別表第3に定める指定数量の100分の1未満であること。
 - イ 可燃性固体類及び可燃性液体類

条例別表第8に定める数量の100分の1未満であること。

- ウ 可燃性ガス容器（高圧ガス保安法の適用を除外される液化ガスに限る。）
ガス総質量が0.5kg以下であり、かつ、容器の総容量がガス質量0.5kg以下であること（容器の個数は問わないものとする。）。

- エ 火薬類（打上煙火を除く。）

火薬類の原料である火薬又は爆薬の量により、1回の公演当たり次の個数以下であること。

- ① 0.1g以下のものは、50個

- ② 0.1gを超え15g以下のものは、10個（舞台部にスプリンクラー設備が設置され、かつ、舞台部の空間の高さが8m以上の劇場については、5gを超える火薬類を使用しない場合には20個とすることができる。）。

- (4) 直接屋外に開放された場所における持込みについては、2禁止行為の種類の裸火使用（瞬間的な火炎以外の裸火）の(7)によること。

◎指定場所 客席

- 1 禁止行為の種類 喫煙

認めないものとする。

- 2 禁止行為の種類・・裸火使用

指定場所の舞台の2禁止行為の種類の裸火使用（瞬間的な火炎以外の裸火）の項によること。ただし、火花を噴き出す煙火については、認めないものとする。

- 3 禁止行為の種類・・危険物品持込み

指定場所の舞台の危険物品持込みの項によること。

◎指定場所 公衆の出入りする部分

禁止行為の種類 危険物品持込み

解除の基準

- (1) 従業員等による監視体制が講じられていること。
(2) 消火器具を設ける
(3) 解除される範囲は、次に掲げるものであること。

- ア 危険物

危険物の規制に関する政令別表第3に定める指定数量20分の1未満であること。

- イ 可燃性固体類及び可燃性液体類

条例別表第8に定める数量の20分の1未満であること。

- ウ 可燃性ガス容器（高圧ガス保安法の適用を除外される液化ガスに限る。）

ガス総質量が5kg以下であり、かつ、容器の総容量がガス質量5kg以下であること（容器の個数は問わないものとする。）。

表 1

単位：cm

		火 炎 の 幅					
		40 以内	50 以内	60 以内	70 以内	80 以内	100 以内
火炎の長さ	20 以内	100				150	
	20 を超え 40 以内	100	150	200	250	300	350

表 2

単位：cm

		舞台部の空間の高さ		
		8.0m 未満	8.0m 以上 10.0m 未満	10.0m 以上
火炎の長さ		20cm	30cm	40cm

表 3

単位：cm

		舞台部の空間の高さ		
		8.0m 未満	8.0m 以上 10.0m 未満	10.0m 以上
火花を噴き出す煙火の火花の高さ		2.0m	2.5m	3.0m

別表 3(第 52 条関係)

キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、飲食店及びバー(バーについては公衆の出入りする部分のみ該当)	
◎指定場所 舞台	
1 禁止行為の種類	喫煙
解除の基準	
(1) 演出上必要とされるものに限ること。	
(2) 喫煙設備を設けること。	
(3) 消火器解除される範囲は、次に掲げるものであること。	
2 禁止行為の種類	裸火使用
解除の基準	
(1) 可燃物から、次に定める安全な距離を確保していること。	
ア 条例において、火災予防上安全な距離を確保していること。	
イ 前ア以外の場合は、火炎の幅及び長さに応じて表 1 に規定する距離以上の距離	
(2) 可燃物の転倒落下等のおそれがないこと。	
(3) 従業員等による監視、消火等の体制が講じられていること。	
(4) 使用者が、裸火使用を容易に停止できる措置が講じられていること。	
(5) 消火器具を設けること。	
(6) 解除される機器及び範囲は、次に掲げるものであること。	
ア 電気を熱源とし、当該熱源が露出している器具その他それに類する他の機器	
イ 気体燃料を熱源とするカートリッジ式の火気使用設備器具及び気体燃料を熱源とするその他の機器	
ウ 火薬類を消費する場合は、次に掲げるものであること。	
① 音又は煙を出すための煙火に限ること。	
② 煙火は、固定して消費すること（拳銃等の形態による消費を除く。）。	
③ 火薬類取扱いに関する知識及び技術を有する専従員が取り扱うこと。	
エ その他の裸火	
① 固体の衝撃摩擦又は電気による火花を発生するものは、火花の飛散距離が 2 m 以内であること。	
② 火炎を有するものは、舞台部の空間の高さに応じて、火炎の長さが表 2 に規定する長さであること。	
③ 瞬間的に燃焼する場合の炎の大きさは、必要最小限とすること。	
3 禁止行為の種類	危険物品持込み
解除の基準	
(1) 従業員等による監視体制が講じられていること。	
(2) 消火器具を設けること。	
(3) 解除される範囲は、次に掲げるものであること。	
ア 危険物	
危険物の規制に関する政令別表第 3 に定める指定数量の 100 分の 1 未満であること。	
イ 可燃性固体類及び可燃性液体類	
条例別表第 8 に定める数量の 100 分の 1 未満であること。	
ウ 可燃性ガス容器(高圧ガス保安法の適用を除外される液化ガスに限る。)	
ガス総質量が 0.5kg 以下であり、かつ、容器の総容量がガス質量 0.5kg 以下であること(容器の個数は問わないものとする。)	
エ 火薬類(打上煙火を除く。)	
火薬類の原料である火薬又は爆薬の量により、1 回の公演当たり次の個数以下であること。	
① 0.1g 以下のものは、30 個	
② 0.1g を超え 15g 以下のものは、5 個	

4 禁止行為の種類 危険物品持込み

解除の基準

- (1) 従業員等による監視体制が講じられていること。
 (2) 消火器具を設けること。
 (3) 解除される範囲は、次に掲げるものであること。
 ア 危険物
 危険物の規制に関する政令別表第3に定める指定数量の20分の1未満であること。
 イ 可燃性固体類及び可燃性液体類
 条例別表第8に定める数量の20分の1未満であること。
 ウ 可燃性ガス容器（高圧ガス保安法の適用を除外される液化ガスに限る。）
 ガス総質量が10kg以下であり、かつ、容器の総容量がガス質量10kg以下であること（容器の個数は問わないものとする。）。

表 1

単位：cm

		火 炎 の 幅					
		40 以内	50 以内	60 以内	70 以内	80 以内	100 以内
火炎の長さ	20 以内	100				150	
	20 を超え 40 以内	100	150	200	250	300	350

表 2

		舞台部の空間の高さ		
		8.0m 未満	8.0m 以上 10.0m 未満	10.0m 以上
火炎の長さ		20cm	30cm	40cm

別表 4(第 52 条関係)

百 貨 店 等

大規模な百貨店等の場合

◎指定場所 売場

1 禁止行為の種類 喫煙

認めないものとする。

2 禁止行為の種類 裸火使用

解除の基準

- (1) 電気を熱源（熱源が露出したもの）とする火気使用設備器具は、次の要件を満たす場合に限る。
 ア 使用する場所は、食料品の陳列販売部分以外であること。
 イ 条例において、火災予防上安全な距離が定められている場合は、可燃物から当該距離以上の距離を確保していること。
 ウ 可燃物の転倒、落下等のおそれがないこと。
 エ 従業員等による監視、消火、使用後の点検等の体制が講じられていること。
 オ 消火器具を設けること。
 カ 出入口、階段等から水平距離で 5m 以上離れていること（特定不燃材料で造った壁で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。）。
 キ 危険物品その他の易燃性の可燃物から水平距離で 5m 以上離れていること。（特定不燃材料で造った衝立等で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。）
 (2) 気体・固体を熱源とする火気使用設備器具は、次の要件を満たす場合に限る。
 ア 上記(1)に定める要件に加え、次の要件を満たすこと。
 ① 気体燃料を熱源とする火気使用設備器具を使用する場合は、次に掲げるものであること。
 (ア) 消費量は、1 個につき 58kw 以下であり、総消費量は、下記イに規定する使用する場所ごとに、175kw 以下であること。ただし、防火区画されていない場所で、最大消費熱量が 12kw 以下の簡易湯沸設備（日本工業規格又は火災予防上これと同等以上の基準に適合したものに限る。）を使用する場合の総消費量は、同一解

- 除単位内に存する通常顧客の出入りする部分を合算し、175kw 以下とすること。
- (イ) ガス過流出防止装置又はガス漏れ早期発見のための装置が設置されていること（カートリッジ式火気使用設備器具を除く。）。
- (ウ) 液化ガスは、カートリッジタイプの燃料器であること。
- ② 固体燃料を熱源とする火気使用設備器具を使用する場合の使用量は、同一解除単位内に存する通常顧客の出入りする部分を合算し、1 日につき木炭 15kg、練炭 10kg、豆炭 5kg、その他の固体の燃料 5kg 以下であること。
- イ 使用する場所は、次に掲げるものであること。
- ① 売場外周部に隣接して防火区画されていること。ただし、最大消費量が 12kw 以下の簡易湯沸設備のみ使用する場合には、防火区画とする必要はないものとする。
- ② 各階ごとに 1 ヶ所であること（使用する場所が連続的に複数ある場合は、その 1 団を 1 ヶ所とみなすことができる。）。ただし、次に定める設備等が設けられている場合には、各階ごとに複数ヶ所を使用する場所とすることができる。
- (イ) 油脂を含む蒸気を発生するおそれのある厨房設備に附属する天蓋及び排気ダクトの排気取入口には、火炎の伝走を防止できる装置としてのフード用等簡易自動消火装置が設置されていること。
- (イ) 気体燃料を熱源とする火気使用設備器具については、当該設備又は附属配管部分に地震動等により作動する安全装置（消火装置又は燃料供給停止装置）が設置されていること。
- ③ 防火区画の面積は、150 m² 以下であること。
- ④ スプリンクラー設備又はハロゲン化物消火設備が設けられていること。

3 禁止行為の種類 危険物品持込み

解除の基準

- (1) 従業員による監視体制が講じられていること。
- (2) 消火器具を設けること。
- (3) 出入口、階段等からの水平距離は、危険物品のうち危険物については 6m（危険物のうち危険物の規制に関する規則第 44 条第 2 項から第 5 項までに定めるものを貯蔵し、又は取り扱うものについては 3m）、その他危険物品については 3m 以上とすること（耐火構造の壁で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。）。
- (4) 火気使用場所から水平距離で 5m 以上離れていること（特定不燃材料で造った衝立等で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。）。
- (5) 保管する場合は密栓することとし、他の物品と隔離すること。
- (6) 解除される範囲は、同一解除単位内に存する通常顧客の出入りする部分と合算して、次に掲げるものであること。
- ア 危険物
危険物の規制に関する政令別表第 3 に定める指定数量の 10 分の 1 未満であること。
- イ 可燃性固体類及び可燃性液体類
条例別表第 8 に定める数量の 10 分の 1 未満であること。
- ウ 可燃性ガス容器（高圧ガス保安法の適用を除外される液化ガスに限る。）
ガス総質量が 5kg 以下であり、かつ、容器の総容量がガス質量 5kg 以下であること（容器の個数は問わないものとする。）
- (7) 危険物、可燃性固体類又は可燃性液体類の煮沸行為（揚げ物をする行為を含む。）を行う場所は、次に掲げるものであること。
- ア 上記禁止行為の種類の裸火使用の項(2)イ及び大規模な百貨店等以外の百貨店等の場合の指定場所の売場の部禁止行為の種類の裸火使用の項(2)イに定める使用場所によること。
- イ 大規模な百貨店等で、気体・固体を熱源とする火気使用設備器具の使用場所を複数ヶ所設けることを認めている場合は、揚げ物を調理する厨房設備器具に、調理油の温度が過度に上昇した時に自動的に熱源を停止する装置等を設置すること。

◎指定場所 通常顧客の出入りする部分(催事場等)

1 禁止行為の種類 喫煙

認めないものとする。

2 禁止行為の種類 裸火使用解除の基準

- (1) 可燃物から安全な距離が確保できること。
- (2) 可燃物の転倒、落下等のおそれがないこと。
- (3) 従業員等による監視、消火、使用後の点検等の体制が講じられていること。
- (4) 消火器具を設けること。
- (5) 出入口、階段等から水平距離で5m以上離れていること（特定不燃材料で造った壁で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。）。
- (6) 危険物品その他の易燃性の可燃物から水平距離で5m以上離れていること（特定不燃材料で造った衝立等で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。）。
- (7) 解除される機器及び範囲は、次に掲げるものであること。
 - ア 電気を熱源(熱源が露出しているもの)とする火気使用設備器具
 - イ 気体燃料を熱源とする火気使用設備器具は、次に掲げるものであること。
 - ① 消費量は1個につき58kw以下であること。
 - ② 総消費量は、同一解除単位内に存する売場で使用する消費量と合算して、175kw以下とすること。ただし、上記指定場所の2指定場所の売場の部2禁止行為の種類
の裸火使用の項(2)イに規定する使用する場所に該当する場所を除く。
 - ③ ガス過流出防止装置又はガス漏れ早期発見のための装置が設置されていること
(カートリッジ式火気使用設備きぐを除く。)
 - ④ 液化ガスは、カートリッジタイプの燃料容器であること。
 - ウ 固体燃料を熱源とする火気使用設備器具の使用量は、同一解除単位内に存する売場
で使用する消費量と合算して、1日につき木炭15kg、練炭10kg、豆炭5kg、その他の
固体の燃料5kg以下であること。

3 禁止行為の種類 危険物品持込み解除の基準

- (1) 従業員等による監視体制が講じられていること。
- (2) 消火器具を設けること。
- (3) 出入口、階段等からの水平距離は、危険物品のうち危険物については6m(危険物の
うち危険物の規制に関する規則第44条第2項から第5項までに定めるものを貯蔵し、
又は取り扱うものについては3m)、その他の危険物品については3m以上とすること(耐
火構造の壁で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。)
- (4) 火気使用場所から水平距離で5m以上離れていること（特定不燃材料で造った衝立等
で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。)
- (5) 保管する場合は密栓することとし、他の物品と隔離すること。
- (6) 解除される範囲は同一解除単位内に存する売場と合算して、次に掲げるものである
こと。
 - ア 危険物
危険物の規制に関する政令別表第3に定める指定数量の10分の1未満であること。
 - イ 可燃性固体類及び可燃性液体類
条例別表第8に定める数量の10分の1未満であること。
 - ウ 可燃性ガス容器(高压ガス保安法の適用を除外される液化ガスに限る。)
ガス総質量が5kg以下であり、かつ、容器の総容量がガス質量5kg以下であること
(容器の個数は問わないものとする。)

◎指定場所 通常顧客の出入りする部分(兼営業部分)

1 禁止行為の種類 喫煙

認めないものとする。

2 禁止行為の種類 裸火使用解除の基準

- (1) 指定場所の通常顧客の出入りする部分（催物場等）の部2 禁止行為の種類 の裸火使用の項(1)から(6)までによること。
- (2) 解除される範囲は、電気を熱源とする火気使用設備器具に限ること。

3 禁止行為の種類 危険物品持込み解除の基準

指定場所の通常顧客の出入りする部分（催事場等）の部2 禁止行為の種類 の危険物品持込みの項によること。ただし、煮沸行為（揚げ物をする行為を含む。）を伴わない危険物、可燃性固体類又は可燃性液体類の持込みに限ること。

◎指定場所 通常顧客の出入りする部分(直接外気に開放された部分)1 禁止行為の種類 喫煙

認めないものとする。

2 禁止行為の種類 ・裸火使用

指定場所の通常顧客の出入りする部分（催事場等）の部2 禁止行為の種類 の裸火使用の項(1)から(6)までによること。

3 禁止行為の種類 危険物品持込み

指定場所の通常顧客の出入りする部分（催事場等）の部2 禁止行為の種類 の危険物品持込みの項(1)から(5)までによること。

大規模な百貨店等以外の百貨店等の場合

◎指定場所 売場1 禁止行為の種類 喫煙

大規模な百貨店等の場合の指定場所の売場の喫煙の項に準じるものとする。

2 禁止行為の種類 裸火使用解除の基準

- (1) 大規模な百貨店等の場合の裸火使用の項(1)に準じるものとする。
- (2) 気体・固体を熱源とする火気使用設備器具は、次の要件を満たす場合に限る。
 - ア 売場の部裸火使用の項1に定める要件に加え、次の要件を満たすこと。
 - ① 気体燃料を熱源とする火気使用設備器具を使用する場合は、次に掲げるものであること。
 - (イ) 消費量は、1個につき58kw以下であり、総消費量は、同一解除単位内に存する通常顧客の出入りする部分で使用する消費量と合算し、175kw以下であること。ただし、大規模な百貨店等の場合の指定場所の売場の部2 禁止行為の種類 の裸火使用の項(2)イに規定する使用する場所の要件を満たしている場合は、総消費量を使用する場所ごとに175kw以下とすることができる。
 - (ロ) ガスの過流出防止装置又はガス漏れ早期発見のための装置が設置されていること（カートリッジ式火気使用設備器具を除く。）。
 - (ハ) 液化ガスは、カートリッジタイプの燃料容器であること。
 - ② 固体燃料を熱源とする火気使用設備器具を使用する場合、使用量は、下記の指定場所の通常顧客の出入りする部分（催事場等）の部2 禁止行為の種類 の裸火使用の項と合算して、1日につき木炭15kg、練炭10kg、豆炭5kg、その他の固体の燃料5kg以下であること。
 - イ 使用する場所は、不燃区画（壁は特定不燃材料とする。）されていること。ただし、最大消費熱量12kw以下の簡易湯沸設備（日本工業規格又は火災予防上これと同等以上の基準に適合したものに限る。）のみを使用する場合を除く。

3 禁止行為の種類 危険物品持込み解除の基準

大規模な百貨店等の場合の危険物品持込みの項に準じるものとする。

◎指定場所 通常顧客の出入りする部分(催事場等)1 禁止行為の種類 喫煙

大規模な百貨店等の場合の指定場所の通常顧客の出入りする部分(催事場等)の喫煙の項に準じるものとする。

2 禁止行為の種類 裸火使用解除の基準

大規模な百貨店等の場合の指定場所の通常顧客の出入りする部分(催事場等)の裸火使用の項に準じるものとする。

3 禁止行為の種類 危険物品持込み解除の基準

大規模な百貨店等の場合の指定場所の通常顧客の出入りする部分(催事場等)の危険物品持込みの項に準じるものとする。

◎指定場所 通常顧客の出入りする部分(兼営事業部分)1 禁止行為の種類 喫煙

大規模な百貨店等の場合の指定場所の通常顧客の出入りする部分(兼営事業部分)の喫煙の項に準じるものとする。

2 禁止行為の種類 裸火使用

大規模な百貨店等の場合の指定場所の通常顧客の出入りする部分(兼営事業部分)の裸火使用の項に準じるものとする。

3 禁止行為の種類 危険物品持込み

大規模な百貨店等の場合の指定場所の通常顧客の出入りする部分(兼営事業部分)の危険物品持込みの項に準じるものとする。

◎指定場所 通常顧客の出入りする部分(直接外気に開放された部分)1 禁止行為の種類 喫煙

大規模な百貨店等の場合の指定場所の通常顧客の出入りする部分(直接外気に開放された部分)の喫煙の項に準じるものとする。

2 禁止行為の種類 裸火使用

大規模な百貨店等の場合の指定場所の通常顧客の出入りする部分(直接外気に開放された部分)の裸火使用の項に準じるものとする。

3 禁止行為の種類 危険物品持込み

大規模な百貨店等の場合の指定場所の通常顧客の出入りする部分(直接外気に開放された部分)の危険物品持込みの項に準じるものとする。

別表 5(第 52 条関係)

屋 内 展 示 場

◎指定場所 公衆の出入りする部分1 禁止行為の種類 喫煙

認めないものとする。

2 禁止行為の種類 裸火使用解除の基準

(1) 可燃物から、次に定める安全な距離を確保していること。

ア 条例において火災予防上安全な距離が定められている場合は、当該距離以上の距離

イ 前ア以外の場合、火炎の幅及び長さに応じて、表に定める距離以上の距離

(2) 可燃物の転倒、落下等のおそれがないこと。

- (3) 従業員等による監視、消火、使用後の点検等の体制が講じられていること。
- (4) 使用者が、裸火使用を容易に停止できる措置が講じられていること。
- (5) 消火器具を設けること。
- (6) 出入口及び階段等から水平距離で 5m 以上離れていること（特定不燃材料で造った壁で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。）。
- (7) 危険物品その他の易燃性の可燃物から水平距離で 5m 以上離れていること。（特定不燃材料で造った衝立等で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。）。
- (8) 解除される機器及び範囲は、次に掲げるものであること。
 - ア 電気を熱源とし、当該熱源が露出している器具その他それに類する他の機器
 - イ 気体燃料を熱源とする火気使用設備器具及び気体燃料を熱源とするその他の機器は、次に掲げるものであること。
 - ① 消費量は、1 個につき 58kw 以下であり、総消費量は 175kw 以下であること。
 - ② ガス過流出防止装置又はガス漏れ早期発見のための装置が設置されていること（カートリッジ式火気使用設備器具を除く。）
 - ウ 液体燃料を熱源とする火気使用設備器具及び液体燃料を熱源とするその他の機器を使用する場合は、展示に伴う実演に限るもので必要最小限とする。
 - エ 固定燃料を熱源とする火気使用設備器具及び固体燃料を熱源とするその他の機器を使用する場合は、展示に伴う実演に限るもので必要最小限とする。
 - オ 火炎を有するものは、火炎の長さが 10cm 以内の長さであること。
 - カ 火薬類を消費する場合は、次に掲げるものであること。
 - ① 使用場所は、舞台であること。
 - ② 音又は煙を出すための煙火に限ること。
 - ③ 煙火は、固定して消費すること（拳銃等の形態による消費を除く。）。
 - ④ 火薬類取扱いに関する知識及び技術を有する専従員が取り扱うこと。

3 禁止行為の種類・・危険物品持込み

解除の基準

- (1) 従業員等による監視体制が講じられていること。
- (2) 消火器具を設けること。
- (3) 出入口及び階段等からの水平距離は、危険物品のうち危険物については 6m（危険物のうち危険物の規制に関する規則第 44 条第 2 項から第 5 項までに定めるものを貯蔵し、又は取り扱うものについて 3m）、その他の危険物品については 3m 以上とすること（耐火構造の壁で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。）。
- (4) 火気使用場所から水平距離で 5m 以上離れていること（特定不燃材料で造った衝立等で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。）。
- (5) 保管する場合は密栓することとし、他の物品と隔離すること。
- (6) 解除される範囲は、次に掲げるものであること。
 - ア 危険物
危険物の規制に関する政令別表第 3 に定める指定数量の 10 分の 1 未満であること。
 - イ 可燃性固体類及び可燃性液体類
条例別表第 8 に定める数量の 10 分の 1 未満であること。
 - ウ 可燃性ガス容器（液化ガスに限る。）
ガス総質量が 5kg 以下であり、かつ、容器の総容量がガス質量 5kg 以下であること（容器の個数は問わないものとする。）。ただし、高圧ガス保安法の適用を受ける容器（容量 2kg 以下）を持ち込む場合は、次に掲げる要件を満たしていること。
 - ① 使用するホースは、外圧によりつぶれない構造であること。
 - ② 容器の転倒防止装置が図られていること。
 - ③ 容器は、連結して使用しないこと。
 - エ 火薬類（打上げ煙火を除く。）
火薬類の原料である火薬又は爆薬の量により、1 回当たり次の個数以下であると。

- ① 0.1g 以下のものは、30個
 ② 0.1g を超え 15g 以下のものは、5個

表

単位：cm

		火 炎 の 幅					
		40 以内	50 以内	60 以内	70 以内	80 以内	100 以内
火炎の長さ	20 以内	100				150	
	20 を超え 40 以内	100	150	200	250	300	350

別表 6(第 52 条関係)

映画スタジオ及びテレビスタジオ

◎指定場所 撮影用セットを設ける部分

1 禁止行為の種類 喫煙

解除の基準

- (1) 演出上必要なものに限ること。
 (2) 喫煙設備を設けること。
 (3) 消火器具を設けること。
 (4) 従業員等による監視体制が講じられていること。

2 禁止行為の種類 裸火使用（瞬間的な火炎以外の裸火）

解除の基準

- (1) 可燃物から、次に定める安全な距離を確保していること。
 ア 条例において、火災予防上安全な距離が定められている場合には、当該距離以上の距離
 イ 前ア以外の場合には、火炎の幅及び長さに応じて、表 1 に規定する距離以上の距離
 (2) 可燃物の転倒、落下等のおそれがないこと。
 (3) 従業員等による監視、消火等の体制が講じられていること。
 (4) 使用者が、裸火使用を容易に停止できる措置が講じられていること。
 (5) 消火器具を設けること。
 (6) 解除される機器及び範囲は、次に掲げるものであること。
 ア 電気を熱源とし、当該熱源が露出している器具その他それに類する他の機器
 イ 気体燃料を熱源とするその他の機器は、次に掲げるものであること。
 ① 消費量は、1 個につき 58kw 以下であり、総消費量は、175kw 以下であること。
 ② ガス過流出防止装置又はガス漏れ早期発見のための装置が設置されていること（カートリッジ式火気使用設備器具を除く。）。
 ③ 液化ガスは、カートリッジタイプの燃料容器を使用すること。ただし、大空間を有するスタジオでは、この限りでない。
 ウ 液体燃料又は固体燃料を熱源とする火気使用設備器具及び液体燃料又は固体燃料を熱源とするその他の機器は、次のいずれにも該当すること。
 ① 演出上必要なものに限ること。
 ② 危険物は、引火点が 40 度以上で、かつ、消費量が 100ml 以内であること。
 ③ 危険物は、漏れ、あふれ又は飛散しないよう措置を講じてあること。
 ④ 火炎を有するものは、スタジオの空間の高さに応じて、火炎の長さが表 2 に規定する長さ以内の長さであること。
 ⑤ 燃焼の炎は、安定し、かつ、継続するものであること。
 ⑥ 燃焼時に、火の粉が発生しないこと。
 オ 火薬類を消費する場合は、次に掲げるものであること。
 ① 飛散した火花は、床面に落下する前に燃え尽きるものであること。
 ② 火炎を有するものは、スタジオの空間の高さに応じて、火炎の長さが表 2 に規定する長さ以内の長さであること。

- ③ 煙火は、固定して消費すること（拳銃等の形態による消費を除く。）。
- ④ 煙火は、飛ばすものでないこと。
- ⑤ 火薬類取扱いに関する知識及び技術を有する専従員が取り扱うこと。
- ⑥ 火花を吹き出す煙火は、次ぎに掲げるものであること。
 - (ア) 実験により特性を確認したものであること。
 - (イ) 煙火は、固定して消費すること。
 - (ウ) 飛散した火花は、床面に落下する前に燃え尽きるものであること。
 - (エ) 火花の飛散範囲は、煙火の周囲 2m 以内であり、かつ、飛散範囲内の煙火の火花の高さは、スタジオの空間の高さに応じて、表 3(大空間を有するスタジオの場合は表 4)に規定する高さ以内の高さであること。
 - (オ) 火花の飛散範囲内及びその範囲から周囲 2m の床面を防火性能を有する材料（準不燃材料等）で覆うこと。
 - (カ) 火花の飛散範囲内及びその範囲から周囲 4m 及び周囲 2m 以内には、可燃物を置かないこと。
 - (キ) 火花の飛散範囲内に演技者等がいないこと。
 - (ク) 火花の飛散範囲から 6m 以内に観客がいないこと。
 - (ケ) 消費中の煙火を移動しないこと。
 - (コ) 煙火消費後、排煙の措置を講ずること。
 - (サ) 消火器を増設するほか、必要に応じて屋内消火栓設備等の使用準備をすること。
 - (シ) 火薬類取扱いに関する知識及び技術を有する専従員が取り扱うこと。

3 禁止行為の種類 裸火使用（瞬間的な火炎による裸火）

解除の基準

- (1) 演出上必要なものに限ること。
- (2) 可燃物の転倒、落下等のおそれがないこと。
- (3) 従業員等による監視、消火等の体制が講じられていること。
- (4) 使用者が、裸火使用を容易に停止できる措置が講じられていること。
- (5) 消火器具を設けること。
- (6) 解除される機器及び範囲は、次に掲げるものであること。
 - ア 気体燃料を熱源とする瞬間的な火炎を発生する機器及び範囲は、次によること。
 - ① 機器は、安定した火炎を発生する機器及び範囲は、次によること。
 - ② 気体燃料を熱源とするカートリッジ式の火気使用設備器具に限ること。
 - ③ 気体燃料の逆流を防止する構造又は対策が講じられていること。
 - ④ 燃料容器を機器に設置する場合に、気体燃料が漏えいしないこと。
 - ⑤ 気体燃料への点火は、電気点火とすること。
 - ⑥ 気体燃料の放射は、垂直とすること。
 - ⑦ スタジオ床面に固定して使用すること。
 - ⑧ 可燃性のガス滞留するおそれのない場所で使用すること。
 - ⑨ 可燃物までの範囲は、次によること。
 - (ア) 火炎の危険範囲には、可燃物を置かないこと。
 - (イ) 火炎の危険範囲から上方 1m、側方 1m、下方 0.2m で囲まれる範囲には、可燃物を置かないこと（JIS A 1323 に適合する工事用シートで防火上有効に覆う等の措置を講じた場合を除く。）。
 - ⑩ 火炎の危険範囲内及びその範囲から上方 1m 及び周期 1m 以内には、演技者等がいないこと。
 - ⑪ 火炎の危険範囲から周囲 6m 以内には、観客がいないこと。
 - イ 液体燃料を熱源とする瞬間的な火炎を発生する機器及び範囲は、次によること。
 - ① 危険物は、引火点が 40 度以上で、かつ、消費量が 100ml 以内であること。
 - ② 危険物は、漏れ、あふれ又は飛散しないよう措置を講じてあること。
 - ③ 前ア①、③及び⑤から⑪までの規定を準用すること。この場合において、前ア中

「気体燃料」とあるのは、「液体燃料」と読み替えるものとする。

- ④ 火炎の危険範囲内及びその範囲から周囲 1m 以内の床面を防火性能を有する材料（準不燃材料等）で覆うこと。
- ⑤ 前④の床面に可燃物がある場合には、JIS A 1323 に適合する工事用シートで防火上有効に覆う等の措置を講じること。

4 禁止行為の種類 危険物品持込み

解除の基準

- (1) 従業員等による監視体制が講じられていること。
- (2) 消火器具を設けること。
- (3) 解除される範囲は、次に掲げるものであること。

ア 危険物

危険物の規則に関する政令別表第 3 に定める指定数量の100分の1未満であること。

イ 可燃性固体類及び可燃性液体類

ガス総質量が 5kg 以下であり、かつ、容器の総容量がガス質量 5kg 以下であること（容器の個数は問わないものとする。）。ただし、大空間を有するスタジオにおいて、

高压ガス保安法の適用を受ける容器（容量 2kg 以下）を持ち込む場合は、次に掲げる要件を満たしていること。

- ① 使用するホースは、外圧によりつぶれない構造であること。
- ② 容器の転倒防止措置が図られていること。
- ③ 容器は、連続して使用しないこと。

ウ 火薬類（打上げ煙火を除く。）

火薬類の原料である火薬又は爆薬の量により、1 回当たり次の個数以下であること。

- ① 0.1kg 以下のものは、5 0 個
- ② 0.1g を超え 15g 以下のものは、1 0 個（大空間を有するスタジオに限り、5kg を超える火薬類を使用しない場合には、2 0 個とすることができる。）

表 1

単位：cm

		火 炎 の 幅					
		40 以内	50 以内	60 以内	70 以内	80 以内	100 以内
火炎の長さ	20 以内	100				150	
	20 を超え 40 以内	100	150	200	250	300	350

表 2

		スタジオの空間の高さ		
		8.0m 未満	8.0m 以上 10.0m 未満	10.0m 以上
火炎の長さ		20cm	30cm	40cm

表 3

		スタジオの空間の高さ		
		8.0m 未満	8.0m 以上 10.0m 未満	10.0m 以上
火花を噴き出す煙火の 火花の高さ		2.0m	2.5m	3.0m

表 4

		大空間を有するスタジオの空間の高さ	
		8.0m 以上 10.0m 未満	10.0m 以上
火花を噴き出す煙火の 火花の高さ		4.0m	5.0m

※備考：大空間を有するスタジオとは、次に掲げる 3 つの要件を満たしているスタジオをいう。

- 1 空間の高さが 8m 以上であること。
- 2 撮影スタッフ等の関係者以外の者（エキストラ、公開録画による観客等を含む。）の出入りがないこと。
- 3 大道具等のセットが設けられていないこと。

別表 7(第 52 条関係)

重 要 文 化 財 等	
◎指定場所	建造物の内部及び周囲
1 禁止行為の種類	喫煙
解除の基準	
	(1) 関係者等による監視体制が講じられていること。
	(2) 危険物品その他の易燃性の可燃物を取り扱う場所の付近ではないこと。
	(3) 喫煙設備を設けること。
	(4) 消火器具を設けること。
	(5) 整理、清掃等の措置が講じられていること。
2 禁止行為の種類	裸火使用
解除の基準	
	(1) 条例において、火災予防上安全な距離が定められている場合は、可燃物から当該距離以上の距離を確保していること。
	(2) 可燃物の転倒、落下等のおそれがないこと。
	(3) 関係者等による監視、消火等の体制が講じられていること。
	(4) 消火器具を設けること。
	(5) 解除される機器及び範囲は、次に掲げるものであること。
	ア 電気を熱源(熱源が露出しているもの)とする火気使用設備器具
	イ 気体燃料を熱源とする火気使用設備器具
	ウ 固体燃料を熱源とする火気使用設備器具を使用する場合の使用量は、1日につき木炭 15kg、練炭 10kg、豆炭 5kg、その他の固体の燃料 5kg 以下であること。
3 禁止行為の種類	危険物品の持込み
解除の基準	
	(1) 関係者等による監視体制が講じられていること。
	(2) 消火器具を設けること。
	(3) 保管する場合は密栓することとし、他の物品と隔離すること。
	(4) 解除される範囲は、次に掲げるものであること。
	ア 危険物
	危険物の規制に関する政令別表第3に定める指定数量の50分の1未満であること。
	イ 可燃性固体類及び可燃性液体類
	条例別表8に定める数量の50分の1未満であること。
	ウ 可燃性ガス容器(高压ガス保安法の適用を除外される液化ガスに限る。)
	ガス総質量が10kg以下であり、かつ、容器の総容量がガス質量10kg以下であること(容器の個数は問わないものとする。)

別表 8(第 52 条関係)

車両の停車場及び船舶・航空機の発着場	
◎指定場所	公衆の出入りする部分
1 禁止行為の種類	危険物品の持込み
解除の基準	
	(1) 従業員等による監視体制が講じられていること。
	(2) 消火器具を設けること。
	(3) 解除される範囲は、次に掲げるものであること。
	ア 危険物
	危険物の規制に関する政令別表第3に定める指定数量の20分の1未満であること。
	イ 可燃性固体類及び可燃性液体類
	条例別表8に定める数量の20分の1未満であること。
	ウ 可燃性ガス容器(高压ガス保安法の適用を除外される液化ガスに限る。)
	ガス総質量が5kg以下であり、かつ、容器の総容量がガス質量5kg以下であること(容器の個数は問わないものとする。)

別表 9(第 65 条関係)

査察の種別

種 別	内 容	担当査察員
定期査察	防火対象物査察	別表第9の2（その1）に掲げる防火対象物に対する査察 署所職員 予防査察係 機動査察係
	危険物施設査察	別表第9の2（その2）に掲げる防火対象物に対する査察 危険物係
特別査察	緊急査察	緊急その他の事由により必要と認める場合に、消防局長又は消防署長が特に必要と認める防火対象物に対する査察 署所職員 予防査察係 機動査察係
	確認査察	特別指定査察対象物(注1)に指定されたもののうち消防局長又は消防署長が必要と定める期間実施する査察 署所職員
違反処理		警告以降の違反処理（命令、告発の措置）に移行したもの又は移行する予定のものに対する査察 予防査察係

備 考

（注1） 特別指定査察対象物とは、過去に警告書の交付や命令、告発を受けたことがあるもの又は重大な法令違反で指摘を受けたことがあるもののうち消防局長又は消防署長が必要と認めるものをいう。

別表第9の2（その1）（第68条関係）

査察区分表(防火対象物)

査察区分	査察対象物	査察頻度
第1種 査察対象物	下記の(ア)又は(イ)の適用を受けるもの (ア) 法第8条の2の2第1項（注1）及び法第36条第4項（注2）の適用を受けるもの (イ) 防火対象物における表示制度(注3)において「表示(銀)マーク」の交付を受けているもの	1年に 1回以上
第2種 査察対象物	下記の(ア)又は(イ)の適用を受けるもの (ア) 政令別表第1に掲げる防火対象物のうち下記のもの（※第1種査察対象物を除く） (2)項ニ、(4)項、(5)項イ(注4)、(6)項ロ(注5)、(9)項イ、 (16)項イ(注6) (イ) 政令別表第1(17)、(18)項に掲げるもの	2年に 1回以上
第3種 査察対象物	下記の(ア)、(イ)又は(ウ)の適用を受けるもの (ア) 法第8条の2の3(注7)及び法第36条第5項(注8)の適用を受けるもの (イ) 防火対象物における表示制度において「表示(金)マーク」の交付を受けているもの (ウ) 政令別表第1に掲げる防火対象物のうち法第8条第1項の適用を受けるもの（※第1～2種査察対象物を除く）	3年に 1回以上
第4種 査察対象物	下記の(ア)又は(イ)の適用を受けるもの (ア) 政令別表第1に掲げる防火対象物のうち法第8条第1項の適用を受けないもの（※第1種査察対象物を除く） (イ) 法第8条の2及び法第36条第3項(注9)の適用を受けるもの	5年に 1回以上

備 考

（注1） 防火対象物定期点検報告制度の適用を受けるもの
特定防火対象物で、次のいずれかの要件に該当するもの
（ア） 収容人員が300人以上のもの
（イ） 政令別表第1(1)項～(4)項、(5)項イ、(6)項、(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が避難階以外の階に存する防火対象物で、当該避難階以外の階から避難階又は地上に直通する階段が2以上設けられていないもの

- (注2) 防災管理点検報告制度の適用を受けるもの
イ政令別表第1(1)項～(4)項、(5)項イ、(6)項～(12)項、(13)項イ、(15)項及び(17)項に掲げる防火対象物のうち次のいずれかの要件に該当するもの
（ア） 地階を除く階数が11以上の防火対象物で、延べ面積が1万㎡以上のもの
（イ） 地階を除く階数が5以上10以下の防火対象物で、延べ面積が2万㎡以上のもの
（ウ） 地階を除く階数が4以下の防火対象物で、延べ面積が5万㎡以上のもの
ロ政令別表第1(16)項に掲げる防火対象物で次のいずれかの要件に該当するもの
（ア） 自衛消防組織設置防火対象物の用途に供される部分の全部又は一部が11階以上の階に存する防火対象物で、当該部分の床面積の合計が1万㎡以上のもの
（イ） 自衛消防組織設置防火対象物の用途に供される部分の全部が10階以下の階に存し、かつ、当該部分の全部又は一部が5階以上の階に存する防火対象物で、当該部分の床面積の合計が2万㎡以上のもの
（ウ） 自衛消防組織設置対象物の用途に供される部分の全部が4階以下の階に存する防火対象物で、当該部分の床面積の合計が5万㎡以上のもの
- (注3) 防火対象物における表示制度(表示対象物)の交付を受けているもの
政令別表第1(1)項イ、(4)項、(5)項イ、(6)項イ・ロ及び(16)項イに掲げる防火対象物のうち対象用途に供する部分が存するもので次の要件に該当するもの
（ア） 法第8条の適用を受けるもの
（イ） 防火対象物の地階を除く階数が3以上のもの
- (注4) 防火対象物定期点検非該当ホテル及び簡易宿泊所
- (注5) (6)項ロに掲げる防火対象物のうち延べ面積が1,000㎡未満のもの
- (注6) (16)項イに掲げる防火対象物のうち第2種査察対象物(ア)に掲げる用途を含むものに限る
- (注7) 防火対象物定期点検報告制度特例認定の適用を受けるもの
防火対象物定期点検報告制度に該当する防火対象物で、次の要件を満たし、かつ、管理権原者からの申請に対して消防機関が認定したもの
（ア） 管理権原者が当該防火対象物の管理を開始してから3年以上経過していること。
（イ） 過去3年間に於いて防火対象物の位置、構造、設備又は管理の状況について消防法令等の違反により命令を受けたことがないこと。
（ウ） 過去3年間に於いて、特例認定の取り消しを受けたことがないこと。
（エ） 過去3年間に於いて、点検未実施若しくは未報告又は虚偽の報告がないこと。
（オ） 過去3年間に於いて、点検の結果防火対象物点検資格者により点検対象事項が点検基準に適合しないと認められたことがないこと。
（カ） 当該防火対象物について、消防法令等に基づく命令の遵守が優良であると認められること。
（キ） 認定取り消しを受ける事由がないこと。
（ク） 省令第4条の2の8第1項に規定する消防局長の検査において、必要な条件を満たしていること。
- (注8) 防災管理点検報告特例認定の適用を受けるもの
防災管理点検報告制度に該当する防火対象物で、次の要件を満たし、かつ、管理権原者からの申請に対して消防機関が認定したもの
（ア） 管理権原者が当該防災管理対象物の管理を開始してから3年以上経過していること。
（イ） 過去3年間に於いて、消防法令等に基づく命令を受けたことがなく、また、うけるべき事由がないこと。
（ウ） 過去3年間に於いて、防災管理特例認定の取り消しを受けたことがないこと。
（エ） 過去3年間に於いて、点検未実施若しくは未報告又は虚偽の報告がないこと。
（オ） 省令第51条の16第1項に規定する消防局長の検査において、必要な条件を満たしていること。
- (注9) 統括防火(防災)管理制度とは、次のいずれかの要件を満たすものをいう。
（ア） 高層建築物(高さ31mを超える建築物)
（イ） 次の防火対象物において、その管理について権原が分かれているもの
（1） 政令別表第1(6)項ロ及び(16)項イのうち(6)項ロの用途に供される部分が存する防火対象物で、地階を除く階数が3以上で、かつ、収容人員が10人以上のもの
（2） 特定防火対象物のうち、地階を除く階数が3以上で、かつ、収容人員が30人以上のもの

- (3) (16)項ロに掲げる防火対象物のうち、地階を除く階数が5以上で、かつ、収容人員が50人以上のもの

別表第9の2（その2）（第68条関係）

査察区分表（危険物施設）

査察区分	査察対象物	要 件	査察頻度
第1種 査察対象物	(1) 災害発生の高い危険物施設（注1）のうち、右記に掲げる事項の①及び②に該当する施設 (2) 給油取扱所（自家用、船舶及び航空機給油取扱所は除く。） (3) 局長がその都度指定する危険物施設	① 埋設後20年以上の地下タンク又は埋設管がある危険物施設。 ② 低引火危険物等（引火点が40℃未満の第四類危険物施設及び軽油又は灯油をいう。）を貯蔵し、又は取り扱うものであること。	1年に1回
第2種 査察対象物	(1) 災害発生率の高い危険物施設のうち、右記に掲げる事項の①及び②のいずれかに該当する施設 (2) 自家用給油取扱所 (3) 著しく消火困難な危険物施設	① 埋設後20年以上の地下タンク又は埋設管がある危険物施設。 ② 低引火危険物等（引火点が40℃未満の第四類危険物施設及び軽油又は灯油をいう。）を貯蔵し、又は取り扱うものであること。	3年に1回
第3種 査察対象物	災害発生率の低い危険物施設のうち、右記に掲げる事項の①及び②に該当する施設	① 埋設後20年以上の地下タンク又は埋設管がある危険物施設。 ② 低引火危険物等（引火点が40℃未満の第四類危険物施設及び軽油又は灯油をいう。）を貯蔵し、又は取り扱うものであること。	5年に1回
第4種 査察対象物	(1) 第1種から第3種査察対象物に該当するもの以外の危険物施設 (2) 危険物運搬車両		6年に1回

備 考

(注1) 災害発生の高い危険物施設とは、近年の災害統計（総務省消防庁「危険物に係る事故の概要の公表」参照）に基づき、毎年消防局長が指定する危険物施設をいう。

(注2) 著しく消火困難な危険物施設とは、危険物の規制に関する規則第33条第1項に規定する施設をいう。

別表 10(第 89 条関係)

違反処理基準その 1(消防法第 3 条関係)

違反項目	違反内容	措置区分						留意事項
		適用要件	第 1 次措置	適用要件	第 2 次措置	適用要件	第 3 次措置	
1	屋外において、火遊び、喫煙、たき火、火を使用する設備若しくは器具（物件に限る。）又はその使用に際し火災の発生のおそれのある設備若しくは器具（物件に限る。）の使用その他これらに類する行為で火災の予防に危険であると認めるもの	(例) 1 火花を発する行為を可燃性蒸気（ペーパー）が発生又は滞留している場所（産業廃棄物処理場、塗装工場、自動車修理工場、ゴム工場等の屋外、新築工事中の建物の敷地内等）で行っているもの（禁止、制限、危険物の除去） 2 工事現場などで、不燃シート等で建築物の木造部分を養生せずに火花を発する行為を行っているもの（禁止、制限、消火の準備） 3 たき火の炎が、木造家屋の壁体等に接し、その部分が炭化*1しているもの（禁止、消火の準備） 4 危険物又は可燃物の付近で火花をしているもの（禁止）	禁止、停止若しくは制限又は消火の準備命令 （法第 3 条）					【履行期間】 原則、即時 ・屋外の危険物に対する本条の適用 屋外の少量危険物の貯蔵口取扱いについては違反項目 35「 少量危険物貯蔵所に係る基準違反 」により処理する。
2	屋外において、残火、取灰又は火粉により火災の予防に危険であると認めるもの	(例) 神社の境内において実施したどんど焼き後、後始末が不完全のまま行為者が その場を離れたもの（始末）	残火、取灰又は火粉の始末の命令 （法第 3 条）					【履行期間】 原則、即時 ・違反項目 2～4 において措置命令が履行されない場合において、緊急を要するときには代執行を実施する。
3	屋外において火災の予防に危険であると認める危険物又は放置され、若しくは みだりに存置 *2された燃焼のおそれのある物件	(例) 1 屋外においてオートバイ（廃車）のタンクからガソリンが漏れ、可燃性蒸気が発生しているもの（除去） 2 焼却炉に接して可燃物が大量に放置されているもの（整理又は除去）	物件の除去その他の処理命令 （法第 3 条）					・履行義務者が確知できない場合において、緊急を要するときには即時措置を実施する。

4	屋外において消防の活動に支障になると認められる、放置され、若しくは みだりに存置 *2された物件	(例) 1 避難器具が設置されている建物において、屋外の避難通路が使用不能となる物件が存置されている場合(除去) 2 敷地内の店舗出入口前に置かれた避難上通行不能となる大量の物品の放置(整理又は除去)	物件の整理又は除去命令(法第3条)						【履行期間】 原則、即時 ◎「避難通路の状況」について ・道路、広場等への避難が不可能な状況(空調室外機等の避難時に自力で除去できないようなものが置かれている場合等) ・固定されているものにより避難通路の通り抜けが不可能なもの ・放置等されている物件により避難通路が閉鎖され、1人で直ちに撤去できないものが存置されているもの
---	---	---	-------------------	--	--	--	--	--	---

備考1

1 「炭化」とは、次の状態のことをいう。

- (1) 炭化部分が剥離、灰化し始めた状態
- (2) 温度上昇が見られた段階(壁体表面温度100℃超)で消火準備、一部でも炭化が始まった状態で禁止
- (3) 継続的なたき火による炭化

2 法第3条における「みだりに存置」とは、その物件の所有者、管理者又は占有者にそれをその場所に置く意思が現在ともあり、また、その物品について多少の管理もなされているとも、それを置くことに何ら正当な理由が認められず、ほぼ放置と同様の状態にあることをいう。

違反処理基準その2(消防法第5条の3関係)

違反項目	違反内容	措置区分						留意事項
		適用要件	第1次措置	適用要件	第2次措置	適用要件	第3次措置	
5	火遊び、喫煙、たき火、火を使用する設備若しくは器具(物件に限る。)又はその使用に際し火災の発生のおそれのある設備若しくは器具(物件に限る。)の使用その他これらに類する行為で火災の予防に危険であると認めるもの	(例) 1 防火対象物の塗装中(シンナーを使用)において喫煙行為又は溶接作業をしているもの(禁止) 2 可燃性ガスが滞留している場所でガスコンロ等を使用している場合(禁止) 3 ガスコンロの炎が壁体に接し、その部分が炭化しているもの(停止)	禁止、停止若しくは制限又は消火の準備命令 (法第5条の3)	措置命令不履行で引き続き人命に危険であると認める場合等	使用停止命令 (法第5条の2に基づき消防局長等が行う命令)			【履行期間】 原則、即時 ・除去命令が履行されない場合の対応要領 法第5条の3に基づく、消防吏員のAに対する除去命令が履行されない場合、当該命令履行者が法第5条の命令の客体であるBと同一でないときには、法第5条に基づき、消防局長等がBに対して除去命令を行う。 なお、この法第5条の命令が履行されない場合、引き続き人命危険等が存するときには法第5条の2による使用停止命令等を行うことになる。 法第5条の2の命令の客体Cは、通常、Bと同一であるが、「特に緊急の必要…」において発する場合には、工事の請負人等であり、客体が異なることがほとんどであると思われる。この場合、C以外のBに対して法第5条の2に基づく使用停止命令等は行えないため注意を要する。 A=物件の所有者、管理者又は占有者で権原を有する者(特に緊急の必要があると認める場合においては、当該物件の所有者、管理者若しくは占有者又は当該防火対象物の関係者) B=防火対象物の権原を有する関係者(特に緊急の必要があると認める場合においては、関係者及び工事の請負人又は現場管理者) C=防火対象物の権原を有する関係者
6	残火、取灰又は火粉により火災の予防に危険であると認めるもの	(例) 炭火焼きを行う飲食店で使用した赤熱している炭を可燃物の直近に放置しているもの(始末)	始末の命令 (法第5条の3)	除去命令不履行	除去命令 (法第5条に基づき消防局長等が行う命令)	除去命令不履行で引き続き人命に危険であると認める場合等	使用停止命令 (法第5条の2)	

7	火災の予防に危険であると認める、危険物又は放置され、若しくはみだりに存置された燃焼のおそれのある物件	(例) 1 階段室、廊下、通路等避難施設内を倉庫又はクローゼット代わりに使用し、下記の物件のいずれかが存置されている場合（物件の除去） ・ガソリン、シンナー、火薬類等の危険物品 ・大量の化繊製衣装 ・ボンベが装填された状態で大量の携帯コンロ又は大量のボンベ本体 ・古新聞、ダンボール、ビールケース等の大量の可燃物 2 使用中の火気使用設備の上方の棚にボンベが装填された状態の携帯コンロが存置されている場合		物件の除去、その他の処理命令 （法第5条の3）	除去命令不履行	除去命令 （法第5条に基づき消防局長等が行う命令）	除去命令不履行で引き続き人命に危険であると認める場合等	使用停止命令 （法第5条の2）	【履行期間】 原則、即時 ◎代執行を行う基準 令別表第1、(6)項に掲げる防火対象物等、使用停止命令によっては当該対象物の入院者等に多大な負担を強いるおそれがあるものは、法第5条の除去命令が不履行の場合、使用停止命令ではなく、代執行を行う。 ◎即時措置を行う基準 履行義務者が確知できない場合に、例えば、階段踊り場にシンナーの入った缶が開放された状態で置かれ、当該缶から可燃性蒸気が発生している場合等、一刻も早く措置を行わなければ火災予防上重大な支障を生ずるおそれのあるときに即時措置を実施する。 ・違反項目7又は違反項目8において、違反処理基準に該当しないが、繰り返し違反等があるものは、違反項目13「防火管理関係違反」で処理する。
8	消防の活動に支障になると認める、放置され、若しくはみだりに存置された物件	(例) 物件が存置されていることにより、1人でさえ通行することが困難な場合（物件の除去、整理）		物件の整理又は除去命令 （法第5条の3）					

違反処理基準その3（消防法第5条及び第8条関係）

違反項目		違反内容	措置区分					留意事項	
			適用要件	第1次措置	適用要件	第2次措置	適用要件		第3次措置
9	防火対象物の位置、構造、設備、管理の状況等について、人命危険又は延焼危険、消火、避難等消防の活動に支	(例) 1 防火施設が設置されていないもの又は構造不適若しくは機能不良となっているもの ・堅穴区画に設けられた防火戸、防火シャッター若しくは防火ダンパーが撤	未是正	警告	警告不履行のもの	改修命令(法第5条)	警告事項不履行のもので、引き続き人命に危険	使用停止命令(法第5条の2第1項第1号)	【履行期間】 改修、移転、除去その他必要な措置を行うために <u>必要な合理的な期間</u> とする。 ・改修:堅穴区画の改修命令等 ・移転:ゴミ焼却炉の移

	障になると認める場合	去され又は機能を失っているもの ・配管貫通部の埋戻しが不完全なもの 2 避難施設が構造不適又は機能不良となっているもの ・階段出入口の防火シャッターが変形により機能不良となっているもの ・階段室を他目的に使用するため工事を行い、構造不適となったもの 3 避難施設の管理不適のもの ・物件存置により、1、2名が通行できる状態であるもの ・ビニール系の可燃物が多数あるもの 4 防災対象物品が防火性能を有していないもの 5 変電室を区画している壁、床、天井が可燃材で造られ、着火危険があるもの					であると認める場合等	転命令等 ・除去：避難障害となる物品の除去命令等 <u>違反内容1の例</u> 「構造不適とは」 ・鉄製の防火戸を木製等の扉に変更しているもの ・防火戸をボルト等で固定し閉鎖できないもの 「機能不適とは」 自火報連動防火戸の連動不良、ドアチェックの取り外し <u>違反内容2の例</u> 「機能不良とは」 自動火災報知設備連動防火戸の連動不良 ・構造不適：鉄製の防火戸を木製等の防火戸に交換 階段の改変、破損又は腐食により構造耐力が保持されていないもの 階段部分に扉等を設置し施錠することにより当該階段が通行不能となっているもの 階段、出入口、廊下、通路等の避難上障害となる工作物が設置されているもの <u>違反内容4の例</u> スプリンクラー設備等により有効に警戒されているもの、内装、区画、周囲の状況等から判断して延焼拡大危険が認められないものは除く。
--	-------------------	---	--	--	--	--	-------------------	---

10	小規模雑居ビル *3(屋内階段のもの)において、人命危険又は延焼危険が認められる場合	(例) 1 階段内にビニール、プラスチック系の可燃物が多量にあり、上階の防火戸が撤去され、かつ、避難器具が設置されていないもの 2 火気使用場所の存する階の防火戸が撤去され、かつ、当該階より上階で複数の無窓階の防火戸が撤去されているもの 3 利用者等がエレベーターのみで移動し、階段が重量物で完全に塞がれ、かつ、避難器具等が設置されていないもの		使用停止命令等 (法第5条の2第1項第2号)				【履行期間】 原則、即時 ◎*3「小規模雑居ビル」 次の(1)から(3)までの全てに該当する防火対象物 (1) 次のア又はイに該当する防火対象物であること。 ア 令別表第1(2)項若しくは(3)項に掲げる防火対象物であって、地階を除く階数が3以上の防火対象物 イ 令別表第1(16)項イに掲げる複合用途防火対象物で地階を除く階数が3以上の防火対象物のうち、3階以上に同表(2)項又は(3)項に掲げる防火対象物の用途に供されている部分があること。 (2) 直通階段が1つのみ設けられていること。 (3) 消防法第8条の2の規定により共同防火管理を要すること。 ◎使用の禁止 ・木造3階特定用途部分の使用禁止命令等使用の停止 ・スプリンクラー未設置部分の使用停止命令等使用の制限 ・劇場等の定員制限命令等 ◎*5「防火管理業務が適正に行われていないと認められるもの」について ・防火管理者が転勤等により、一時的に選任されない場合でも、防火管理業務が適正に行われている実態が認められる場合等は、本内容に該当しないものとする。
11	小規模雑居ビル以外 において、人命危険又は延焼危険が認められる場合	(例) 1 可燃性蒸気が発生又は滞留するおそれのある場所(塗装工場、自動車修理工場、ゴム工場)で火花を発生する設備を使用しているもの 2 下記の例が併存しているもの ・防火区画若しくは避難施設が設置されていないもの又はこれらのものが過半にわたり構造不適若しくは機能不良となっているもの ・防火対象物全般に設置義務のあるスプリンクラー(スプリンクラー設備の義務設置がないものについては設置義務のある屋内消火栓設備及び自動火災消火設備)が大部分設置されていないもの又はその機能を失っているもの ・防火管理業務が適正に行われていないと認められるもの *5		警告	警告事項不履行のもの で、引き続き人命に危険であると認める場合	使用停止命令等 (法第5条の2第1項第2号)		

12	火気使用設備等による人命危険又は延焼危険が認められる場合		(例) 1 火気使用設備等の周囲の可燃材が炭化している場合 2 火気使用設備等の燃料配管等に破損又は亀裂が認められる場合 3 木造建築物の外壁のモルタル下地に用いている金属網と電線との絶縁が極度に不良のもの		使用停止命令等(法第5条の2第1項第2号)					
13	防火管理関係違反(法第8条第1項)	防火管理者未選任	防火管理者選任義務があり、 防火管理者を選任していないもの (届出されていないが、選任され実質的に防火管理業務が行われていることが明らかな場合及び銀行の通称ATMコーナー、コインランドリー、自動販売機コーナー等の小規模店舗を除く。)	未是正	警告	警告事項不履行のもの	選任命令(法第8条第3項)	選任命令が不履行で引き続き人命に危険であると認める場合等	使用停止命令等(法第5条の2)	【履行期間】 2週間から1ヵ月程度 を目安とするが、防火管理者講習及び防火管理者防火管理者再講習を考慮しなければならない場合は、直近の講習会を考慮した期限とする。
		防火管理業務不適正	1 自衛消防組織が未設置であるもの	未是正	警告	警告事項不履行のもの	措置命令(法第8条の2の5第3項)	設置命令又は適正執行命令が不履行で引き続き人命に危険であると認める場合等	使用停止命令等(法第5条の2)	【履行期間】 2週間から1ヶ月程度 (自衛消防業務新規講習及び再講習を考慮しなければならない場合は、直近の講習日を考慮した期限とする。)
			2 消防計画が作成されていないもの (上記の小規模店舗を除く。)		作成命令(法第8条第4項)	【履行期間】 2週間以内 (防火管理者未選任と併存する場合には、未選任の履行期限に 2週間 を加えた期間以内)				
			3 消防計画の内容が著しく異なっているもの (上記の小規模店舗を除く。)		適正執行命令(法第8条第4項)	【履行期間】 2週間以内 (防火管理者未選任と併存する場合には、未選任の履行期限に 1週間 を加えた期間以内)				
			4 消火、避難訓練を一年以上実施していないもの (上記の小規模店舗を除く。)			【履行期間】 1ヶ月以内 (規模、用途に応じて設定する。)				

		5 屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、粉末消火設備、自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備及び放送設備に係るベル停止、電源遮断、操作障害等の維持管理が不適正なもの							【履行期間】 原則、即時
		6 消防用設備等の点検及び整備が行われていないもの							【履行期間】 ・点検未実施については 1ヶ月以内 ・整備未実施については 整備内容により期限を設定する。 注) 1 点検により重大な機能不良が指摘され、報告時までには正されていない場合は、「消防用設備等に関する基準違反」により処理する。 2 自動火災報知設備、スプリンクラー設備、屋内消火栓設備又は2種以上の整備の点検未実施がある場合は、二次措置を行う。
		火気の使用又は取扱に関する管理が不備のもの (例) 1 工事中の火気管理に関し、適正な管理がなされていないもの	未是正	警告	警告事項不履行のもの	適正執行命令 (法第8条第4項)	適正執行命令が不履行で引き続き人命に危険であると認める場合等	使用停止命令等(法第5条の2)	【履行期間】 1ヶ月以内 使用停止命令等を行う場合は、解除承認を撤回してから措置する。
		2 指定場所において、解除承認を受けずに、又は解除承認後、承認内容に違反して裸火を使用しているもので、 <u>火災危険が著しく大きいもの</u>		適正執行命令等(法第8条第4項)	適正執行命令が不履行で引き続き人命に	使用停止命令等(法第5条の2)			【履行期間】 原則、即時

					危険であると認める場合等				
		3 指定場所において、解除承認を受けずに、又は解除承認後、承認内容に違反して裸火を使用しているもの		警告	警告事項不履行のもの	適正執行命令等(法第8条第4項)	適正執行命令が不履行で引き続き人命に危険であると認める場合等	使用停止命令等(法第5条の2)	
	防火・避難施設の維持管理に係る基準違反があるもの	(例) 1 直通階段、避難階段又は特別避難階段の防火戸がくさび等により閉鎖できないもの 2 直通階段、避難階段又は特別避難階段に物件が存置されているもの	未是正	警告	警告事項不履行のもの	適正執行命令等(法第8条第4項)	適正執行命令が不履行で引き続き人命に危険であると認める場合等	使用停止命令等(法第5条の2)	【履行期間】 <u>2週間以内</u>
	定員の管理不適	(例) 1 劇場等において定員を超えて入場させているもの 2 可動椅子により興業等を行う場合、避難通路が有効に確保されていないもの	未是正	警告	警告事項不履行のもの	適正執行命令等(法第8条第4項)	適正執行命令が不履行で引き続き人命に危険であ	使用停止命令等(法第5条の2)	【履行期間】 <u>原則、即時</u>

								と 認 め る 場 合 等		
		(例) 劇場等において定員 を著しく超えて入場 させ、火災予防上危険 がある場合	未是正	警告	警告 事項 不履 行の もの	制限命 令 (法第 5条の2)				
14	統括防火 管理関係違 反(法第8条 の2第1項違 反)	統括防火管理者の未 選任及び全体につい ての消防計画の未作 成(令別表第1(5)項ロ が過半のもので、防火 管理業務が適正に行 われているものを除 く。)	未是正	警告	警告 事項 不履 行の もの	法定命 令 (法第 8条の2 第3項)	決定 命令 が不 履行 のも ので、 引き 続き 人命 に危 険で ある と認 める 場合 等	使用停 止命令 等 (法第 5条の2)	【履行期間】 防火対象物における各 権原ごとの防火管理者 の選任、消防計画の作成 指導を踏まえて期限を 設定する。	
15	防火対象 物点検報 告・特例認 定関係違反 (法第8条の 2の2)(法第 8条の2の3)	防火対象物の点検が 未実施であるものに 表示しているもの又は 紛らわしい表示をして いるもの 定期点検未実施又は 特例認定を受けてい ないにもかかわらず表 示をしているもの、又 は紛らわしい表示を しているもの		表示 の除 去又は 消印を 付すべ きこと の命令 (法 第8条 の2の 2第4 項、法 第8条 の2の 3第8 項)						
	防火対象 物点検報告 関係違反 (法第8条の 2の2)	防火対象物の点検が 報告されていないもの	未是正	報告 徴収 命令 (法第 4条第 1項)						

16	特例認定 関係違反 (法第8条の 2の3)	1 偽りその他不正な 手段により当該認定 を受けたことが判明 したもの 2 法第8条の2の3第6 項第2号*1で定める 規定の命令がされた もの 3 法第8条の2の3第1 項第3号に該当しなく なったもの 4 条例の基準*2に適 合しなくなったもの		特例 認定 の取 消し (法第 8条の 2の3 第6 項)					○*1 法第8条の2の3 第 6項第2号は 法第5条第1項、第5条の 2第1項、5条の3第1項、 第8条第3項若しくは第4 項、第8条の2の5第3項又 は第17条の4第1項若し くは第2項の規定 ○*2 条例の基準とは 法第8条の2の3 第1項第 3号で定める総務省令 (施行規則第4条の2の8 第1項第4号)によるもの
17	火を使用 する設備及 びその使用 に際し、火 災の発生 のおそれの ある器具の 取扱い基準 違反	火気使用設備等の位 置、構造及び管理に関 する基準違反(法第9 条、条例第3章各条) 火気使用設備等の 位置、構造及び管理に 関する基準に適合し ていないもの 1 周囲の可燃材から 基準に基づく距離が 不足し、かつ、有効な 防火措置がなされて いないもの 2 厨房設備等の燃料 配管に老化、劣化又は 接続部のゆるみがあ り、燃料漏れのおそれ があるもの 3 煙突が貫通する箇 所で有効な防火措置 がなされていないも の	未是正	警告	警告 事項 不履 行の もの	改修命 令(法第 5条)	措置 命令 が履 行さ れない もので、 引き 続き 人命 に危 険で ある と認 める 場合	使用停 止命令 等(法第 5条の2)	【履行期間】 <u>原則、即時</u> ・火気使用設備の直上に 布巾があるなど管理が 不適なものは違反項目 13で措置する。
		電気設備の維持管理 に関する基準違反(法 第9条、条例第11条か ら第15条まで電気事 業法、電気設備の技術 関係各条) 1 配分電盤の開閉 器、配線用遮断器、 電線、機器等の絶縁	未是正	警告	警告 事項 の不 履行 の もの	改修命 令(法第 5条)	措置 命令 が履 行さ れない もので、 引き 続き	使用停 止命令 等(法第 5条の2)	

		不良、漏電又は異常過熱等があるもの					人命に危険であると認める場合		
		2 ネオン管灯設備の高電圧部分が漏電しており、周囲の可燃性造営材に着火危険があるもの							
		3 変電室等を区画する壁、柱、床又は天井が可燃材で造られているもの							
18	消防用設備等に関する基準違反	消防用設備等が設置されていないもの又は機能が失われているもの（別紙に示す軽微な違反を除く。）（例） ① スプリンクラー設備のヘッドが1個未設置のもの ② 機械的故障によるベル停止（改修を伴わない維持管理違反については、二次措置として法第8条第4項による防火管理適正命令を発する。） 特殊消防用設備等が設備等設置維持計画に従って設置されていないもの又は維持されていないもの	未是正	警告	警告事項不履行のもの	設置命令、改修命令又は維持命令 （法第17条第4項）	措置命令が履行されていないもので引き続き火災の予防に危険であると認める場合	使用停止命令 （法第5条の2第1項第1号）	軽微な違反については、別表10（備考2）「違反項目18に係わる軽微な違反」を参照 【履行期限】 公示内容に応じて設定する。（下記＜参考1＞参照） 【措置対象】 ・技術基準に従って設置されていないと認めるもの - ア 全体に未設置 - イ 一部未設置のうち、階又は、対象物の過半にわたるもの ・技術基準に従って維持されていないと認めるもの - ア 自動火災報知設備

19	消防用設備等又は特殊消防用設備等点検未報告	消防用設備等又は特殊消防用設備等点検の点検が報告されていないもの	未是正	警告	警告事項不履行のもの	適正執行命令 (法第8条第4項)又は報告徴収命令 (法第4条)		の受信機が作動しないもの イ 自動火災報知設備の感知器回路の断線等により防火対象物又は部分の全体にわたり火災感知が不能の場合 ウ 一の階のすべての避難器具が使用不能の場合 エ 非常電源が設置されていないもの 注1) ベル停止、電源遮断等改修を伴わない維持管理違反については、二次措置として法第8条第4項による防火管理業務適正執行命令を発する。
----	-----------------------	----------------------------------	-----	----	------------	---------------------------------------	--	--

《参考1》

・消防用設備等が未設置又は維持管理が不適なものの履行期限目安

設備名	延べ面積	見積り日数	着工届から設置届までの日数
屋内消火栓	500㎡未満	30日	2ヶ月
	500㎡以上1,000㎡未満	30日	3ヶ月
	1,000㎡以上	40日	4ヶ月
スプリンクラー	500㎡未満	30日	4ヶ月
	500㎡以上1,000㎡未満	30日	5ヶ月
	1,000㎡以上	40日	8ヶ月
自動火災報知設備	500㎡未満	30日	2ヶ月
	500㎡以上1,000㎡未満	30日	3ヶ月
	1,000㎡以上	40日	5ヶ月

工事日数については次を参考にする。

自動火災報知設備の設置工事における着工届から設置届までの日数調査の結果、全部未設置違反のうち設備を設置して改修されたもの100件について、着工届出から設置届出までの日数を調査した結果は次のとおりであった。

- ・延面積500㎡未満の対象物では、94%が2ヶ月以内
- ・延面積500㎡以上1,000㎡未満の対象物では、87%が3ヶ月以内
- ・延面積1,000㎡以上を対象物では、95%が4ヶ月以内

業者が試算した工事日数例

- (例1) RC造、地上3階地下1階、延面積500㎡の既存雑居ビル(飲食店、カラオケ店)に消防用設備等を新規に設置する場合
- (例2) RC造、地上5階地下1階、延面積1,000㎡の既存雑居ビル(飲食店、カラオケ店)に消防用設備等を新規に設置する場合
- (例3) RC造、地上10階地下1階、延面積3,000㎡の既存雑居ビル(飲食店、カラオケ店)に消防用設備等を新規に設置する場合
- (例4) 耐火造、地上3階地下1階、建築面積約650㎡、延面積1,800㎡の既存遊技場ビル(パチンコ、カラオケ)全館に屋内消火栓設備を新規に設置する工事についての工事日は100日

違反処理基準（防災関係法第 36 条関係）その 4

違反項目	違反内容	措置区分						留意事項
		適用要件	第 1 次措置	適用要件	第 2 次措置	適用要件	第 3 次措置	
20 防災管理関係違反	1 防災管理関係違反（法第 36 条第 1 項において準用する法 8 条第 1 項）	未是正	警告	警告事項不履行のもの	選任命令 （法第 36 条第 1 項において準用する法第 8 条第 3 項）			注 1） 防災管理者として届出されていないが、選任され実質的に防災管理業務が行われていることが明らかな場合は、適用要件に該当しないものとみなし指導を継続することができる。 注 2） 甲種防火管理再講習又は防災管理再講習の課程を修了しなければならない期間において、既に防災管理者として選任されている者が、再講習の課程を修了していない場合は、防災管理者未選任の状態となるため、速やかに再講習を受講させ、防災管理者として再度選任し、又は別に防災管理者の資格を有する者を防災管理者として選任し、消防局長又は消防署長に届出させる必要がある。 【履行期限】 2週間から1ヶ月程度を目安とするが、防災管理講習、防災管理再講習、甲種防火管理再講習を考慮しなければならない場合は、直近の講習日を考慮した期限とする。
	2 防災管理業務不適正	未是正	警告	警告事項不履行の	作成命令 （法第 36 条第 1 項にお	設置命令又は適正		【履行期間】 2週間以内 （防火管理者未選

					もの	いて準 用する 法第8条 第4項)	執行 命令 が不 履行 で引 き続 き人 命に 危険 であ ると 認め る場 合等		任と併存する場合 には、未選任の履行 期限に 2週間 を加え た期間以内とす る。)
	3 防災管 理業務不適 正	防災管理上必要な 教育等計画の内容 が事態と著しく異 なるもの 防災管理に係る消防 計画が不適正なもの	未是正	警告	警告 事項 不履行の もの	作成命 令 (法第 36条第1 項にお いて準 用する 法第8条 第4項)			【履行期限】 1週間以内 (防災管理者未 選任と併存する 場合には、防災管 理者未選任の履 行期限に1週間 を加えた期間以 内とする。)
		避難訓練を1年以上 実施していない もの	未是正	警告	警告 事項 不履行の もの	適正執 行命令 (法第 36条第 1項に おいて 準用す る法第 8条第4 項)			【履行期限】 1ヶ月以内 (規 模、用途に応じて 設定する。)
		統括防災管理者の未 選任及び全体につ いての消防計画の未 作成	未是正	警告	決定 命令 (法 第36 条第1 項に おいて 準用す る第8 条の2 第3 項)				【履行期限】 防火対象物にお ける各権原ごと の防災管理者の 選任、消防計画の 作成指導を踏ま えて期限を設定 する。
21	防災管理 点検報告 未実施で の表示又 は紛らわ しい表示 をしたも の	点検基準に適合せ ずに適合する旨の 表示をしているも の	未是正	表示の 除去又 は消印 を付す ことの 命令(法 第36条 第1項に おいて 準用す る法第8 条の2の 2第4項)					【履行期限】 原則、即時

1 偽りその他不正な手段により当該認定を受けたことが判明したもの	形式的に適用要件に該当すれば、直ちに処理する。 ① 防災管理対象物であるもの ② 防災管理点検資格者により点検対象事項が点検基準に適合していると認められていないにもかかわらず、法第36条第1項において準用する法第8条の2の2第2項の表示がされている、あるいは、当該表示と紛らわしい表示がされているもの		法第36条第1項において準用する法第8条の2の3第1項による認定の取り消し（法第36条第1項において準用する法第8条の2の3第6項）					【履行期限】 なし
2 法第5条第1項、第5条の2第1項、第5条の3第1項、第8条第3項若しくは第4項、第8条の2の5第3項、第17条の4第1項若しくは第2項又は第36条第1項において準用する第8条第3項若しくは第4項の規定による命令がされたもの								【履行期限】 なし
3 法第36条第1項において準用する法第8条の2の3第1項第3号に該当しなくなったもの								

	防災管理点検の特例認定を受けていないにもかかわらず、防災管理点検の特例認定の表示がされている、あるいは、当該表示と紛らわしい表示がされているもの		表示の除去又は消印を付すことの命令(法第36条第5項において準用する法第8条の2の2第4項)						
22 防 災 管 理 点 検 報 告	1 防火対象物点検報告及び防災管理点検報告のうち、いずれか一方又はともに点検基準を満たしていないにもかかわらず、法第36条第3項の表示が付されている、あるいは、当該表示と紛らわしい表示が付されているもの	①防火対象物点検報告及び防災管理点検報告の義務対象物であるもの ②防火対象物点検報告及び防災管理点検報告のうち、いずれか一方又はともに点検基準を満たしていないにもかかわらず、法第36条第3項の表示が付されている、あるいは、当該表示と紛らわしい表示がふされているもの	表示の除去又は消印を付すことの命令(法第36条第5項において準用する法第8条の2の2第4項)						【履行期限】 なし
	2 防火対象物点検又は防災管理点検の特例認定のうち、いずれか一方又はともに認定を受けていないにもかかわらず、法第36条第4項の表示が付されている、あるいは、当該表示と紛らわしい表示が付されているもの	①防火対象物定期点検報告及び防災管理点検報告の義務対象物であること ②法第8条の2の3第1項又は法第36条第1項において準用する第8条の2の3第1項の特例認定のうち、いずれか一方又はともに認定を受けていないにもかかわらず、法第36条第4項の表示が付されている、あるいは、当該表示と紛らわしい表示がふされているもの	表示の除去又は消印を付すことの命令(法第36条第5項において準用する法第8条の2の2第4項)						【履行期限】 なし

違反処理基準(危険物関係)その 5

違反項目	違反内容	措置区分						留意事項
		適用要件	第 1 次措置	適用要件	第 2 次措置	適用要件	第 3 次措置	
23 危険物関係	危険物の無許可貯蔵又は取扱い(法第10条第1項)	未是正	除去命令又は禁止命令 (法第16条の6)					【履行期間】 原則、即時 ・屋内貯蔵所の保有空地に指定数量以上の危険物を貯蔵しているもの ・給油取扱所の敷地内に危険物をドラム缶で指定数量以上貯蔵しているもの
	油圧装置、潤滑油循環装置等において、引火点が100℃以上の第4類の危険物のみを指定数量以上貯蔵し、又は取り扱っているもの	未是正	警告	警告事項不履行のもの	除去命令 (法第16条の6)			【履行期間】 原則、即時 本欄は、実態の危険物を考慮し警告により適切な行政指導を行った後、なお是正されない場合は、速やかに第二次措置に移行する。
24 製造所等における危険物の貯蔵又は取扱いに関する基準違反(法第10条第3項)	1 製造所等における危険物の貯蔵又は取扱いについて、法第10条第3項の基準に違反しているもので、漏れ、飛散等により災害発生危険又は災害拡大危険が著しく大きいもの	未是正	基準遵守命令 (法第11条の5第1項第2項)	基準遵守命令不履行のもの	使用停止命令 (法第12条の2第2項第1号)			【履行期間】 ・改修、移転、除去その他必要な措置を行うために 必要 な合理的な期間 とする。 本欄に該当する事例としては次のような場合がある。 ・移動タンク貯蔵所に係るもので次に示すもの ア 特殊引火物、第一石油類及び第二石油類を移送又は取り扱っているもので、漏れ、あふれ、飛散等があるもの イ 令第27条第6項第4号の規定に違反して危険物を取り扱っているもの ・放電加工機を使用している一般取扱
	2 製造所等における危険物の貯蔵又は取扱いについて、法第10条第3項の基準に違反しているもので、漏れ、あふれ、飛散等があるもの又はそのおそれがあるもの	未是正	警告	警告事項不履行のもの	基準遵守命令 (法第11条の5第1項、第2項)	基準遵守命令不履行のもの	使用停止命令 (法第12条の2第2項第1号)	

									所において、放電加工油槽内の油量不足により放電の際、油が飛散しているもの、又は火災が発生するおそれ大きい等のもの 【履行期間】 ・改修、移転、除去 その他必要な措置を行うために<u>必要</u> <u>な合理的な期間</u>とする。 ・第三次措置は基準遵守命令不履行のもので、火災等の災害発生危険が大きいもの ・本欄は、災害発生危険のある基準違反を対象とするものであり、軽微な基準違反については必ずしも対象としない。ただし、軽微な基準違反が繰り返しているような場合には、本項に該当するものとして取り扱って支障ない。 ・本欄の「許可品名以外の貯蔵等」の違反については、当該違反によって適用される技術上の基準が異なる場合を対象とし、単に手続上の違反については、本項に基づく措置は行わず、当該変更に係る届出をさせることとしてさしつかえない。
	法第11条第1項の規定による許可若しくは法第11条の4第1項の規定による届出に係る数量を超える危険物又はこれらの許可若しくは届出に係る品名以外の危険物を貯蔵し、又は取り扱っているもので、当該貯蔵又は取扱いにより製造所等の位置、構造又	未是正	警告	警告事項不履行のもの	除去命令(法第11条の5第1項、第2項)	除去命令不履行のもの	使用停止命令(法第12条の2第2項第1号)		

		は設備の変更許可を要するもの							
25	製造所等の位置、構造又は設備の無許可変更(法第11条第1項)	製造所等の位置、構造又は設備を無許可で変更しているもののうち、法第10条第4項の基準に適合していないもので、火災等の災害発生危険が著しく大きいもの (例) 一般取扱所(塗装工場)において、直火を使用する乾燥設備を増設しているもの等、火災等の災害発生危険が大きいもの又は延焼拡大危険が大きいもの	法第10条第4項の基準に適合しないもので、災害発生危険非該当のものは違反項目25下欄で措置すること。	使用停止命令 (法第12条の2第1項第1号)	使用停止命令不履行のもの	許可の取消し (法第12条の2第1項第1号)			【履行期間】 ・すみやかに (変更許可手続、改修、移転、除去その他必要な措置を行うために<u>必要な合理的な期間</u>とする。) 法第11条第1項違反に対しては、法的に法第12条の2第1項の使用停止命令又は許可の取消しのいずれかを選択して発動することが可能であるが、運用上、許可の取消はこれ以外に火災等の災害の発生や拡大を防止する手段がないと認められる場合に行うことを原則とする。
26	製造所等の完成検査前使用(法第11条第5項)	設置許可又は変更許可に係る完成検査合格前に使用しているもの	未是正	警告(予告)	警告事項不履行のもの又は移動タンク貯蔵所の常置場所変更許可に伴う完成検査合格前使用以外のもの	使用停止命令 (法第12条の2第1項第2号)	使用停止命令不履行のもので、法第10条第4項の基準に適合していないもの	許可の取消し (法第12条の2第1項第1号)	【履行期間】 原則、即時 本欄については、違反内容に係る危険性に着目して、法第10条第4項の基準に適合しないもの又は災害等の発生危険若しくは拡大危険があるものを重点として運用する。 仮使用承認を受けているもので、使用停止命令を行う場合は仮使用承認を撤回してから措置する。
27	製造所等の位置、構造又は設備に関する基準違反(法第12条第1項)	法第10条第4項の基準に適合しないもので、火災等の災害発生危険が著しく大きいもの (例) 1 配管等の腐食が著しく、放置すれば危険物の漏れが予想されるも	未是正	改修命令 (法第12条第2項)	改修命令不履行のもの	使用停止命令 (法第12条の2第1項第3号)	使用停止命令不履行のもの	許可の取消し (法第12条の2第1項第3号)	【履行期間】 原則、即時 本欄は、法第10条第4項の基準に不適合であり、火災等の災害発生危険が著しく

		の等							大きい場合を対象とする。 該当する事例としては、次のような場合がある。 ・配管に亀裂を生じ、現に危険物の漏えいが認められるもの ・配管等の腐食が著しく、危険物の漏えいが切迫しているもの ・屋外の貯蔵タンクの架台が著しく腐食し又は変形しており、目前に転倒落下危険が認められるもの 過去に第二次措置を行った施設については、使用停止命令と同時に許可の取消しを検討する。
		2 法第10条第4項の基準に不適合となったもの	未是正	警告	警告事項不履行のもの	改修命令(法第12条第2項)	改修命令(法第12条第2項)	使用停止命令(法第12条第1項第3号)	【履行期間】 ・改修、移転、除去その他必要な措置を行うために<u>必要な合理的な期間</u>とする。 本欄は、法第10条第4項の基準に不適合となったもので、違反内容が災害発生につながるおそれのある場合を対象とする。
						適用要件	第4次措置		
						使用停止命令不履行のもの	許可の取り消し(法第12条の2第1項第3号)		
28	製造所等の緊急時の使用停止等(法第12条の3)	製造所等又はその近隣において、火災、爆発等の事故が発生したことにより、当該製造所等の使用が災害発生防止上極めて危険な状態であると認められるもの		使用制限命令又は使用停止命令(法第12条の3)					該当する事例としては、次のような場合がある。 (1) 防油堤に亀裂や破損があり、危険物が漏えいした場合、防油堤の外に流出するおそれがあるもの (2) 危険物施設内の電気設備が損傷し、火花が発生するおそれがあるもの 【履行期間】 原則、即時

									本欄は、製造所等又はその周囲の状況が公共の安全維持又は災害の発生防止のため緊急の必要がある場合に発動されているものであり、危険な状態となった原因が製造所等にあるか否かを問わない。
29	製造所等における危険物保安監督者の未選任等（法第13条第1項、第3項）	危険物保安監督者未選任 保安監督業務の不履行	危険物保安監督者を選任していないもの	未是正	警告	警告事項不履行のもので、当該製造所等に危険物取扱者がいないもの	使用停止命令 （法第12条の2第2項第3号）		【履行期限】 ・危険物施設における各権原ごとの危険物保安監督者の選任、指導状況を踏まえて、期限を設定する。 危険物保安監督者の未選任について、資格者がいないため選任できない場合であると、資格者がいながら選任してある場合であると問わない。 保安監督業務不履行とは、危険物保安監督者を選任しているが、職制上の事由等から必要な監督業務が行い得ないもので、所有者、管理者又は占有者にその責を帰するのが相当の場合である。 【履行期限】 ・危険物施設における危険物取扱者の選任を踏まえて、期限を設定する。 無資格者による危険物の取り扱いの繰り返しなどの違反内容が悪質な場合、告発により対処することも考えられる。
			危険物保安監督者を選任しているが職制上の事由等から必要な保安監督業務を行	未是正	警告	警告事項不履行のもので、当	使用停止命令 （法第12条の2第2項第3号）		

			わせていないもの			該製造所等に危険物保安監督者以外の危険物取扱者がいないもの				
		無資格者による危険物の取扱い	1 危険物取扱者でない者が、自己の意思により、危険物取扱者の立会いなしに危険物を取り扱っているもの 2 関係者等が、危険物取扱者でない者に、危険物取扱者の立会いなしに危険物を取り扱わせているもの	未是正	警告					
30	危険物保安監督者の法令違反等（法令違反全般に係るもの）	危険物保安監督者の法令違反等	1 危険物保安監督者が法律又は法律に基づく命令の規定に違反したことにより免状返納命令に相当したもの 2 危険物保安監督者に保安監督業務を引き続き行わせることが、公共の安全の維持又は災害発生防止上、特に支障があるもの	未是正 違反項目27（保安監督業務の不履行）にも該当する場合は同項による警告を行う。	解任命令（法第13条の24） 警告	解任命令不履行のもの 製造所等のうち予防規程作成義務を有する施設の危険物保安監督者が、現実に	使用停止命令（法第12条の2第2項第4号） 解任命令（法第13条の24）	解任命令不履行のもの	使用停止命令（法第12条の2第2項第4号）	【履行期限】 ・危険物施設における各権原ごとの危険物保安監督者の選任、指導状況を踏まえて、期限を設定する。 ・本欄における解任命令不履行の場合の使用停止命令は、災害等の発生危険があるもの又は災害が発生した場合、延焼拡大危険があるものを重点として運用する。 ・危険物保安統括管理者等に保安業務を引き続き行わせることが、公共の安全の維持又は災害発生防止上支障が

					保安監督業務を行っていないため、当該保安監督者に保安監督業務を行わせることが著しく支障があるもの				ある場合の例として、次のような場合がある。 (1) 保安監督業務を同時に履行し得ない2以上の施設で同一人が危険物保安監督者に選任されている場合 (2) 職制等の事情から保安監督業務を行ない得ない場合 (3) 旅行、疾病その他の事由により、長時間その職務を行うことができない者 (4) 遵法精神が著しく欠如している場合 (5) 保安業務の不履行により災害を発生させた場合
			3 危険物保安統括管理者が法又は法に基づく命令の規定に違反したことに起因して、著しく公共危険を発生させたもの		解任命令 (法第13条の24)	解任命令不履行のもの	使用停止命令 (法第12条の2第2項第4号)		また、危険物保安統括管理者等が保安統括管理者等業務を行わない事情が、関係者側にあるか、当該危険物保安統括管理者等にあるかを問わず、現実に保安業務を行っていないことにより支障があれば、本件に該当する。
			4 危険物保安統括管理者の遵法精神が著しく欠如しているもの	未是正	警告	警告事項不履行のもの	解任命令 (法第13条の24)	解任命令不履行のもの	使用停止命令 (法第12条の2第2項第4号)
31	予防規程未作成等(法第14条の2第1項、第4項)	予防規程未作成	予防規程を定めなければならないにもかかわらず、作成していないもの	未是正	警告				【履行期限】 ・危険物施設における予防規定の作成、指導状況を踏まえて、期限を設定する。 予防規程未作成の状態が長期間継続するなど違反内容が悪質な場合、告発により対処することも考えられる。
		予防規程内容不適	予防規程を定めているもののうち、内容を変更すべき事由が生じた	未是正	警告	警告事項不履行のもの	変更命令 (法第14条の2第3項)		【履行期限】 ・予防規程の内容、指導状況を踏まえて、期限を設定する。

			にもかかわらず変更を怠っているもの							本欄に該当する事例としては、予防規程の内容が法第16条第3項に適合していない場合、認可された予防規程がその後の製造所等の状況に合わせて適切に変更されていない場合がある。
		予防規程遵守義務違反	予防規程に定められた内容を遵守していないもので、災害等発生危険があるもの又は当該違反に起因して災害等が発生したもの	未是正	警告					
32	特定屋外タンク貯蔵所等の保安検査受認義務違反(法第14条の3第1項、第2項)	法第14条の3第1項、第2項に定める保安検査を受けていないもの	法第10条第4項の基準に適合していないもので、火災等の災害発生危険又は延焼拡大危険があるもの	未是正	警告	警告事項不履行のもの	使用停止命令(法第12条の2第1項第4号)	使用停止命令不履行のもの	許可の取消し(法第12条の2第1項第4号)	【履行期限】 ・保安検査、改修、移転、除去その他必要な措置を行うために必要な合理的な期間とする。 許可の取消しについては命令等の事前手続及び命令の例による。
33	製造所等の定期点検未実施等(法第14条の3の2)	定期点検を義務づけられているにもかかわらず、次のいずれかの事項を履行していないもの 1 定期点検 2 点検記録の作成 3 点検記録の保存		未是正	警告	警告事項不履行のもののうち、法第10条第4項の基準に違反し、火災等の災害発生のおそれがあるもの	使用停止命令(法第12条の2第1項第5号)	使用停止命令不履行のもの	許可の取消し(法第12条の2第1項第5号)	【履行期限】 ・<u>原則、即時</u> 許可の取消しについては命令等の事前手続及び命令の例による。 二次措置として、法第16条の5第1項に基づく報告徴収を行うことが適当なケースも存する。また、違反内容が悪質な場合、告発により対処することも考えられる。

					の又は火災が発生した場合延焼拡大危険があるもの				
34	危険物の運搬に関する基準違反(法第16条)	危険物の運搬基準に違反しているもので、次のいずれかに該当するもの 1 危険物の品名、数量に適合しない容器を用いているもの 2 危険物の品名、数量に適合しない収納方法で積載しているもの 3 転倒落下防止措置が十分でないもの 4 危険物の類を異にする危険物を積載しているもの 5 標識が未掲出のもの 6 消火器が未設置のもの 7 危険物が著しく漏れる等災害発生危険があるにもかかわらず、応急の措置等がとられていないもの 8 容器の表示のないもの	未是正	警告					【履行期限】 ・改修、移転、除去その他必要な措置を行うために必要な合理的な期間とする。 本欄に該当する違反を覚知した場合は、告発を念頭に置いた調査を行う。
35	移動タンク貯蔵所による危険物取扱者無乗車での危険物の移送(法第16条の2第1項)	移動タンク貯蔵所により、危険物取扱者を乗車させずに危険物の移送を行っているもの	未是正	警告					【履行期限】 ・原則、即時 本項に該当する違反を覚知した場合は、告発を念頭に置いた調査を行う。
36	製造所等における事故発生時の応急措置義務違反(法第16条の3第1項)	製造所等における流出事故等に際し関係者が災害発生防止のため危険物の流出及び拡散の防止、流出した危険物の除去、その他の応急措置を講じていないもの		応急措置実施命令(法第16条の3第3項、第4項)					【履行期限】 ・原則、即時 本欄は、応急措置がまったく行われていない場合のほか、当該事故における最善の措置がとられていない場合も該当する。

違反処理基準その 6(少量危険物関係)

違反項目		違反内容	措置区分						留意事項
			適用要件	第 1 次措置	適用要件	第 2 次措置	適用要件	第 3 次措置	
37	少量危険物貯蔵取扱所の貯蔵・取扱基準違反(法第9条の3、条例第37条、第38条)(法第9条の3、条例第4章)少量危険物貯蔵所に係る基準違反	みだりな火気の使用、危険物の漏れ、あふれ又は飛散等があるもの	除去命令又は使用停止命令(法第3条、第5条)						【履行期限】 ・原則、即時 本欄に該当する事例として、塗装工場の可燃性蒸気が発生又は滞留するおそれがある場所で溶接機器等を使用している等
			位置、構造、設備等が基準に適合していないもので、災害発生危険が大きいもの	警告	警告事項不履行のもの	改修命令、除去命令又は使用停止命令 (法第3条、第5条)			【履行期限】 ・改修、移転、除去その他必要な措置を行うために必要な合理的な期間とする。 ボイラー室等の壁、柱、床又は天井が、不燃材料で造られ又はおおわれているもの 燃料タンクのフロートスイッチが破損又は故障しているもの 吹付塗装室と作業場が防火上有効な隔壁で区画されていないもの

違反処理基準その 7(少量危険物関係)

違反項目		違反内容	措置区分						留意事項
			適用要件	第 1 次措置	適用要件	第 2 次措置	適用要件	第 3 次措置	
38	指定可燃物貯蔵取扱所の貯蔵・取扱基準違反(法第9条の3、条例第41条、第42条)		位置、構造、設備等が基準に適合していないもので、災害発生危険が大きいもの	除去命令又は使用停止命令 (法第3条、第5条)					
				警告	警告事項不履行のもの	改修命令、除去命令又は使用			

					もの	停止命令(法第3条、第5条)			
--	--	--	--	--	----	----------------	--	--	--

備考2 「違反項目18に係る軽微な違反」として処理基準に該当しない指摘と条件

No	消防用設備等	違反指摘	違反処理を保留する条件	No	消防用設備等	違反指摘	違反処理を保留する条件
1	消火器具	・設置数不足 ・設置場所不適 ・設置適応性不適 ・破損、腐食 ・失効	全設置数の1割未満の場合	11	放送設備	非常電源 ・電圧不足 ・自動切替不良	機能に影響のもの
2	屋内消火栓設備	消火栓箱 ・器具破損	破損に伴って未警戒部分が生じないもの			放送 ・破損、脱落	機能に影響のないもの
3	スプリンクラー設備	ヘッド ・破損、変形	機能に影響のないもの			スピーカー ・放送音声不明瞭	機能に影響のないもの
4	泡消火設備	ヘッド ・破損、脱落	機能に影響のないもの	12	避難器具	・失効	機能が正常なもの
5	ガス系消火設備			13	誘導灯	機能等 ・機種不適	機能に影響のないもの
6	粉末消火設備					・不点灯	何らかの明るさにより、避難口が判明できるもの
7	自動火災報知設備	・失効	機能が正常なもの			・破損	パネルのひび割れ等機能に影響がないもの
		感知器 ・取付位置不適 ・種別不適 ・取付場所環境不適 ・破損・変形 ・腐食・脱落	機能に影響のないもの			非常電源 ・電圧不良 ・自動切替不良	機能に影響のないもの
8	ガス漏れ火災報知設備	非常電源 ・電圧不足 ・自動切替不良	機能に影響のないもの	14	非常コンセント設備	コンセント保護箱 操作障害	物品存置等によるもので移動可能なもの
		検知器 ・破損、変形	機能に影響のないもの	15	無線通信補助装置	接続端子保護箱 操作障害	物品存置等によるもので移動可能なもの

		警 報 装 置	・検知区域警報 鳴動不良	音圧測定値が 基準に満たない もの（鳴動しな いものを除く）	16	連結散水設備	送 水 口	操作障害	物品存置等によ るもので移動可 能なもの
9	漏電火災報知 設備	失効		機能が正常な もの	17	連結送水管	放 水 口 放 水 口	操作障害	物品存置等によ るもので移動可 能なもの
10	非常ベル 自動式サイレ ン	非常 電 源	・電圧不良 ・自動切替不良	機能に影響の ないもの	18	排煙設備	手 動 開 放 装 置	操作困難	物品存置等によ るもので移動可 能なもの

別表第11(第96条関係)

聴聞及び弁明の機会の付与が必要な不利益処分

	処分内容	根拠条項	聴聞と弁明の別
1	危険物施設の許可取消し	法第12条の2第1項	聴聞
2	危険物保安統括管理者等解任命令	法第13条の24	聴聞
3	特例認定の取消し	法第8条の2の3第6項	聴聞
4	防火対象物に対する火災予防措置命令	法第5条第1項	弁明の機会の付与
5	防火対象物に対する使用禁止命令等	法第5条の2第1項	弁明の機会の付与
6	防火対象物に対する危険排除のための措置命令	法第5条の3第1項	弁明の機会の付与
7	防火管理者の行うべき業務についての措置命令	法第8条第4項	弁明の機会の付与
8	危険物施設の使用停止命令	法第12条の2第1項、第2項	弁明の機会の付与
9	予防規程の変更命令	法第14条の2第3項	弁明の機会の付与

別表第12(第100条関係)

公示の必要な命令、又は略式代執行の内容

	命令又は略式代執行の内容	根拠条項
1	防火対象物に対する火災予防措置命令	法第5条第1項
2	防火対象物に対する使用禁止措置命令等	法第5条の2第1項
3	防火対象物に対する危険排除のための措置命令	法第5条の3第1項
4	防火管理者選任命令・防火管理業務適正執行命令	法第8条第3項及び第4項
5	統括防火管理者選任命令・統括防火管理業務適正執行命令	法第8条の2第5項及び第6項
6	防災管理者選任命令・防災管理業務適正執行命令	法第36条第1項
7	統括防災管理者選任命令・統括防災管理業務適正執行命令	法第36条第1項
8	消防用設備等の設置維持命令	法第17条の4第1項
9	危険物の貯蔵・取扱基準遵守命令	法第11条の5第1項及び第2項
10	製造所等の使用停止命令	法第12条の2第1項及び第2項
11	製造所等の緊急使用停止命令	法第12条の3第1項
12	危険物保安統括管理者又は危険物保安監督者の解任命令	法第13条の24第1項
13	予防規程変更命令	法第14条の2第3項
14	危険物施設についての応急措置命令	法第16条の3第3項及び第4項
15	無許可貯蔵等の危険物に対する措置命令	法第16条の6第1項

第1号様式（第9条関係）

（表）

消 防 同 意 審 査 書

審査員

※消防受付欄	※同意番号欄	※	消防局長	次 長	課 長	係 長	係	※回答内容	
年 月 日 第 号	年 月 日 第 号	決 裁						同意 条件付同意 不同意 返却	
建築主住所氏名		電話							
代理者住所氏名		電話							
設計者住所氏名		級建築士登録第 号							
設計士事務所名		級建築士事務所登録第 号 電話							
建 物 の 名 称									
敷 地 の 位 置	地 名 地 番								
	都市計画区域 の内外の別等	内・外	市街化区域・市街化調整区域 その他			防 火 地 域	防 火 ・ 準 防 火 指定なし		
	道 路	幅 員	m		敷地と接している部分の長さ			m	
	敷 地 面 積 m ²	用 途 地 域	第（1・2）種（低層・中高層）住居専用地域 第（1・2）種住居地域 準住居地域 近隣商業地域 （商業・準工業・工業）地域 工業専用地域 指定なし						
主 用 途		工事種別		新 築 ・ 増 築 ・ 改 築 ・ 移 転 用途変更 ・ 大規模修繕 ・ 大規模模様替					
規 模	申請部分	申請部分以外の部分		合 計		建ぺい率			
	建築面積	m ²		m ²		m ²		%	
	延べ面積 （建築物全体）	m ²		m ²		m ²		容積率	
	自動車車庫等	m ²		m ²		m ²		%	
工 事 予 定 日		年 月 日		工事完了予定日		年 月 日			
棟 別 概 要	用 途	工事種別		構造		造			
	主要構造部	耐火構造・準耐火構造・その他		耐火建築物・準耐火建築物（イ・ロ）・その他					
	階 数	地階を除く階数	階	地階の階数	階	昇降機等の数			
	高 さ	最 高 の 高 さ		m		最高の軒の高さ		m	
	床 面 積	区 分	用 途		申 請 部 分		申請以外の部分		合 計
		階			m ²		m ²		m ²
		階			m ²		m ²		m ²
		階			m ²		m ²		m ²
		階			m ²		m ²		m ²
		階			m ²		m ²		m ²
	合 計			m ²		m ²		m ²	
	屋 根 材		外 壁		軒 裏				
内装制限の有無（注3）		有・無	直通階段の個数		屋内階段（避難・特別避難） 個		屋外階段（避難） 個		
（注）この同意審査書は、消防局に必要な資料ですから建築確認申請書（正本）と一緒に提出して下さい。 この審査書は、沖縄県消防局長会統一様式（A4）です。 1. ※印の欄は記入しないで下さい。 2. 床面積は建築基準法の駐車場等の緩和規定は該当しません。なお、屋上部分に駐車場等がある場合は消防法の規制の対象となります。 3. 消防法による内装制限（壁及び天井）の有無を記入してください。									

沖縄県消防局長会

(裏)

※ 審 査 事 項	消防法上の用途	() 項	収容人員	名	内装制限の有無	有 ・ 無
	消防法施行令第 32 条適用の有無	有 ・ 無	有窓階・無窓階の判定		有 ・ 無	
	消 火 設 備	消防法施行令第 [10・11・12・13(水、泡、不、ハ、粉)・19・20] 条				条例第 () 条
	警 報 設 備	消防法施行令第 [21・22・23・24(ベ、サ、放)] 条				条例第 () 条
	避 難 設 備	消防法施行令第 [25 (は、タ、台、袋、緩、橋、口、棒)・26] 条				条例第 () 条
	消火活動上必要な施設	消防法施行令第 [28・28 の 2・29・29 の 2・29 の 3] 条				条例第 () 条
	非常電源の種類	非常電源専用受電設備 (高圧・低圧)・自家発電設備・蓄電設備				
	危 険 物 施 設					
	条例事項 (届出)	発電 () 条・変電 () 条・蓄電 () 条・ネオン () 条・少量 () 条・指可燃 () 条 火気使用設備 (炉・厨房設備・ボイラー・乾燥設備・湯沸設備・サウナ設備・冷暖房設備 () 条				
	地 利	大型車・小型車・不便地	水 利	消火栓・池・防火水槽・指定水利・消防用水・不便		
※特記事項						
付 近 略 図						
建 物 配 置 図						

第2号様式（第11条関係）

那消予第 号
年 月 日

____ 様

那覇市消防局
消防局長 _____ 印

同 意 通 知 書

____ 年 ____ 月 ____ 日 付で送付のあった下記の建築確認申請書等について、
防火に関する法令に適合していますので同意・承認・認定したことを通知します。

- 1 建築場所 那覇市
- 2 申請者 住所
氏名

第3号様式(第11条関係)

消防審査に関する連絡票		
建 築 主 事 様		
那覇市消防局予防課 担当者： 連絡先：		
審査の結果、下記の件について指摘事項がありますのでご連絡申し上げます。 物件名：_____ 受付番号：_____ 申請地：_____		
番 号	図 書 名 (番 号)	指 摘 事 項
1		
2		
3		
4		
5		
6		
合 計 枚		

第4号様式(第11条関係)

那消予第 号
年 月 日様那覇市消防局
消防局長 印

不 同 意 通 知 書

年 月 日 付けで送付のあった下記の建築確認申請書等について、
防火に関する法令に適合していないため、不同意としたことを通知します。

- 1 建築場所 那覇市
- 2 申請者 住所
氏名

第5号様式(第14条関係)

消防用設備等特例適用申請書

平成 年 月 日			
宛			
申請者 住 所 氏 名 (電話			
)			
消防法施行令第32条の規定による基準の特例の適用を承認していただきますよう 下記のとおり申請いたします。			
基準の特例の適用を受けようとする防火対象物等	所 在 地	那 覇 市	
	名 称		
防火対象物等の概要	用 途	構 造 ・ 階 数	延 べ 面 積
	()項		㎡
申 請 理 由			
※ 審 査 結 果			
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	
		※承認年月日 平成 年 月 日 承 認 番 号 那覇市消防局 那消字第 号	

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。
- 2 法人にあっては、その名称、代表者名、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 ※印の欄は記入しないこと。
- 4 特例の適用を受けようとする消防用設備等の詳細図、平面図、設備図面等を添付すること。

第5号様式の2(第14条関係)

消防用設備等特例申請処理簿

受付	番 号	第 号	承認	番 号	第 号
	年 月 日	年 月 日		年 月 日	年 月 日
対象物所在地					
対象物名称				特例を受ける設備	
交 付		年 月 日		受領者	印
備 考					

受付	番 号	第 号	承認	番 号	第 号
	年 月 日	年 月 日		年 月 日	年 月 日
対象物所在地					
対象物名称				特例を受ける設備	
交 付		年 月 日		受領者	印
備 考					

受付	番 号	第 号	承認	番 号	第 号
	年 月 日	年 月 日		年 月 日	年 月 日
対象物所在地					
対象物名称				特例を受ける設備	
交 付		年 月 日		受領者	印
備 考					

受付	番 号	第 号	承認	番 号	第 号
	年 月 日	年 月 日		年 月 日	年 月 日
対象物所在地					
対象物名称				特例を受ける設備	
交 付		年 月 日		受領者	印
備 考					

第6号様式(第14条関係)

平成 年 月 日

様

那覇市消防局
消防局長

消防用設備等特例申請の結果について（通知）

平成 年 月 日貴対象物の特例申請を審査した結果、消防法令に定める特例基準に適合しているので、消防法施行令第32条の適用を認めます。
なお、本申請に係る資料については大切に保管して下さい。

記

対象物名：
適用設備：
承認結果：

第7号様式(第15条関係)

仮 使 用 認 定 申 請 処 理 簿

消防受付年月日	年 月 日	消防受付番号	第 号
消防同意年月日	年 月 日	消防同意番号	第 号
建築指導課受付	年 月 日	指導課受付番号	第 号
建築確認年月日	年 月 日	建築確認番号	第 号
防火対象物名称			
所 在 地	那覇市		
用 途	令別表第1	延 べ 面 積	m ²
調 査 年 月 日	年 月 日	調 査 員	
建築指導課連絡	年 月 日	備 考	

消防受付年月日	年 月 日	消防受付番号	第 号
消防同意年月日	年 月 日	消防同意番号	第 号
建築指導課受付	年 月 日	指導課受付番号	第 号
建築確認年月日	年 月 日	建築確認番号	第 号
防火対象物名称			
所 在 地	那覇市		
用 途	令別表第1	延 べ 面 積	m ²
調 査 年 月 日	年 月 日	調 査 員	
建築指導課連絡	年 月 日	備 考	

消防受付年月日	年 月 日	消防受付番号	第 号
消防同意年月日	年 月 日	消防同意番号	第 号
建築指導課受付	年 月 日	指導課受付番号	第 号
建築確認年月日	年 月 日	建築確認番号	第 号
防火対象物名称			
所 在 地	那覇市		
用 途	令別表第1	延 べ 面 積	m ²
調 査 年 月 日	年 月 日	調 査 員	
建築指導課連絡	年 月 日	備 考	

消防受付年月日	年 月 日	消防受付番号	第 号
消防同意年月日	年 月 日	消防同意番号	第 号
建築指導課受付	年 月 日	指導課受付番号	第 号
建築確認年月日	年 月 日	建築確認番号	第 号
防火対象物名称			
所 在 地	那覇市		
用 途	令別表第1	延 べ 面 積	m ²
調 査 年 月 日	年 月 日	調 査 員	
建築指導課連絡	年 月 日	備 考	

第8号様式(第15条関係)

仮 使 用 認 定 審 査 書

受 付	平成 年 月 日	消防局長	次 長	課 長	係 長	係
起 案	平成 年 月 日					
決 済	平成 年 月 日					
処 理	平成 年 月 日					
審査の結果下記のとおりですので、次のとおり連絡します。 ☐ 防火上支障なし ☐ 防火上支障あり						
申 請 者	住 所 氏 名					
仮 使 用 建 築 物	所在地 名 称	那覇市				
建築確認	番 号 年月日	第 年 月 日	消防同意	番 号 年月日	第 年 月 日	
仮使用部分の用途						
仮 使 用 の 期 間		平成 年 月 日 から 平成 年 月 日				
参 考 資 料						
審 査 事 項	☐ 防火区画 ☐ 消防用設備等 ☐ 排煙設備 ☐ 避難設備（階段・出入口） ☐ 防火管理（安全計画） ☐ 特殊建築物の内装 ☐ 非常用進入口、消防活動 ☐ 非常照明 ☐ スペース					
審査内容及び意見						
調 査 日	平成 年 月 日	調 査 員				

第9号様式(第15条関係)

連 絡 票

建築主事 様

那覇市消防局
消防局長

下記建築物の仮使用部分について、次のとおり防火上支障が ある と認めるので通知
します。

記

建 築 指 導 課

受 付 年 月 日

平成 年 月 日

受 付 番 号

第 号

建 物 名 称

支障がある理由

第10号様式(第16条関係)

消防用設備等着工届出受理簿

交付番号	防火対象物名	消防設備	受取者
1			/
2			/
3			/
4			/
5			/
6			/
7			/
8			/
9			/
10			/
11			/
12			/
13			/
14			/
15			/
16			/
17			/
18			/

第11号様式(第17条関係)

中 間 検 査 表

所 属		課 長	係 長	係 員
那 覇 市 消 防 局 予 防 課				
日 時	年 月 日 () 時 分			
場 所	那覇市			
検査等の種類				
検 査 員		立 会 者		
内 容				
防 火 対 象 物	所 在 地	那覇市		
	名 称		用 途	() 項
	構造・規模	耐火・準耐（イ、ロ）・木造地上階／地下階 建築面積 m^2 延べ面積 m^2		
◇検査等の内容及び指摘事項				

第12号様式(第22条関係)

消防用設備等検査済証交付簿

交付番号	防火対象物名	消防設備	受取者
1			/
2			/
3			/
4			/
5			/
6			/
7			/
8			/
9			/
10			/
11			/
12			/
13			/
14			/
15			/
16			/
17			/
18			/
19			/
20			/

第13号様式(第22条関係)

消 防 用 設 備 等 検 査 通 知 書			
		那消予 第 号 年 月 日	
住 所 氏 名		様	
那 覇 市 消 防 局 長			
消防法第 1 7 条の規定に基づき、届出のあった消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書について、平成 年 月 日に検査したところ、申請部分は技術上の基準に適合しているが、届出部分以外の不備事項により検査済証が交付できないことを通知します。			
対象物所在			
対象物名称		用 途	() 項
消防用設備 等の種別			
検 査 員			
構造・規模	() 構造 地上 階 / 地下 階 床面積 m ² 延べ床面積 m ²		
不 備 事 項			
備考 ※ 不備事項に疑問等がある場合は、上記検査員にお問い合わせください。 那覇市消防局 予防課 設備指導係（TEL：8 6 7－9 9 0 0）			

第14号様式(第23条関係)

再 交 付 申 請 書

年 月 日

那覇市消防局

消防局長

宛

申請者

住 所

氏 名

電 話 ()

年 月 日に交付を受けた次の 防火対象物消防用設備等 に係る

検 査 済 証 を 亡失・滅失
汚損・破損 したので、再交付を申請します。

防 火 対 象 物	所 在 地				
	名 称	事業所名称			
		建物名称			
	用 途		令別表第1		
	構 造 ・ 規 模		造 地上 床面積 m ²	階 地下 延べ面積	階 m ²
届 出 書 及 び 設 備 の 種 類			検査年月日	年 月 日	
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄			

備考 1 再交付申請の対象となる防火対象物又は設備の種類、通知書等の種類及び再交付の理由は不足事項を記入のうえ、該当する項目を○で囲んでください。

2 申請者が法人の場合は、氏名欄には名称及び代表者氏名を記入してください。

3 汚損又は破損による再交付申請の場合は、この申請書に汚損又は破損した検査済証又は検査結果通知書を添付してください。

4 ※欄には、記入しないでください。

5 この用紙の大きさは、日本工業規格A4 とすること。

第15号様式(第32条関係)

防火・防災管理者内部選任(解任)同意書

年 月 日			
防火(防災)対象物の名称			
防火(防災)対象物の所在地 那覇市			
内部選任受諾事業所 防火(防災)管理者氏名			
上記の貴事業所防火(防災)管理者を下記の事業所管理権原者が共同で選任(解任)したいので、同意願います。			
事業所名称	管理権原者氏名(印)	防火(防災)担当者 職氏名(押印)	備考欄
	㊟	㊟	
	㊟	㊟	
	㊟	㊟	
	㊟	㊟	
	㊟	㊟	
	㊟	㊟	
	㊟	㊟	
上記願い出のとおり、同意します。			
受諾事業所名 管理権原者 ㊟			
防火(防災)管理者 ㊟			
※特記欄※			

備考1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

2 本書を防火(防災)管理者選任(解任)届出書に添付して提出すること。

3 防火(防災)管理者を内部選任する事業所には、防火(防災)責任者を置くこと。

4 ※印の欄には記入しないこと。

第16号様式(第53条の3関係)

(表)

空 き 家 実 態 調 査 表
(那覇市火災予防条例第 24 条関係)

調査年月日	
所 属	
調査員氏名	

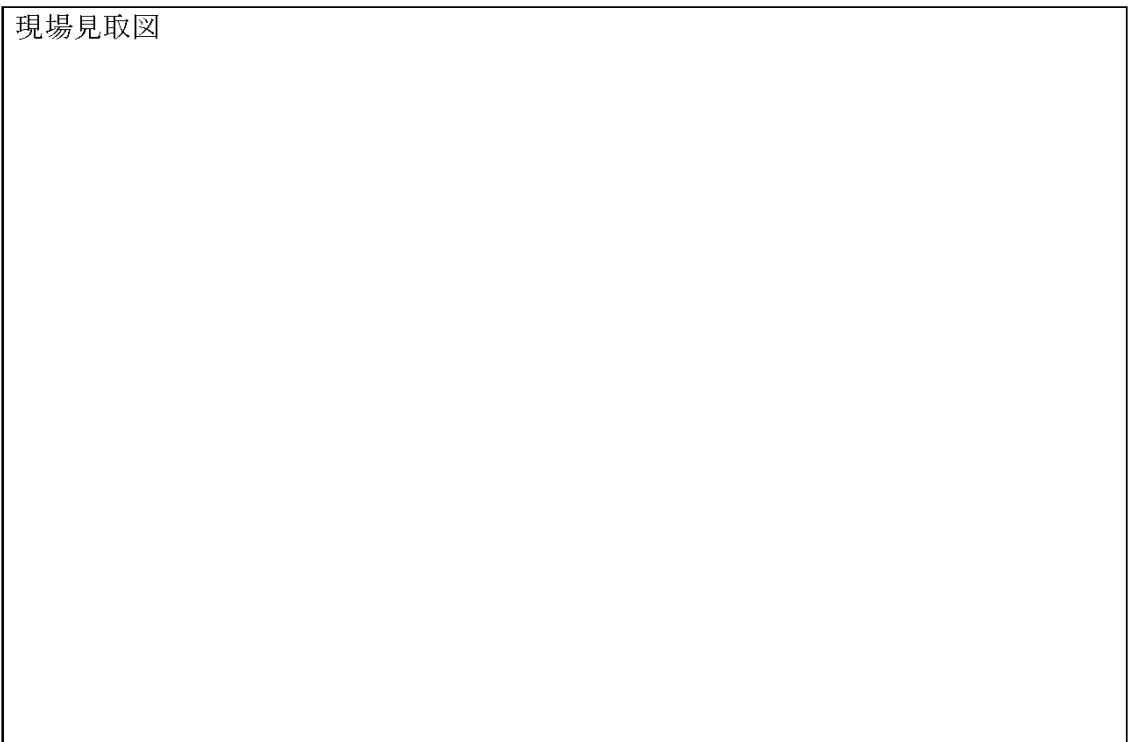
所 在 地		
建物所有者情報	氏 名(法人)	
	住 所	
	連 絡 先	
建物情報	構 造	
	階 数	

土地所有者情報	氏 名(法人)	
	住 所	
	連 絡 先	

指導事項

（裏）

現場見取図



現場状況写真(添付欄)



第17号様式(第53条の3関係)那消(中・西)第 号
年 月 日

様

那覇市（中央・西）消防署長

火災予防のための措置について（勧告）

日頃より地域の火災予防について、ご協力をいただいているところでありますが、最近、那覇市内では放火による火災が年々増加傾向にあります。

貴殿が所有されている（那覇市 丁目 番 号）建物は、不特定の者が容易に出入りができる状況にあり、火災予防上危険な状況なため、放火火災等を防止する対策を講じる必要がありますので、那覇市火災予防条例第24条第2項に基づき建物の管理を徹底するよう勧告します。

警 告

消防組織法第 1 条に基づき
関係者以外の当該家屋への立
入りを禁ずる。

年 月 日
那覇市 消防署長

※特記※

※この標識は、火災予防上の安全措置のため設置した
ものです。

第 19 号様式(第 55 条関係)

消防法令適合通知書交付申請書

年 月 日

那霸市消防局長 宛

申請者
住所
氏名
印
(法人の場合は法人名及び代表者氏名)
電話番号

下記の旅館又はホテルについて、消防法令に係る消防法令適合通知書の交付を申請します。

記

- 1 名 称（旅館又はホテルの名称）
- 2 所在地（旅館又はホテルの所在地）
- 3 申請理由区分（下記より、該当する理由に○をつけてください。）

ア 旅館業法(昭和23年法律第138号)第3条の規定による営業の許可

イ 旅館業法施行規則(昭和 23 年厚生省令第 28 号)第 4 条の規定による施設又は設備の変更届出

ウ 国際観光ホテル整備法(昭和 24 年法律第 279 号)第 3 条又は第 18 条第 1 項の規定による登録

エ 国際観光ホテル整備法(昭和24年法律第279号)第7条第1項又は第18条第2項において準用する第7条第1項の規定による施設に関する登録事項の変更の届出

オ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第3条の規定による営業許可

カ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第9条の規定による構造及び設備の変更等の承認、届出

キ 興行場法(昭和23年法律第137号)第2条の規定による経営の許可

ク 公衆浴場法(昭和23年法律第139号)第2条の規定による経営の許可

ケ 公衆浴場法施行規則(昭和23年厚生省令第27号)第4条の規定による構造設備の変更の届出

※ 受理年月日

※ 交付年月日

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

2 ※印欄には記入しないこと。

第 20 号様式(第 55 条関係)

消防法令適合通知書交付申請書

年 月 日

那霸市消防局長 宛

申請者
住 所
氏 名 印
(法人の場合は法人名及び代表者氏名)
電話番号

下記の事業所について、消防法令に係る消防法令適合通知書の交付を申請します。

記

- 1 名 称（事業所の名称）
- 2 所在地（事業所の所在地）
- 3 申請理由区分（下記より、該当する理由に○をつけてください。）

ア 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第80条に基づく那覇市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年那覇市条例第42号)第8条、那覇市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年条例第43号)第9条及び那覇市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年那覇市条例第41号)第73条に規定する施設の登録

イ 介護保険法(平成9年法律第123号)第88条第2項に基づく那覇市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年那覇市条例第54号)第31条に規定する施設の登録

ウ その他上記以外のもの

※ 受理年月日

※ 交付年月日

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

2 ※印欄には記入しないこと。

第 21 号様式(第 55 条関係)

消 防 法 令 適 合 通 知 書

那消予第 号
年 月 日

様

那覇市消防局長（署長）

年 月 日付けで交付申請のあった下記の旅館又はホテルについては、
消防法令に（ 適合・不適合 ）していると認め通知する。

記

- 1 名 称（旅館又はホテルの名称）
- 2 所在地（旅館又はホテルの所在地）
- 3 立入検査実施日
- 4 申請理由区分

- ア 旅館業法(昭和 23 年法律第 138 号)第 3 条の規定による営業の許可
イ 旅館業法施行規則(昭和 23 年厚生省令第 28 号)第 4 条の規定による施設又は設備の変更届出
ウ 国際観光ホテル整備法(昭和 24 年法律第 279 号)第 3 条又は第 18 条第 1 項の規定による登録
エ 国際観光ホテル整備法(昭和 24 年法律第 279 号)第 7 条第 1 項又は第 18 条第 2 項において準用する第 7 条第 1 項の規定による施設に関する登録事項の変更の届出
オ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第 3 条の規定による営業許可
カ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第 9 条の規定による構造及び設備の変更等の承認、届出
キ 興行場法(昭和23年法律第137号)第2条の規定による経営の許可
ク 公衆浴場法(昭和23年法律第139号)第2条の規定による経営の許可
ケ 公衆浴場法施行規則(昭和 23 年厚生省令第 27 号)第 4 条の規定による構造設備の変更の届出

第 22 号様式(第 55 条関係)

消 防 法 令 適 合 通 知 書

那消 第 号
年 月 日

様

那覇市消防局長(署長)

年 月 日付けで交付申請のあった下記の事業所については、消防法令に（適合・不適合）していると認め通知する。

記

1 名 称(事業所の名称)

2 所在地(事業所の所在地) 那覇市

3 立入検査実施日 年 月 日

4 申請理由区分

ア 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第80条に基づく那覇市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年那覇市条例第42号)第8条、那覇市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年条例第43号)第9条及び那覇市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年那覇市条例第41号)第73条に規定する施設の登録

イ 介護保険法(平成9年法律第123号)第88条第2項に基づく那覇市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年那覇市条例第54号)第31条に規定する施設の登録

ウ その他上記以外のもの

5 備 考

第 23 号様式(第 56 条関係)

年 月 日

那覇市消防局長（署長） 宛

警察署長

風俗営業の許可（構造及び設備の変更承認）申請の受理について

みだしのことについて、下記のとおり連絡します。

記

1 申請区分

ア 風俗営業等の規制及び業務の適性化等に関する法律第3条第1項の規定による営業許可

イ 同法第9条の規定による構造及び設備の変更等

2 風俗営業の許可等の申請受理日時

年 月 日

3 申請所在地及び名称

4 その他

第 24 号様式(第 56 条関係)

消 防 法 令 適 合 通 知 書

那消 第 号
年 月 日

那覇警察署長・豊見城警察署長 様

那覇市消防局長（署長）

年 月 日付けで照会のあった下記の防火対象物については、消防法令に（ 適合・不適合 ）していることを通知する。

記

1 名 称

2 所在地 那覇市

3 立入検査実施日

4 追跡調査実施日

5 照会事項区分

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第3条の規定による営業許可

イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第9条の規定による構造及び設備の変更等の承認、届出

6 指導事項

7 特記事項

第 25 号様式(第 57 条関係)

(その 1)

防火对象物点检票

防 火 管 理 者			印			
立 会 者			印			
点 検 年 月 日			年 月 日 ～ 年 月 日			
防火管理維持台帳			記録の有無 ☐ 有・ ☐ 一部有・ ☐ 無		保存の有無 ☐ 有・ ☐ 一部有・ ☐ 無	
防火対象物の概要	階別概要（号棟）	事項 階別	用 途	床 面 積	点検する部分の床面積	備 考
		階		m ²	m ²	
		階		m ²	m ²	
		階		m ²	m ²	
		階		m ²	m ²	
		階		m ²	m ²	
		階		m ²	m ²	
		合計		m ²	m ²	
		備考				

- | | |
|----|--|
| 備考 | <p>1 この用紙の大きさは、日本工業規格A 4とすること。</p> <p>2 防火管理維持台帳の欄は、該当する□にレ点を記入すること。</p> <p>3 防火対象物の概要が欄に記載できない場合は、別紙に記載し添付すること。</p> |
|----|--|

(その2)

点 検 項 目		点 検 結 果		状 況 及 び 措 置 内 容
		判 定	不 備 内 容	
届 出	防火管理者選任（解任）	☐ 適 ☐ 否		
	消防計画の作成（変更）	☐ 適 ☐ 否		
	自衛消防組織の設置	☐ 適 ☐ 否		
消 防 計 画	自 衛 消 防 の 組 織	☐ 適 ☐ 否		
	火災予防上の自主検査	☐ 適 ☐ 否		
	消 防 用 設 備 等 の 点 検 及 び 整 備	☐ 適 ☐ 否		
	避難施設の維持管理 及 び そ の 案 内	☐ 適 ☐ 否		
	防火上の構造の維持管理	☐ 適 ☐ 否		
	収 容 人 員 の 適 正 化	☐ 適 ☐ 否		
	防 火 上 必 要 な 教 育	☐ 適 ☐ 否		
	消火、通報及び避難訓練	☐ 適 ☐ 否		
	消火活動、通報連絡 及 び 避 難 誘 導	☐ 適 ☐ 否		
	消 防 機 関 と の 連 絡	☐ 適 ☐ 否		
	工事中の火気使用 又は取扱いの監督	☐ 適 ☐ 否		
	防火管理に関し必要な事項	☐ 適 ☐ 否		
	自 衛 消 防 組 織	活 動 要 領	☐ 適 ☐ 否	
		要員の教育及び訓練	☐ 適 ☐ 否	
		業務に関し必要な事項	☐ 適 ☐ 否	
	共 同 自 衛 消 防 組 織	協議会の設置及び管理	☐ 適 ☐ 否	
		統括管理者の選任	☐ 適 ☐ 否	
		業務を行う範囲	☐ 適 ☐ 否	
		運営に関し必要な事項	☐ 適 ☐ 否	
	防火管理業務の一部委託		☐ 適 ☐ 否	
	権 原 の 範 囲		☐ 適 ☐ 否	
	地 震 防 災	自衛消防の組織	☐ 適 ☐ 否	
		情報等の伝達	☐ 適 ☐ 否	

対策強化地域に所在する防火対象物	避難誘導	☐ 適		
		☐ 否		
	施設及び設備の点検及び整備	☐ 適		
		☐ 否		
	応急対策	☐ 適		
		☐ 否		
	防災訓練	☐ 適		
☐ 否				
教育及び広報	☐ 適			
	☐ 否			
防火管理者	消火訓練及び避難訓練の実施回数	☐ 適		
		☐ 否		
	消火訓練及び避難訓練を実施する場合の消防機関への通報	☐ 適		
		☐ 否		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A 4とすること。
- 2 判定の欄は、適正な場合には「適」の□にレ点を記入し、不備のある場合は「否」の□にレ点を記入するとともに、不備内容の欄にその内容を記入すること。
- 3 状況及び措置内容の欄には、点検時の点検項目の状況及び点検の際措置した内容を記入すること。
- 4 該当のない点検項目については、状況及び措置内容の欄に「該当なし」と記入すること。

(その3)

点 検 項 目		点 検 結 果		状 況 及 び 措 置 内 容
		判 定	不 備 内 容	
届 出	統括防火管理者選任 (解 任)	☐ 適 ----- ☐ 否		
	全体についての消防 計画作成（変更）	☐ 適 ----- ☐ 否		

点 検 項 目		点 検 結 果		状 況 及 び 措 置 内 容
		判 定	不 備 内 容	
避 難 上 必 要 な 施 設 及 び 防 火 戸 の 管 理		☐ 適 ----- ☐ 否		
防 炎 物 品 の 表 示		☐ 適 ----- ☐ 否		
圧縮アセチレンガス等の 貯蔵又は取扱いの届出		☐ 適 ----- ☐ 否		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2 判定の欄は、適正な場合には「適」の□にレ点を記入し、不備のある場合は「否」の□にレ点を記入するとともに、不備内容の欄にその内容を記入すること。
 3 状況及び措置内容の欄には、点検時の点検項目の状況及び点検の際措置した内容を記入すること。
 4 該当のない点検項目については、状況及び措置内容の欄に「該当なし」と記入すること。

(その4)

点 検 項 目		法第17 条の2 第1項の 適用	法第17 条の3 第1項の 適用	点検結果		状況及び措置内容
				判定	不備内容	
消	消火器・簡易消火用具	—	—	☐ 適 ☐ 否		
	屋 内 消 火 栓 設 備	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 適 ☐ 否		
	スプリンクラー設備	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 適 ☐ 否		
防	水噴霧消火設備等	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 適 ☐ 否		
	屋 外 消 火 栓 設 備	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 適 ☐ 否		
	動力消防ポンプ設備	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 適 ☐ 否		
用	自動火災報知設備	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 適 ☐ 否		
	ガス漏れ火災警報備	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 適 ☐ 否		
	漏 電 火 災 警 報 器	—	—	☐ 適 ☐ 否		
設	消防機関へ通報する 火 災 報 知 設 備	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 適 ☐ 否		
	非 常 警 報 器 具 非 常 警 報 設 備	—	—	☐ 適 ☐ 否		
	避 難 器 具	—	—	☐ 適 ☐ 否		
備	誘 導 灯 ・ 誘 導 標 識	—	—	☐ 適 ☐ 否		
	消 防 用 水	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 適 ☐ 否		
	排 煙 設 備	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 適 ☐ 否		
等	連 結 散 水 設 備	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 適 ☐ 否		
	連 結 送 水 管	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 適 ☐ 否		
	非常コンセント設備	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 適 ☐ 否		
	無線通信補助設備	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 適 ☐ 否		

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 法第17条の2第1項の適用の欄及び法第17条の3第1項の適用の欄は、規定が適用される場合は「有」の□にレ点を記入し、適用されない場合は「無」の□にレ点を記入すること。また、市長が法第17条第2項の規定に基づき定めた消防用設備等の技術上の基準について規則第4条の2の6第9号の規定に基づき定めた場合にあっても記入すること。

3 判定の欄は、適正な場合には「適」の□にレ点を記入し、不備のある場合は「否」の□にレ点を記入するとともに、不備内容の欄にその内容を記入すること。

4 状況及び措置内容の欄には、点検時の点検項目の状況及び点検の際措置した内容を記入すること。

5 設置義務のない点検項目については、状況及び措置内容の欄に「該当なし」と記入すること。

6 水噴霧消火設備等とは、水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は、粉末消火設備をいうこと。

(その 5)

点 検 項 目		必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等の概要	点 検 結 果		状況及び措置内容
			判 定	不 備 内 容	
消防用設備等	令第29条の4第1項の必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等		☐ 適		
			☐ 否		

点 検 項 目		適用される消防用設備等	点 検 結 果		状況及び措置内容
			判 定	不 備 内 容	
消防用設備等	令第32条の適用		☐ 適		
			☐ 否		

点 検 項 目		特殊消防用設備等の概要	点 検 結 果		状況及び措置内容
			判 定	不 備 内 容	
特殊消防用設備等	法第17条第3項の特殊消防用設備等		☐ 適		
			☐ 否		

点 検 項 目		適用される消防用設備等又は特殊消防用設備等	点 検 結 果		状況及び措置内容
			判 定	不 備 内 容	
消防用設備等又は特殊消防用設備等	設 置 の 届 出		☐ 適		
			☐ 否		
	消防機関の検査		☐ 適		
			☐ 否		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 判定の欄は、適正な場合には「適」の□にレ点を記入し、不備のある場合は「否」の□にレ点を記入するとともに、不備内容の欄にその内容を記入すること。
- 3 状況及び措置内容の欄には、点検時の点検項目の状況及び点検の際措置した内容を記入すること。
- 4 該当のない点検項目については、状況及び措置内容の欄に「該当なし」と記入すること。

(その6)

点 検 項 目			点 検 結 果		状 況 及 び 措 置 内 容
			判 定	不 備 内 容	
火を使用する設備の位置・構造及び管理等	設備等	設備の位置	☐ 適		
			☐ 否		
	設備等	設備の管理	☐ 適		
			☐ 否		
	器具等	器具の取扱い	☐ 適		
			☐ 否		
火の使用に関する制限等	制限等	喫煙等の制限	☐ 適		
			☐ 否		
		がん具用煙火の制限	☐ 適		
			☐ 否		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2 判定の欄は、適正な場合には「適」の□にレ点を記入し、不備のある場合は「否」の□にレ点を記入するとともに、不備内容の欄にその内容を記入すること。
 3 状況及び措置内容の欄には、点検時の点検項目の状況及び点検の際措置した内容を記入すること。
 4 該当のない点検項目については、状況及び措置内容の欄に「該当なし」と記入すること。

(その7)

点 検 項 目			点 検 結 果		状 況 及 び 措 置 内 容
			判 定	不 備 内 容	
少量危険物の貯蔵及び取扱い	少量危険物未満	貯蔵又は取扱い数量	☐ 適		
			☐ 否		
		火気の使用制限	☐ 適		
			☐ 否		
		漏れ・あふれ又は飛散の防止	☐ 適		
			☐ 否		
	容器		☐ 適		
			☐ 否		
		計器類に関する監視	☐ 適		
			☐ 否		
	タンク本体		☐ 適		
			☐ 否		
	配管		☐ 適		
			☐ 否		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2 判定の欄は、適正な場合には「適」の□にレ点を記入し、不備のある場合は「否」の□にレ点を記入するとともに、不備内容の欄にその内容を記入すること。
 3 状況及び措置内容の欄には、点検時の点検項目の状況及び点検の際措置した内容を記入すること。
 4 該当のない点検項目については、状況及び措置内容の欄に「該当なし」と記入すること。

(その8)

点 検 項 目			点 検 結 果		状 況 及 び 措 置 内 容
			判 定	不 備 内 容	
指 定 可 燃 物 等 の 貯 蔵 及 び 取 扱 い	可 燃 性 液 体 類 等	火気の使用制限	☐ 適 ☐ 否		
		漏れ・あふれ又は飛散の防止	☐ 適 ☐ 否		
		容 器	☐ 適 ☐ 否		
		計 器 類 に 関 する 監 視	☐ 適 ☐ 否		
		タンク 本 体	☐ 適 ☐ 否		
		配 管	☐ 適 ☐ 否		
	綿 花 類 等	火気の使用制限	☐ 適 ☐ 否		
		集 積 単 位	☐ 適 ☐ 否		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 判定の欄は、適正な場合には「適」の□にレ点を記入し、不備のある場合は「否」の□にレ点を記入するとともに、不備内容の欄にその内容を記入すること。
- 3 状況及び措置内容の欄には、点検時の点検項目の状況及び点検の際措置した内容を記入すること。
- 4 該当のない点検項目については、状況及び措置内容の欄に「該当なし」と記入すること。

防火対象物特例認定管理台帳

第26号様式(第58条関係)

[illegible]

第 27 号様式(第 58 条関係)

防火対象物点検報告特例（認定・不認定）通知書

様		那 消 第 号 年 月 日
		那覇市消防局長 印
消防法第8条の2の3に基づき、 年 月 日付で申請のあった下記の防火対象物に係る特例については、（認定する・認定しない）ことを決定したので通知する。 〔 なお、この処分に不服のある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に市長に対して審査請求することができる。 〕		
記		
防 火 対 象 物	所在地	
	名 称	
	用 途	
認定の効力が生じる日		年 月 日
認 定 し な い 理 由		
特 記 事 項		※防火対象物点検報告の特例を認定する期間は、上記認定の効力が生じる日から起算して3年間とする。

備考 1 認定通知書の場合は認定の効力が生じる日を、不認定通知書の場合は認定しない理由を記載すること。

第 28 号様式(第 58 条関係)

那消 第 号
年 月 日

様

那覇市消防局長 印

特例認定取消書

あなたの管理する下記防火対象物は、消防法第8条の2の3第6項の規定に該当するため、特例認定を取り消します。

記

- 1 防火対象物所在地 那覇市
- 2 防火対象物名称
- 3 特例認定年月日・番号 年 月 日（那消 第 号）
- 4 特例認定取消（処分）の理由となる事実

教 示

この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、市長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求することができなくなります。

この処分については、この処分（この処分について上記の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決。以下同じ。）があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に市長を被告として（訴訟において那覇市を代表する者は、市長となります。）、那覇地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

防 災 管 理 特 例 定 交 付 台 帳

第29号様式(第60条関係)

[illegible]

第 30 号様式(第 60 条関係)

防災管理点検報告特例（認定・不認定）通知書

		那 消	第	号
			年	日
			月	
様				
那 覇 市 消 防 局 長 印				
消防法第 3 6 条第1項において準用する消防法第 8 条の 2 の 3 第 3 項に基づき、 年 月 日付で申請のあった下記の防災管理対象物に係る特例については、（認定する・認定しない）ことを決定したので通知する。 （なお、この処分に不服のある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 0 日以内に市長に対して審査請求することができる。）				
記				
防災管理対象物	所在地			
	名 称			
	用 途			
認定の効力が生じる日		年 月 日		
認 定 し な い 理 由				
特 記 事 項		※防災管理対象物点検の特例を認定する期間は、上記認定の効力が生じた日から起算して3年間とする。		

備考 認定通知書の場合は認定の効力が生じる日を、不認定通知書の場合は認定しない理由を記載すること。

第 31 号様式(第 60 条関係)

様

那消 第 号
年 月 日

那覇市消防局長 印

防 災 管 理 特 例 認 定 取 消 書

あなたの管理する下記防災管理対象物は、消防法第 3 6 条第 1 項において準用する消防法第 8 条の 2 の 3 第 6 項の規定に該当するため、特例認定を取り消す。

記

- 1 防災管理対象物所在地、名称等
- 2 特例認定年月日・番号
- 3 特例認定取消（処分）の理由となる事実

教 示

この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 0 日以内に、市長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 0 日以内であっても、この処分の日から起算して 1 年を経過すると審査請求することができなくなります。

この処分については、この処分（この処分について上記の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決。以下同じ。）があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に市長を被告として（訴訟において那覇市を代表する者は、市長となります。）、那覇地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内であっても、この処分の日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

第 32 号様式(第 62 条関係)

旅行関係者からの照会に対する回答書

	那消 平成	第 年	月	号 日
様				
那覇市	㊞			
平成 年 月 日付けで照会のあった下記旅館又はホテルの消防法令等の 適合状況について、次のとおり回答します。				
記				
1 名 称				
2 所在地				
3 代表者氏名				
4 表示マーク交付状況等				
☐ 表示マーク交付済				
交付年月日 平成 年 月 日				
有効期間 平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日				
☐ 表示マーク不交付				
(理由)				
(届出等の状況)				
○防火管理者選任(解任)に係る届出 (☐ 届出済 ☐ 未届出)				
○防火管理に係る消防計画 (☐ 届出済 ☐ 未届出)				
・訓練実施日				
消火訓練 平成 年 月 日				
避難訓練 平成 年 月 日				
○消防用設備等(特殊消防用設備等)点検結果 (☐ 届出済 ☐ 未届出)				
○防火対象物定期点検結果 (☐ 届出済 ☐ 未届出)				
○その他 ()				
5 備考				

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 ☐印のある欄については、該当する箇所を■とすること。
- 3 表示マークが火災の発生等により一時的に保留されている場合は「交付済」とし、備考欄にその旨を記載すること。
- 4 届出等の状況における実施日等については、直近の年月日を記載すること。

第 33 号様式(第 68 条関係)

(表)

危険物製造所等立入検査表

施 設 名									
施 設 場 所		那覇市							
許 可 年月日	第	年	月	日 号	完 成 年月日	第	年	月	日 号
権原者	住 所								
	氏 名								
危険物保安監督者		住 所							
		氏 名							
免 状	種 別	指 定 区 分	交 付 年 月 日	交 付 番 号	交 付 知 事				
	種	類	年 月 日						
製造所等の別									
危 険 物 の 種 別	類 別	品 名	数 量	危 険 物 施 設	面 積 又 は 容 積	建 築 構 造			
	第 類								
	第 類								
	第 類								
	第 類								
	第 類								
	第 類								
	第 類								
指 定 数 量 の 倍									
消 火 設 備				警 報 設 備					

[illegible]

第 34 号様式(第 72 条関係)

		那 消	第	号
			年	月
				日
住所 (法人の場合は法人名及び代表者名) 氏名				
様				
那覇市消防局長(署長)				
立 入 検 査 通 知 書				
所 在 地				
那覇市				
防火対象物名称				
用 途 ()項				
あなたの権原に係る上記防火対象物について、				
年 月 日 時 分				
頃から立入検査を行うので通知します。				
(注) 立入検査の日程について都合が悪いときは、事前にご連絡ください。				
連絡先				
那覇市				
電話				
番				
(担当者				
)				

第 35 号様式(第 76 条関係)

年 月 日

消 防 局 長 様

消防署長

職 員 派 遣 要 請 書

下記の防火対象物の $\left\{ \begin{array}{l} \text{査 察} \\ \text{違反処理} \end{array} \right\}$ のため、職員を派遣していただくよう要請します。

記

- 1 防火対象物名
- 2 所在地
- 3 用途・構造等
- 4 関係者氏名等
- 5 派遣要請する理由
- 6 その他(日時等)

備考 派遣要請の内容によって、「査察」又は「違反処理」を選択すること。

第 36 号様式(第 76 条関係)

年 月 日

消防署長 様

消 防 局 長

職 員 派 遣 通 知 書

年 月 日付けで要請のあった職員の派遣については、下記のとおり
(派遣する・派遣しない)ことを決定したので通知する。

記

- 1 派遣職員名
- 2 派遣日時
- 3 その他
- 4 派遣しない理由

第 37 号様式(第 77 条関係)

那 消 第 号 年 月 日			
様			
那覇市消防局予防課・ 消防署・ 出張所 階級・氏名			
防 火 対 象 物 立 入 検 査 結 果 通 知 書			
次の対象物について、 年 月 日 に立入検査を行った結果は、以下のとおりです。なお、今回検査を行っていない部分については、管理権原者が確認を行うようお願いします。			
対 象 物 名 称			
所 在 地（階）		用 途	（ ） 項
査 察 の 種 類	☐ 定 期 査 察 ☐ 特 別 査 察		
立入検査結果の 報 告 内 容 （管理状況等）	☐ 良 好 ※引き続き防火管理及び消防用設備等の維持管理をお願いします。		
	☐ 不備事項等が認められるので、早急に改善するようお知らせします。（不備詳細は、別紙 指導表のとおりです。） 1. 不備事項等指導表 交付枚数 枚 2. 改修等報告書の提出期限 年 月 日 まで 3. 通知書の内容及び不備事項等の改善方法のお問い合わせは、 （電話 ー ）へ照会してください。 担当者：第 部		
○根拠法令の略称 法：消防法 令：消防法施行令 規：消防法施行規則 危令：危険物の規制に関する政令 危則：危険物の規制に関する規則 条：那覇市火災予防条例 規則：那覇市火災予防条例施行規則 市危則：那覇市危険物の規制に関する規則			
検査立会・通知書受領者 職・氏名：			

第 38 号様式の 1(第 77 条関係)

不 備 事 項 等 指 導 表

※消防法令の規定に適合しない事項（不備[○] 即時改修[△]）

※特記事項(場所・届出日等を記載)

区分 (根拠法令)		不 備 事 項 (チェック箇所 □)	特 記 事 項
1 防 火 管 理	法 8 8 の 2 令 3, 4, 4 の 2 規 3, 4, 4 の 2	☐ 防火管理者の（ ☐ 未選任 ☐ 選任・解任の未届出 ☐ 再講習未受講 ☐ 地位不適 ☐ 統括防火管理者の（ ☐ 未選任 ☐ 選任・解任の未届出） ☐ 消防計画の（ ☐ 未作成 ☐ 未届出 ☐ 内容不適） ☐ 消防訓練の（ ☐ 未実施 ☐ 回数不足 ☐ 通報なし） ☐ 全体についての消防計画の（ ☐ 未作成 ☐ 未届出 ☐ 内容不適） ☐ 防火管理に係る維持管理台帳の（ ☐ 未作成 ☐ 記録不適）	
2 防 火 対 象 物 点 検 報 告	法 8 の 2 の 2 令 4 の 2 の 2 規 4 の 2 の 4 4 の 2 の 6	☐ 防火対象物の点検の（ ☐ 未実施 ☐ 一部未実施 ☐ 記録不適） ☐ 防火対象物の点検結果の（ ☐ 未報告 ☐ 一部未報告） ☐ 防火対象物の点検及び報告の虚偽表示	
3 防 災 管 理 等	法 8 の 2 の 5 3 6 令 4 8 規 5 1 の 1 1 5 1 の 1 2	☐ 自衛消防組織の（ ☐ 未設置 ☐ 未届出 ☐ 内容不適） ☐ 防災管理者の（ ☐ 未選任 ☐ 選任・解任の未届出 ☐ 再講習未受講 ☐ 地位不適 ☐ 統括防災管理者の（ ☐ 未選任 ☐ 選任・解任の未届出） ☐ 防災管理に係る消防計画の（ ☐ 未作成 ☐ 未届出 ☐ 内容不適） ☐ 避難訓練の（ ☐ 未実施 ☐ 通報なし） ☐ 全体についての消防計画の（ ☐ 未作成 ☐ 未届出 ☐ 内容不適） ☐ 防災管理の点検の（ ☐ 未実施 ☐ 一部未実施 ☐ 記録不適） ☐ 防災管理の点検結果の（ ☐ 未報告 ☐ 一部未報告） ☐ 防災管理の点検及び報告の虚偽表示 ☐ 防災管理に係る維持管理台帳の（ ☐ 未作成 ☐ 記録不適）	
4 防 災 規 制	法 8 の 3 令 4 の 3	防災対象物品（ ☐ カーテン ☐ じゅうたん ☐ 展示用合版 ☐ 布製ブラインド ☐ 暗幕 ☐ 舞台用幕 ☐ 大道具用合版 ☐ 工事用シート ☐ どん帳）の ☐ 防火性能 ☐ 防災表示 の不適	
5 設 備 等 届 出 ・ 点 検	法 1 7 の 3 の 2 1 7 の 3 の 3 1 7 の 1 4 令 3 5 規 3 1 の 3, 6	☐ 消防用設備等の（ ☐ 着工 ☐ 設置）の未届出 ☐ 消防用設備等の未検査 ☐ 消防用設備等の点検の（ ☐ 未実施 ☐ 一部未実施） ☐ 消防用設備等の点検結果の（ ☐ 未報告 ☐ 一部未報告）	
6 各 種 届 出	法 9 の 2 条 5 7 5 8 5 9 6 0 6 1 6 2	☐ 防火対象物使用の（ ☐ 開始 ☐ 変更）の未届出 ☐ （ ☐ 熱風炉 ☐ 炉 ☐ 厨房設備 ☐ 温風暖房機 ☐ ボイラー ☐ 給湯湯沸設備 ☐ 乾燥設備 ☐ サウナ設備 ☐ ヒートポンプ ☐ 燃料電池設備 ☐ 変電設備 ☐ 急速充電設備 ☐ 発電設備 ☐ 蓄電池設備設備 ☐ ネオン管灯設備 ☐ 火花発生設備 ☐ 水素ガス気球 ☐ 指定洞道 ☐ その他）の未届出 ☐ （ ☐ 少量危険物 ☐ 指定可燃物 ☐ 液化石油ガス ☐ 生石灰 ☐ 圧縮アセチレンガス ☐ 無水硫酸 ☐ 毒物 ☐ 劇物 ☐ 少量危険物・指定可燃物の廃止 ☐ その他）の未届出	
7 火 気 使 用 設 備 等	条 3 3 の 2, 3 の 3 3 の 4, 4, 5, 6, 7, 7 の 2 8, 8 の 2, 9 1 0, 1 0 の 2 1 7, 1 7 の 2 1 8, 1 9, 2 0, 2 2	☐ 火気使用設備等（ ☐ 炉・かまど ☐ ふろがま ☐ 温風暖房機 ☐ 厨房設備 ☐ ボイラー ☐ 壁付暖炉 ☐ 乾燥設備 ☐ サウナ設備 ☐ 簡易給湯 ☐ 給湯湯沸 ☐ 煙突 ☐ 火花発生機 ☐ 水素気球 ☐ ヒートポンプ ☐ 放電加工機）の（ ☐ 位置 ☐ 構造 ☐ 管理 ☐ 標識等 ☐ 設備等の固定 ☐ その他）の不適 ☐ 火気使用器具等（ ☐ 液体燃料器具 ☐ 石油ストーブ ☐ 固体燃料器具 ☐ 気体燃料器具 ☐ ガスストーブ ☐ 電熱器具 ☐ の（ ☐ 位置 ☐ 構造 ☐ 管理 ☐ 設備等の固定 ☐ その他）の不適	

※不備事項が即時改修された場合は、改修をその場で確認し、チェック（☒）した欄を○で囲むこと。

第 38 号様式の 2(第 77 条関係)

不 備 事 項 等 指 導 表

※消防法令の規定に適合しない事項（不備☑ 即時改修☑） ※特記事項(場所・届出日等記載)

区分 (根拠法令)		不 備 事 項 (チェック箇所 □)	特 記 事 項
8 電 気 設 備 等	条 8 の 3 1 1, 1 2 1 3, 1 4 1 5, 1 6 2 1	☐ (☐ 燃料電池 ☐ 変電 ☐ 急速充電 ☐ 発電 ☐ 蓄電池) 設備の ☐ (☐ 水の浸入防止措置 ☐ 室の構造 ☐ 開口部 ☐ 換気設備 ☐ 保安距離 ☐ 排気筒 ☐ 設備の固定 ☐ 配管等の貫通部の処理 ☐ 床・台 ☐ 標識 ☐ 維持管理 ☐ その他) の不適 ☐ (☐ ネオン管灯 ☐ 舞台等の電気 ☐ 避雷) 設備の ☐ (☐ 位置 ☐ 構造 ☐ 管理) の不適 ☐ 配分電盤の (☐ 開閉器 ☐ 配線遮断器 ☐ ヒューズ) の不適 ☐ 電線、ケーブル等の (☐ 施工 ☐ 種別) の不適	
9 火の 使用 制限	条 2 3	☐ 禁止行為 (☐ 喫煙 ☐ 裸火使用 ☐ 危険物品持込) 場所の不適 ☐ 喫煙所の (☐ 設置場所 ☐ 吸殻容器数 ☐ 管理) の不適 ☐ (☐ 禁煙 ☐ 火気厳禁 ☐ 危険物品持込厳禁 ☐ 喫煙所) 標識の ☐ (☐ 表示位置 ☐ 色・寸法) の不適	
1 0 少 量 危 険 物	条 3 0 3 1 3 1 の 2 3 1 の 3 3 1 の 3 の 2 3 1 の 4 3 1 の 5 3 1 の 6 3 1 の 7 3 1 の 8, 9 3 2 3 3 3 4, 3 4 の 2	☐ 貯蔵取扱場所の (☐ 火気使用 ☐ 整理清掃 ☐ 収納容器 ☐ 漏れ等の防止措置 ☐ その他) の不適 ☐ 共通基準 (☐ 標識掲示板 ☐ 電気設備 ☐ 配管 ☐ 計器 ☐ 容器の表示 ☐ 容器高さ ☐ その他) の不適 ☐ 少量危険物の (☐ 屋外基準 ☐ 屋内基準 ☐ 屋内外タンク ☐ 地下タンク ☐ 移動タンク ☐ 配管 ☐ 付属設備 ☐ 類ごとの基準 ☐ 維持管理 ☐ 設備 ☐ その他) ☐ の不適 ☐ 指定可燃物の (☐ 屋外基準 ☐ 屋内基準 ☐ 屋内外タンク ☐ 地下タンク ☐ 移動タンク ☐ 配管 ☐ 付属設備 ☐ 集積相互間距離 ☐ 設備 ☐ 維持管理 ☐ その他) ☐ の不適	
1 2 維 持 管 理 等	法 8 の 2 の 4 令 4 の 2 の 3 条 4 5, 4 6 4 8, 4 9 4 9 の 2, 5 0 5 1, 5 2 5 3	☐ 避難施設 (☐ 通路 ☐ 廊下 ☐ 階段 ☐ 避難口) に物件の存置 ☐ 防火戸の (☐ 機能不良 ☐ 閉鎖障害 ☐ 構造不適 ☐ 周囲に可燃物 ☐ の存置) ☐ 避難口の戸の (☐ 解錠装置 ☐ 開放方向 ☐ 視認) の不適 ☐ 避難管理等の (☐ 客席位置構造 ☐ 主要避難通路 ☐ 補助避難通路 ☐ 通路幅員) の不適 ☐ 収容人員 (定員) の管理不適	
1 3	そ の 他	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	

※不備事項が即時改修された場合は、改修をその場で確認し、チェック(☑)した欄を○で囲むこと。

第 38 号様式の 3(第 77 条関係)

不 備 事 項 等 指 導 表

※消防法令の規定に適合しない事項（不備☑ 即時改修☑） ※特記事項(場所・届出日等記載)

区分 (根拠法令)		不 備 事 項 (チェック箇所 □)	特 記 事 項
1 4 消 火 器 具	法 1 7 令 1 0, 3 0 規 6, 7, 9 条 3 5、3 6	☐ 要設置場所（ ☐ 建物 ☐ 電気設備 ☐ 多量の火気使用場所 ☐ 少量危険物貯蔵取扱場所 ☐ 指定可燃物貯蔵取扱場所 に未設置 ☐ 器具の（ ☐ 配置 ☐ 設置数 ☐ 標識）の不備 ☐ 器具の（ ☐ 適応火災の不備 ☐ 型式失効 ☐ その他の不備） ☐ 器具の維持管理の不備	
1 5 自 動 火 災 報 知 設 備	法 1 7 令 2 1 3 0 規 2 3 2 4 2 4 の 2 条 4 0	☐ 設備の（ ☐ 未設置 ☐ 一部未設置 ☐ 非常電源未設置） ☐ 設備の（ ☐ 電源 ☐ 送り配線 ☐ 共通線 ☐ 配線）の不備 ☐ 受信機の不備（ ☐ 設置場所 ☐ ベル停止 ☐ 再鳴動 ☐ 窓表示 ☐ その他） ☐ 感知器の（ ☐ 未警戒 ☐ 破損 ☐ 腐食） ☐ 感知器の（ ☐ 取付場所 ☐ 適応性 ☐ その他）の不備 ☐ 地区音響装置の（ ☐ 音圧 ☐ 区分鳴動 ☐ その他）の不備 ☐ 設備の（ ☐ 受信機 ☐ 感知器）の型式失効 ☐ 設備の（ ☐ 警戒区域の一覧図 ☐ 表示等 ☐ 操作障害 ☐ その他）の不備 ☐ 発信器の（ ☐ 破損 ☐ 表示灯不備） ☐ 設備の維持管理の不備	
1 6 漏 電 火 災 警 報 器	法 1 7 令 2 2, 3 0 規 2 4 の 3	☐ 器具の（ ☐ 未設置 ☐ 一部未設置 ☐ 型式失効） ☐ 器具の（ ☐ 電源 ☐ 配線 ☐ 検出漏洩電流設定値 ☐ 音響装置 ☐ 変流器 ☐ その他）の不備 ☐ 器具の維持管理の不備	
1 7 非 常 警 報 設 備	法 1 7 令 2 4 規 2 5 の 2	☐ 設備の（ ☐ 未設置 ☐ 一部未設置 ☐ 非常電源未設置） ☐ 非常ベル又は自動式サイレンの（ ☐ 未設置 ☐ 一部未設置） ☐ 設備の（ ☐ 電源 ☐ 非常電源 ☐ その他）の不備 ☐ 音響装置の（ ☐ 位置 ☐ 音圧 ☐ 区分鳴動 ☐ 音声不明瞭）の不備 ☐ 起動装置の（ ☐ 位置 ☐ 表示灯 ☐ 視認障害 ☐ その他）の不備 ☐ 設備の（ ☐ 増幅器 ☐ 操作部 ☐ スピーカー ☐ 配線）の不備 ☐ 設備の維持管理の不備	
1 8 消 防 機 関 通 報 設 備	法 1 7 令 2 3 規 2 5	☐ 設備の未設置（ ☐ 電話 ☐ 火災通報装置） ☐ 火災通報装置の（ ☐ 設置位置 ☐ 電源 ☐ 予備電源 ☐ 標識・表示 ☐ 自動火災報知設備との連動 ☐ その他）の不備 ☐ 設備の維持管理の不備	
1 9 避 難 器 具	法 1 7 令 2 5, 3 0 規 2 7 条 4 1	☐ 器具の（ ☐ 未設置 ☐ 一部未設置 ☐ 型式失効 ☐ その他） ☐ 器具の（ ☐ 種類 ☐ 設置位置 ☐ 機能 ☐ 標識 ☐ 標識灯）の不備 ☐ 器具の（ ☐ 降下空間 ☐ 避難空地 ☐ 操作空間 ☐ 固定環）の不備 ☐ 器具の維持管理の不備	
2 0 誘 導 灯 誘 導 標 識	法 1 7 令 2 6 規 2 8 の 3 条 4 2	☐ （ ☐ 避難口 ☐ 通路 ☐ 客席）誘導灯の（ ☐ 未設置 ☐ 一部未設置） ☐ 非常電源の（ ☐ 未設置 ☐ 電圧不足 ☐ 自動切替不良） ☐ 誘導灯の（ ☐ 電源 ☐ 配線 ☐ 非常電源）の不備 ☐ 誘導灯の機能不備（ ☐ 破損 ☐ 不点灯 ☐ その他） ☐ 誘導灯の視認障害 ☐ 誘導灯の（ ☐ 設置位置 ☐ 種類 ☐ 表示 ☐ 形状）の不備 ☐ 設備の維持管理の不備 ☐ 誘導標識の（ ☐ 未設置 ☐ 一部未設置） ☐ 誘導標識の設置場所の不備	
2 1 そ の 他		☐ ☐ ☐	

※不備事項が即時改修された場合は、改修をその場で確認し、チェック(☑)した欄を○で囲むこと。

第 38 号様式の 4(第 77 条関係)

不 備 事 項 等 指 導 表

※消防法令の規定に適合しない事項 (不備 ☒ 即時改修 ☒) ※特記事項(場所・届出日等記載)

区分 (根拠法令)		不 備 事 項 (チェック箇所 □)	特 記 事 項
2 2 屋 内 消 火 栓 設 備	法 1 7 令 1 1 3 0 規 1 2 条 3 7	☐ 設備の (□ 未設置 □ 一部未設置 □ 非常電源未設置 □ 操作障害) ☐ 設備の (□ 電源 □ 配線 □ 非常電源 □ その他) の不適 ☐ 水源の (□ 水量 □ 貯水槽 □ その他) の不適 ☐ 加圧送水装置の (□ 設置場所 □ ポンプ □ 計器 □ 制御盤 □ 呼水装置 □ その他) の不適 ☐ 設備の (□ 起動装置 □ 表示装置 □ 放水器具等 □ 位置表示灯 □ 配管・弁 □ 表示) の不適 ☐ 設備の維持管理の不適	
2 3 ス プ リ ン ク ラ ー 設 備	法 1 7 令 1 2 3 0 規 1 3 の 2 1 3 の 3 1 3 の 4 1 3 の 5 1 3 の 6 1 4 条 3 8	☐ 設備の (□ 未設置 □ 一部未設置 □ 非常電源未設置 □ 操作障害) ☐ 設備の (□ 電源 □ 配線 □ 非常電源 □ その他) の不適 ☐ 水源の (□ 水量 □ 貯水槽 □ その他) の不適 ☐ 加圧送水装置の (□ 設置場所 □ ポンプ □ 計器 □ 制御盤 □ 呼水装置 □ その他) の不適 ☐ ヘッドの (□ 種別 □ 設置位置・散水障害 □ 未警戒 □ 型式失効 □ その他) の不適 ☐ 設 備 の (□ 起動装置 □ 警報装置 □ 放水口 □ 配管・弁 □ 標識等 □ その他) の不適 ☐ 補助散水栓の (□ 未設置 □ 一部未設置 □ 放水器具等 □ 表示灯) の不適 ☐ 設備の維持管理の不適	
2 4 水 噴 霧 消 火 設 備	法 1 7 令 1 3 1 4 3 0 規 1 6 1 7 条 3 9	☐ 設備の (□ 未設置 □ 一部未設置 □ 非常電源未設置 □ 操作障害) ☐ 設備の (□ 電源 □ 配線 □ 非常電源 □ その他) の不適 ☐ 水源の (□ 水量 □ 貯水槽 □ その他) の不適 ☐ 加圧送水装置の (□ 設置場所 □ ポンプ □ 計器 □ 制御盤 □ 呼水装置 □ その他) の不適 ☐ ヘッドの (□ 種別 □ 設置位置・放射障害 □ その他) の不適 ☐ 設備の (□ 起動装置 □ 排水装置 □ 配管・弁 □ 標識) の不適 ☐ 設備の維持管理の不適	
2 5 泡 消 火 設 備	法 1 7 令 1 3 1 5 3 0 規 1 8	☐ 設備の (□ 未設置 □ 一部未設置 □ 非常電源未設置 □ 操作障害) ☐ 設備の (□ 電源 □ 配線 □ 非常電源 □ その他) の不適 ☐ 水源の (□ 水量 □ 貯水槽 □ その他) の不適 ☐ 加圧送水装置の (□ 設置場所 □ ポンプ □ 計器 □ 制御盤 □ 呼水装置 □ その他) の不適 ☐ 消火薬剤の (□ 種別 □ 設置位置 □ 貯蔵量 □ 型式失効) の不適 ☐ ヘッドの (□ 種別 □ 設置位置 □ その他) の不適 ☐ 設備の (□ 起動装置 □ 警報装置 □ 混合装置 □ 防護区画 □ 表示灯 □ 放水器具等 □ 配管・弁 □ 格納箱 □ 標識) の不適 ☐ 設備の維持管理の不適	
2 6 不活性 ガス 消火 設備	法 1 7 令 1 3 1 6 規 1 9	☐ 設備の (□ 未設置 □ 一部未設置 □ 非常電源未設置 □ 操作障害) ☐ 設備の (□ 電源 □ 配線 □ 非常電源 □ その他) の不適 ☐ 消火薬剤の (□ 設置位置 □ 貯蔵量) の不適 ☐ 設備の (□ 制御盤 □ 起動装置 □ 音響警報装置 □ ヘッド □ 防護区画 □ 表示灯 □ 放水器具等 □ 配管・弁 □ 排出措置 □ 貯蔵容器 □ 標識) の不適 ☐ 設備の維持管理の不適	
2 7 そ の 他		☐ ☐ ☐	

※不備事項が即時改修された場合は、改修をその場で確認し、チェック (☒) した欄を○で囲むこと。

第 38 号様式の 5(第 77 条関係)

不 備 事 項 等 指 導 表

※消防法令の規定に適合しない事項（不備☑ 即時改修☑） ※特記事項(場所・届出日等記載)

区分（根拠法令）		不 備 事 項（チェック箇所 □）	特 記 事 項
28 ハロゲン化物 消火設備	法17 令13 17 規20	☐ 設備の（ ☐ 未設置 ☐ 一部未設置 ☐ 非常電源未設置 ☐ 操作障害） ☐ 設備の（ ☐ 電源 ☐ 配線 ☐ 非常電源 ☐ その他）の不備 ☐ 消火薬剤の（ ☐ 設置位置 ☐ 貯蔵量）の不備 ☐ 設備の（ ☐ 制御盤 ☐ 起動装置 ☐ 音響警報装置 ☐ ヘッド ☐ 防護区画 ☐ 表示灯 ☐ 放水器具等 ☐ 配管・弁 ☐ 排出措置 ☐ 標識 ☐ 維持管理）の不備	
29 粉末 消火設備	法17 令13 18 規21	☐ 設備の（ ☐ 未設置 ☐ 一部未設置 ☐ 非常電源未設置 ☐ 操作障害） ☐ 設備の（ ☐ 電源 ☐ 配線 ☐ 非常電源 ☐ その他）の不備 ☐ 消火薬剤の（ ☐ 設置位置 ☐ 貯蔵量）の不備 ☐ 設備の（ ☐ 制御盤 ☐ 起動装置 ☐ 音響警報装置 ☐ ヘッド ☐ 防護区画 ☐ 表示灯 ☐ 放水器具等 ☐ 配管・弁 ☐ 排出措置 ☐ 標識 ☐ 維持管理）の不備	
30 屋外 消火栓 設備	法17 令19 30 規22	☐ 設備の（ ☐ 未設置 ☐ 一部未設置 ☐ 非常電源未設置 ☐ 操作障害） ☐ 設備の（ ☐ 電源 ☐ 配線 ☐ 非常電源 ☐ その他）の不備 ☐ 水源の（ ☐ 水量 ☐ 貯水槽 ☐ その他）の不備 ☐ 加圧送水装置の（ ☐ 設置場所 ☐ ポンプ ☐ 計器 ☐ 制御盤 ☐ 呼水装置 ☐ その他）の不備 ☐ 設備の（ ☐ 消火栓箱 ☐ 起動装置 ☐ 表示装置 ☐ 放水器具等 ☐ 位置表示等 ☐ 配管・弁 ☐ 表示等 ☐ 維持管理）の不備	
31 動力消 防ポン プ(可 搬等)	法17 令20 30	☐ 設備の（ ☐ 起動不良 ☐ 操作障害 ☐ 計器不良 ☐ 型式失効） ☐ 水源の（ ☐ 水量 ☐ 貯水槽 ☐ 表示 ☐ 操作・接近障害 ☐ その他）の不備 ☐ ポンプの（ ☐ 設置場所 ☐ 規格放水量）の不備 ☐ 消防ポンプ自動車又は牽引する自動車の設置場所の不備 ☐ 設備の（ ☐ 放水器具等 ☐ 維持管理 ☐ その他）の不備	
32 ガス漏 れ火災 警報 設備	法17 令21の2 30 規24の2の3 24の2の4	☐ 設備の（ ☐ 未設置 ☐ 一部未設置 ☐ 予備電源の不備） ☐ 設備の（ ☐ 電源 ☐ 送り配線 ☐ 共通線 ☐ 配線）の不備 ☐ 受信機の（ ☐ 設置場所 ☐ ベル停止 ☐ その他）の不備 ☐ 検知器の（ ☐ 未警戒 ☐ 破損 ☐ 腐食） ☐ 検知器の（ ☐ 取付場所 ☐ その他）の不備 ☐ 設備の（ ☐ 音声警報設備 ☐ ガス漏れ表示灯 ☐ 中継器 ☐ 検知区域警報装置 ☐ 警戒区域 ☐ 警戒区域一覧図 ☐ 維持管理 ☐ その他）の不備	
33 消 火 活 動 上 必 要 な 施 設 等	法17 令27 28 28の2 29 29の2 29の3 規30 30の2 30の3 31 31の2 31の2の2	☐ 消防用水の（ ☐ 未設置 ☐ 一部未設置 ☐ 接近・操作障害） ☐ 消防用水の（ ☐ 水源 ☐ 設置位置 ☐ 吸管投入口 ☐ 標識 ☐ その他）の不備 ☐ 排煙設備の（ ☐ 未設置 ☐ 一部未設置 ☐ 非常電源未設置） ☐ 排煙設備の（ ☐ 電源 ☐ 非常電源 ☐ 起動装置 ☐ 排煙機 ☐ 排煙口 ☐ ダクト ☐ その他）の不備 ☐ 連結散水設備の（ ☐ 未設置 ☐ 操作・接近障害） ☐ 散水ヘッドの（ ☐ 種別 ☐ 設置位置 ☐ その他）の不備 ☐ 連結散水設備の（ ☐ 送水口 ☐ 配管・弁 ☐ 標識 ☐ その他）の不備 ☐ 連結送水管の（ ☐ 未設置 ☐ 接近・操作障害） ☐ 連結送水管の（ ☐ 送水口 ☐ 放水口 ☐ 配管・弁 ☐ 放水器具等 ☐ 標識 ☐ その他）の不備 ☐ 非常コンセント設備の（ ☐ 未設置 ☐ 一部未設置） ☐ 非常コンセント設備の（ ☐ 電源 ☐ コンセント ☐ 保護箱 ☐ 表示灯 ☐ 標識 ☐ その他）の不備 ☐ 無線通信補助設備の（ ☐ 未設置 ☐ 一部未設置） ☐ 無線通信補助設備の（ ☐ 保護箱 ☐ 接続端子 ☐ ケーブル） ☐ 同軸ケーブル ☐ 標識 ☐ その他）の不備	
34 そ の 他		☐	

※不備事項が即時改修された場合は、改修をその場で確認し、チェック(☑)した欄を○で囲むこと。

第 39 号様式(第 77 条関係)

課 長(署長)	副署長	主幹(司令)	主査(司令補)	係

				年	月	日
那覇市		宛				
(名宛人)						
		那覇市消防局予防課・		消防署・		出張所
		階級・氏名				
防火対象物立入検査報告書						
次の対象物について、年 月 日 に立入検査を行った結果を、以下のとおり報告します。						
対象物名称						
所在地(階)		用途	() 項			
検査の種類	☐ 定期検査 ☐ 特別検査					
立入検査結果の報告内容 (管理状況等)	☐ 良好					
	☐ 不備事項等が認められる。 (不備詳細は、別紙 指導表のとおり。) 1. 不備事項等指導表 交付枚数 枚 2. 改修等報告書の提出期限 年 月 日 まで 3. 通知書の内容及び不備事項等の改善方法については、 (電話 -) へ照会するよう指示。 担当者：第 部					
備考	※発出番号(那消 第 号)					
検査立会・通知書受領者 職・氏名：						

第 40 号様式(第 77 条関係)

(表)

住所		那消	第	号
氏名		年 月 日		
		様		
		那覇市消防局 消防局長 (署長)		
アーケード等立入検査結果通知書				
所在地		那覇市		
名称		用途()		
あなたの権原に係る上記の について 年 月 日消防法第 4 条第 1 項に基づき、立入検査を実施した結果は、次のとおりであります。 なお、不備欠陥については、指導のとおり改善するよう勧告します。				
		立入検査員 氏名 印		
区分	場所	指導事項		

(裏)

[illegible]

第 41 号様式(第 77 条関係)

(表)

住所		那覇市消防局 消防局長	
氏名		様	
危険物製造所等立入検査結果通知書			
所在地		那覇市	
名称			
製造所等の別		(製造所・貯蔵所・取扱所)	
貯蔵所又は取扱所の区分			
あなたの権原に係る上記の について 年 月 日 消防法第 16 条の 5 に基づき立入検査を実施した結果は、次のとおりです。なお、不備 欠陥については、指摘のとおり改善するよう勧告します。			
		立入検査員 氏名 印	
区分	場所	指 摘 事 項	

第 42 号様式(第 78 条関係)

改 修 等 報 告 書			
			年 月 日
那覇市消防局 様		管理権原者(法人の場合は法人名及び代表者氏名) 住 所 氏 名 電話番号 印	
防火対象物(危険物施設)名称 所 在 地 那覇市			
年 月 日付け立入検査結果通知書により指導された不備事項 については、下記のとおり改修等をしましたので報告します。			
防火(防災)管理者又は危険物保安監督者 氏 名			
指導番号 (区 分)	改 修 等 の 概 要	改 修 履 行 年 月 日	※ 適 用
※ 受 付		※ 経 過 欄	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。
- 2 項目が多い場合は、別紙により添付すること。
- 3 未改修については、改修等の計画内容(具体的な履行期日)を記載すること。
- 4 消防用設備等について改修予定で報告する場合は、見積書(発注書)等改修の予定がわかるものを添付すること。
- 5 「防火対象物」又は「危険物施設」及び「防火(防災)管理者」又は「危険物保安監督者」の表記は、該当しないものを二重線で消すこと。
- 6 ※印の欄には、記入しないこと。

第 43 号様式(第 78 条関係)

那消 第 号
年 月 日

住所
氏名

様

那霸市消防局
消防局長
(署長)

催 告 通 知 書

みだしのことにつきまして、 年 月 日付 那消 第 号に
より通知した、下記防火対象物に対する指導事項についての改修等の報告が 年
月 日現在提出されていませんので、 年 月 日までに提出して
ください。

对象物名称：
对象物所在地：

※お問い合わせ先
那覇市
担当()
TEL :
FAX :

第 44 号様式(第 79 条関係)

追 跡 調 査 結 果 報 告 書

年 月 日

消 防 局 長 宛
(消防署長)報告者
職・氏名

所 在 地 那覇市

名 称

管理権原者

年 月 日に実施した上記対象物の立入検査に係る追跡調査を 年
月 日に行いましたので、その結果を下記のとおり報告します。

記

第 45 号様式(第 81 条関係)

(表)
防 火 対 象 物 施 設 台 帳

整 理 番 号 第 号		所 在 地 那覇市					
		名 称					
		管理権原者 電話					
用途 ()項		防火管理者:選任義務(有・無) 防災管理者:選任義務(有・無)					
構 造 様 式		階 数	業 態	建 面 積	延 面 積	敷 地 面 積	
		/		m ²	m ²	m ²	
危険物貯蔵所及び 取扱所の区分				収 容 人 員			
階	用途	階	用途	従 業 員	男 人	女 人	
階	用途	階	用途	備 考			
階	用途	階	用途				
階	用途	階	用途				
階	用途	階	用途				
階	用途	階	用途				
消 防 計 画 書		提出済・未提出		防 災 処 理		処理済・一部処理・未処理	
消 防 用 設 備 の 設 置 状 況		有 無		消 防 用 設 備 の 設 置 状 況		有 無	
消 火 設 備	消火器	有・無		避 難 設 備	避難器具	有・無	
	屋内消火栓	有・無			避難口誘導灯	有・無	
	スプリンクラー設備	有・無			通路誘導灯	有・無	
	ハロゲン、二酸化炭素	有・無			客席誘導灯	有・無	
	泡、粉末消火設備	有・無			誘導標識	有・無	
警 報 設 備	自動火災報知設備	有・無		消 防 用 水		有・無	
	漏電火災報知機	有・無		消 必 火 要 活 な 動 施 上 設	連結送水管	有・無	
	非常警報器具	有・無			排煙設備	有・無	
	非常ベル、サイレン	有・無			非常コンセント	有・無	
	非常放送設備	有・無			無線通信補助設備	有・無	

(裏)

防火(防災)管理者選任	氏 名	届 出 年 月 日
		年 月 日
炉、かまど、ボイラー、乾燥設備、厨房設備、火花を生ずる設備、放電加工機、ヒートポンプ設備等	有 ・ 無 種別： 届 出 年 月 日	
変電・急速充電・発電 蓄電・ネオン管灯設備等	有 ・ 無 種別： 届 出 年 月 日	
消 防 計 画	有 ・ 無 届 出 年 月 日	
立 入 検 査 年 月 日	特 記 事 項	
年 月 日 検査員		
年 月 日 検査員		
年 月 日 検査員		
年 月 日 検査員		

第 46 号様式(第 81 条関係)

(表)

危 険 物 施 設 台 帳

台帳整理番号		署 別		予 防 規 程	該 当 (年 月 日) ・ 非 該 当
施 設 名	電 話				
設 置 場 所	那 覇 市				
設 置 許 可	年 月 日 那 覇 市 消 防 指 令 第 号	設 置 の 完 成	年 月 日 号 第		
設 置 者	住 所	電 話			
	氏 名				
設 置 場 所 の 地 域 別	防 火 地 域 別		別 途 地 域 別		
貯 蔵 所 又 は 取 扱 所					
位 置 ・ 構 造 の 基 準					
消 火 設 備					
危 険 物	種 別	品 名	物 質 名	数 量	施 設 の 概 要
	第 類	第 石 油		1	
	第 類	第 石 油		1	
	第 類	第 石 油		1	
	第 類	第 石 油		1	
	第 類	第 石 油		1	
	第 類	第 石 油		1	
	指 定 数 量 の 倍				
タ ン ク 検 査 年 月 日		年 月 日	タ ン ク 検 査 番 号	第	号
備 考	※タンクの定期点検年月日等その他の必要事項を記入すること。				

(裏)

保安監督者選任・解任届出	許可年月日 許可番号	選任者の役職及び氏名	免許状の種類	解任者の役職及び氏名
	年 月 日 第 号		種類 第 類	
	年 月 日 第 号		種類 第 類	
	年 月 日 第 号		種類 第 類	
	年 月 日 第 号		種類 第 類	
	年 月 日 第 号		種類 第 類	
	年 月 日 第 号		種類 第 類	

変更・仮使用・完成・その他諸届出	許可年月日	許可番号	申請及び届出	申請内容及び届出内容
	年 月 日	第 号		
	年 月 日	第 号		
	年 月 日	第 号		
	年 月 日	第 号		
	年 月 日	第 号		
	年 月 日	第 号		
	年 月 日	第 号		
	年 月 日	第 号		
	年 月 日	第 号		
	年 月 日	第 号		
	年 月 日	第 号		
	年 月 日	第 号		
	年 月 日	第 号		
	年 月 日	第 号		
	年 月 日	第 号		

第47号様式(第91条関係)

年 月 日

消 防 局 長 様
(消 防 署 長)

階級・氏名



違反調査報告書

違反者	住 所			
	氏 名		職業	
	生年月日	年 月 日 歳		
対象物の状況	所 在	那覇市		
	名 称		構造・ 規模	地上 階 構造 延面積 m ²
	用 途			
違反事実				
違反条項				
違反の概要 (発生事由・経過等)				
参考事項 (査察経過等)				

第48号様式(第91条関係)

実況見分調書（第 回）	
について本職は 次のとおり見分しました。	
年 月 日 所 属 階級・氏名	
実況見分の日時	開始 年 月 日 時 分から 終了 年 月 日 時 分まで
実況見分の場所 施 設 又 は 物	
実況見分の目的	
立会人の職・氏名	

第49号様式(第91条関係)

質問調書(第 回)

質問実施日時	開始	年	月	日	時	分ごろ
	終了	年	月	日	時	分ごろ

防火対象物の所在地 那覇市
同 名 称

上記の防火対象物について、本職が下記の者に質問したところ任意に次のように
供述しました。

被質問者住所
氏 名
生 年 月 日 年 月 日生(歳)
職業（職名）

(被質問者名)



上記のとおり録取して読み聞かせたところ、誤りのない旨申し立て、各葉の欄外に押印
した上、末尾に署名押印した。

年 月 日

録取者

所属

消防署

階級

氏名



記録者

所属

消防署

階級

氏名



第50号様式(第92条関係)

那 消 第 号
年 月 日住 所
氏 名 様那覇市消防局長
(消防署長)

資料提出命令書

所 在 那覇市
名 称
用 途

火災予防のために必要があるので、消防法第4条第1項の規定に基づき、下記のとおり命令します。

なお、本命令に従わない場合又は、消防法第44条第2項の規定により処罰されることがあります。

記

命令事項

教 示

この命令に不服のある場合は、この命令があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に那覇市長（消防局長）に対して**審査請求**をすることができます。

また、この命令については、命令を受けた日の翌日から起算して 6 箇月以内に那覇市を被告として**処分の取り消しの訴え**を提起することができます。（訴訟において那覇市を代表する者は那覇市長となります。）

なお、この命令について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決を受けた日の翌日から起算して 6 箇月以内に那覇市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

第51号様式(第93条関係)

那 消 第 号
年 月 日住 所
氏 名 様那覇市消防局長
(消防署長)

報告徴収書

物件の所在地又は行為場所 那覇市
物件名又は行為内容

火災予防のために必要があるので、消防法第4条第1項の規定に基づき、下記事項を
年 月 日までに へ文書で報告するように要求します。

なお、本命令に従わない場合又は虚偽の資料を提出した場合は、消防法第44条第2項
の規定により処罰されることがあります。

記

報告内容

教 示

この命令に不服のある場合は、この命令があったことを知った日の翌日から起算
して 60 日以内に那覇市長（消防局長）に対して**審査請求**をすることができます。

また、この命令については、命令を受けた日の翌日から起算して 6 箇月以内に那
覇市を被告として**処分の取り消しの訴え**を提起することができます。（訴訟におい
て那覇市を代表する者は那覇市長となります。）

なお、この命令について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決を
受けた日の翌日から起算して 6 箇月以内に那覇市を被告として処分の取消しの訴
えを提起することができます。

第52号様式(第94条関係)

那消 第 号
年 月 日那覇市消防局
消防局長 宛
(署長)資料提出者
住所（所在地）
代表者及び氏名資料提出
報 告 書

年 月 日付け那消 第 号により 資料提出命令 された下記の
報告要求
資 料 報告書 を提出します。

なお、提出した資料については、用済みの後は、 返 還 してください。
処 分

記

保管資料	丁数（通）

上記の（ 資料・報告書 ）を受領しました。

那消 第 号
年 月 日那覇市消防局長
(消防署長)

第53号様式(第94条関係)

		那 消	第	号
			年	月
				日
住 所				
氏 名	様			
		那覇市消防局 消防局長 (署長)		印
資料提出保管書				
年 月 日にあなたから提出された下記資料を保管しましたので、本書を 交付します。				
記				
保管資料		丁数（通）		
事務処理欄				
上記資料については、還付を受け、受領しました。				
年 月 日		受領者		印

第54号様式(その1)(第95条関係)

		那消	第	号
			年	日
			月	
住 所				
氏 名	様			
		那覇市消防局		
		消防局長	印	
		(署長)		
警 告 書				
物件の所在地又は行為場所		那覇市		
物件名又は行為内容				
上記		は、	と認めるので、下記のとおり履行するよう警告します。	
なお、この警告に従わない場合は、消防法第44条第1項の規定に基づく命令を行うことがあります。				
命令を行ったときは、当該防火対象物に受命者の氏名、命令内容を記載した標識の設置等により公示します。				
記				
警告事項				
年		月	日までに、	すること。

第54号様式(その2)(第95条関係)

		那消	第	号
			年	月
				日
住	所			
氏	名	様		
		那覇市消防局		
		消防局長	印	
		(署長)		
警 告 書				
所	在	那覇市		
名	称			
用	途			
上記防火対象物は、と認めるので、下記のとおり履行するよう警告します。				
なお、この警告に従わない場合は、消防法第の規定に基づく命令を行うことがあります。				
命令を行ったときは、当該防火対象物に受命者の氏名、命令内容を記載した標識の設置等により公示します。				
記				
警告事項				
年 月 日までに、				
すること。				

第54号様式(その3)(第95条関係)

		那消	第	号
			年	月
				日
住	所			
氏	名	様		
		那覇市消防局		
		消防局長	印	
		(署長)		
警 告 書				
所	在	那覇市		
名	称			
用	途			
上記防火対象物は、消防法第8条 違反と認めるので、下記のとおり履行するよう警告します。				
なお、この警告に従わない場合は、消防法第8条 の規定に基づく命令を行うことがあります。				
命令を行ったときは、当該防火対象物に受命者の氏名、命令内容を記載した標識の設置等により公示します。				
記				
警告事項				
年 月 日までに、 すること。				

第54号様式(その4)(第95条関係)

那消 第 号
年 月 日住 所
氏 名 様那覇市消防局
消防局長
(署長)

警 告 書

所 在 那覇市
名 称
用 途

上記防火対象物は、消防法第17条 違反と認めるので、下記のとおり履行するよう警告します。

なお、この警告に従わない場合は、消防法第17条 の規定に基づく命令を行うことがあります。

命令を行ったときは、当該防火対象物に受命者の氏名、命令内容を記載した標識の設置等により公示します。

記

警告事項

年 月 日までに、

すること。

第54号様式(その5)(第95条関係)

那消 第 号
年 月 日住 所
氏 名 様那覇市消防局
消防局長
(署長)

印

警 告 書

所 在 那覇市
名 称
危険物の品名、数量

上記防火対象物における危険物の貯蔵及び取扱いは、消防法第10条第3項違反と認めるので、下記のとおり履行するよう警告します。

なお、この警告に従わない場合は、消防法第43条第1項第1号の規定に基づく命令を行うことがあります。

命令を行ったときは、当該防火対象物に受命者の氏名、命令内容を記載した標識の設置等により公示します。

記

警告事項

年 月 日までに、

すること。

第54号様式(その6)(第95条関係)

那消 第 号
年 月 日住 所
氏 名 様那覇市消防局
消防局長
(署長)

印

警 告 書

名 称
製造所等の設置場所 那覇市
製造所等の別
貯蔵所又は取扱所の区分 (製造所・貯蔵所・取扱所)
設置許可年月日 年 月 日
設置許可番号 第 号

上記防火対象物は、消防法第12条第1項違反と認めるので、下記のとおり履行するよう警告します。

なお、この警告に従わない場合は、消防法第12条第1項第2号の規定に基づく命令を行うことがあります。

命令を行ったときは、当該防火対象物に受命者の氏名、命令内容を記載した標識の設置等により公示します。

記

警告事項

年 月 日までに、 すること。

第55号様式(その1)(第97条関係)

那覇市消防達第
年 月 日 号住 所
氏 名 様那覇市消防局長
(消防署長)

命 令 書

所 在 那覇市
名 称
用 途

上記防火対象物は、と認めるので、消防法第5条第1項の規定に基づき、下記のとおり命令します。

なお、本命令に従わない場合は、消防法第39条の3の2第1項の規定により処罰されることがあります。

記

1. 命令事項

2. 命令理由

教 示

この命令に不服のある場合は、この命令を受けた日の翌日から起算して30日以内に那覇市長（消防局長）に対して**審査請求**をすることができます。

また、この命令については、命令を受けた日の翌日から起算して30日以内に那覇市を被告として**処分の取り消しの訴え**を提起することができます。（訴訟において那覇市を代表する者は那覇市長となります。）

なお、この命令について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決を受けた日の翌日から起算して30日以内に那覇市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

第55号様式(その2)(第97条関係)

那覇市消防達第 号
年 月 日

住 所
氏 名 様

那覇市消防局長
(消防署長)



命 令 書

所 在 那覇市
名 称
用 途

上記防火対象物は、 と認めるので、消防法第5条の2第1項第2号の規定に基づき、下記のとおり命令します。

なお、本命令に従わない場合は、消防法第39条の2の2第1項の規定により処罰されることがあります。

記

1. 命令事項

2. 命令理由

教 示

この命令に不服のある場合は、この命令を受けた日の翌日から起算して30日以内に那覇市長（消防局長）に対して**審査請求**をすることができます。

また、この命令については、命令を受けた日の翌日から起算して30日以内に那覇市を被告として**処分の取り消しの訴え**を提起することができます。（訴訟において那覇市を代表する者は那覇市長となります。）

なお、この命令について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決を受けた日の翌日から起算して30日以内に那覇市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

第55号様式(その3)(第97条関係)

那覇市消防達第 号
年 月 日住 所
氏 名 様

那覇市消防局



(署名又は記名、押印)

命 令 書

所 在 那覇市
名 称
用 途

上記防火対象物は、 と認めるので、消防法第5条の3第1項の規定に基づき、下記のとおり命令します。

なお、本命令に従わない場合は、消防法第41条第1項第1号の規定により処罰されることがあります。

記

1. 命令事項

2. 命令理由

教 示

この命令に不服のある場合は、この命令を受けた日の翌日から起算して30日以内に那覇市長（消防局長、消防署長）に対して**審査請求**をすることができます。

また、この命令については、命令を受けた日の翌日から起算して30日以内に那覇市を被告として**処分の取り消しの訴え**を提起することができます。（訴訟において那覇市を代表する者は那覇市長となります。）

なお、この命令について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決を受けた日の翌日から起算して30日以内に那覇市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

第55号様式(その4)(第97条関係)

那覇市消防達第 号
年 月 日住 所
氏 名 様那覇市消防局長
(消防署長)

印

命 令 書

所 在 那覇市
名 称
用 途

上記防火対象物は、消防法第8条第1項違反と認めるので、消防法第8条第4項の規定に基づき、下記のとおり命令します。

なお、本命令に従わない場合は、消防法第 条第 項第 号 の規定により処罰されることがあります。

記

1. 命令事項

2. 命令理由

教 示

この命令に不服のある場合は、この命令があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に那覇市長（消防局長）に対して**審査請求**をすることができます。

また、この命令については、命令を受けた日の翌日から起算して 6 箇月以内に那覇市を被告として**処分の取り消しの訴え**を提起することができます。（訴訟において那覇市を代表する者は那覇市長となります。）

なお、この命令について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決を受けた日の翌日から起算して 6 箇月以内に那覇市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

第55号様式(その5)(第97条関係)

那覇市消防達第
年 月 号 日住 所
氏 名 様那覇市消防局長
(消防署長)

印

命 令 書

所 在 那覇市
名 称
用 途

上記防火対象物は、消防法第17条第1項違反と認めるので、消防法第17条の4第1項の規定に基づき、下記のとおり命令します。

なお、本命令に従わない場合は、消防法第 条第 項第 号の規定により処罰されることがあります。

記

1. 命令事項

2. 命令理由

教 示

この命令に不服のある場合は、この命令があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に那覇市長（消防局長）に対して**審査請求**をすることができます。

また、この命令については、命令を受けた日の翌日から起算して 6 箇月以内に那覇市を被告として**処分の取り消しの訴え**を提起することができます。（訴訟において那覇市を代表する者は那覇市長となります。）

なお、この命令について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決を受けた日の翌日から起算して 6 箇月以内に那覇市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

第55号様式(その6) (第97条関係)

那覇市消防達第 号
年 月 日住 所
氏 名 様

那覇市長



命 令 書

所 在 那覇市
名 称

危険物の品名	
危険物の数量	

上記の場所における危険物の貯蔵及び取扱いは、消防法第 条違反と認めるので、
消防法第 条の規定に基づき、下記のとおり命令します。

記

1. 命令事項

2. 命令理由

教 示

この命令に不服のある場合は、この命令があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に那覇市長に対して**異議申し立て**をすることができます。

また、この命令については、命令を受けた日の翌日から起算して 6 箇月以内に那覇市を被告として**処分の取り消しの訴え**を提起することができます。（訴訟において那覇市を代表する者は那覇市長となります。）

なお、この命令について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決を受けた日の翌日から起算して 6 箇月以内に那覇市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

第55号様式(その7)(第97条関係)

那覇市消防達第 号
年 月 日住 所
氏 名 様

那覇市長



命 令 書

名 称
製造所等の設置場所 那覇市
製造所等の別
貯蔵所又は取扱所の区分 (製造所・貯蔵所・取扱所)
設置許可年月日 年 月 日
設置許可番号 第 号

上記防火対象物は、消防法第12条第1項違反と認めるので、消防法第12条第2項の規定に基づき、下記のとおり命令します。

なお、本命令に従わない場合は、消防法により処罰されることがあります。

記

1. 命令事項

2. 命令理由

教 示

この命令に不服のある場合は、この命令があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に那覇市長に対して**異議申し立て**をすることができます。

また、この命令については、命令を受けた日の翌日から起算して 6 箇月以内に那覇市を被告として**処分の取り消しの訴え**を提起することができます。（訴訟において那覇市を代表する者は那覇市長となります。）

なお、この命令について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決を受けた日の翌日から起算して 6 箇月以内に那覇市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

第55号様式(その8) (第97条関係)

那覇市消防達第
年 月 日 号住 所
氏 名 様

那覇市長 印

命 令 書

所 在 那覇市
名 称
用 途

上記防火対象物について、消防法第 条で定める協議事項を、別記に掲げるものと協議して、 年 月 日までに定めるよう消防法第 条の規定に基づき、下記のとおりに命令します。

なお、この命令に従わないときは、法律に基づく措置をとることがあります。また、協議事項を定めた時は、速やかに届け出てください。

記

1. 命令事項

2. 命令理由

教 示

この命令に不服のある場合は、この命令があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に那覇市長に対して**異議申し立て**をすることができます。

また、この命令については、命令を受けた日の翌日から起算して 6 箇月以内に那覇市を被告として**処分の取り消しの訴え**を提起することができます。（訴訟において那覇市を代表する者は那覇市長となります。）

なお、この命令について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決を受けた日の翌日から起算して 6 箇月以内に那覇市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

第56号様式(第97条関係)

那覇市消防達第 号
年 月 日住 所
氏 名 様

那覇市消防局



(署名又は記名、押印)

命 令 書

所 在 那覇市
名 称
用 途

火災の予防に危険であること並びに消火、避難その他の消防活動に支障となることが認められるので、 の規定により下記のとおり命令します。

なお、本命令に従わない場合は、 の規定により処罰されることがあります。

記

1. 命令事項

2. 命令理由

教 示

この命令に不服のある場合は、この命令を受けた日の翌日から起算して30日以内に那覇市長（消防局長、消防署長）に対して**審査請求**をすることができます。

また、この命令については、命令を受けた日の翌日から起算して30日以内に那覇市を被告として**処分の取り消しの訴え**を提起することができます。（訴訟において那覇市を代表する者は那覇市長となります。）

なお、この命令について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決を受けた日の翌日から起算して30日以内に那覇市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

第57号様式(第98条関係)

那消 第 号
年 月 日住 所
氏 名 様那覇市消防局
消防局長

命令解除通知書

対 象 物

所 在 那覇市
名 称
用 途

あなたの権限に係る上記防火対象物については、 年 月 日付け那消
達第 号による 命令については、下記によりこれを解除します。

記

1. 解除の日 年 月 日
2. 解除の理由

第58号様式(第99条関係)

那消 第 号
年 月 日住 所
氏 名 様那覇市消防局
消防局長
(署長)

催告書

あなたは、本職が 年 月 日付那消達第 号をもって命令した事項(別紙命令書の写し)について履行しないので、速やかに履行するよう催告します。

なお、本催告に従わないときは、消防法第 条 違反により処罰することがあります。

第59号様式(その1)(第100条関係)

消防法による命令の公告

防火対象物の所在地
防火対象物の名称
命令を受けた者の氏名

この防火対象物は、消防法に違反しているので、 年 月 日、同法
第 に基づき次の事項を命じたものです。

命令事項

年 月 日

那覇市消防局
消防局長



注意

1. この標識は、消防法第5条第3項の規定に基づき設置したものです。
2. この標識を損壊した者は、法律により罰せられることがあります。

第59号様式(その2)(第100条関係)

消防法による命令の公告

製造所等の所在地
製造所等の名称
命令を受けた者の氏名

この製造所等は、消防法に違反しているので、 年 月 日、同法
第 に基づき次の事項を命じたものです。

命令事項

年 月 日

那覇市長



注意

1. この標識は、消防法第11条の5第4項の規定に基づき設置したものです。
2. この標識を損壊した者は、法律により罰せられることがあります。

第60号様式(第101条関係)

那 消 第 号
年 月 日

住 所
氏 名 様

那覇市長 印

許可取消書

製造所等の設置場所				
製造所等を設置する事業所の名称			危険物の類別、品名および最大数量	
製造所等の別		貯蔵所、取扱所の区分	設置許可年月日及び許可番号	

上記 については、消防法 違反と認められるので、消防法第12条の2第1項の規定に基づき、次の通り許可を取り消します。

記

1. 取り消される許可の内容

2. 取消しの理由

教 示

この命令に不服のある場合は、この命令があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に那覇市長に対して**異議申し立て**をすることができます。

また、この命令については、命令を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に那覇市を被告として**処分の取り消しの訴え**を提起することができます。（訴訟において那覇市を代表する者は那覇市長となります。）

なお、この命令について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に那覇市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

第61号様式(第102条関係)

那消 第 号
年 月 日住 所
氏 名 様那覇市消防局長
(消防署長)

告発書

次の犯罪があると思慮するので、刑事訴訟法第239条第2項の規定に基づき、別紙の
関係資料を添えて告発します。

記

1. 告発人
2. 罪名及び適用法条
3. 犯罪の事実
4. 証拠となるべき資料
5. 犯罪の情状
6. 意見
7. 参考事項

第 62 号様式（第 102 条関係）

年 月 日					
消防局長 宛					
消防署長					印
告発報告書					
次の事項について、告発するので報告します。					
行為の場所又は物件若しくは防火対象物の所在地					
行為の内容又は物件若しくは防火対象物の名称		防火対象物の構造規模及び用途			
製造所等の設置場所					
製造所等を設置する事業所等の名称					
製造所等の別		貯蔵所、取扱所の区分		危険物の類別、品名及び最大数量	
製造所等の設置許可年月日及び許可番号					
被 告 発 人	住 所				
	法 人 名				
	職 ・ 氏 名				
適 用 法 条					
違反の概要					
意 見					

第63号様式(第103条関係)

那消 第 号
年 月 日

那覇地方裁判所

様

那覇市消防局長
(消防署長)

過料事件通知書

消防法第46条の5の規定に基づき過料に処されるべき事件を発見しましたので、下記のとおり通知します。

記

1. 違反者の氏名及び住所
2. 違反防火対象物の名称、所在地及び管理権原者
3. 違反事項の要旨
4. 当該法条
5. 添付書類

第64号様式(第103条関係)

年 月 日

消防局長 様

消防署長 

過料事件報告書

消防法第 条に基づき過料に処されるべき事件を発見したので、下記のとおり報告します。

記

1. 違反者の氏名及び住所
氏 名
住 所
2. 違反対象物の名称等
3. 該当法条
4. 添付書類

第65号様式(第104条関係)

年 月 日

那覇市消防局長 宛

消防署長

印

代執行承認書

所在地
名 称
用 途

上記防火対象物については、 年 月 日付那消達第 号をもって戒告しましたが、いまだ履行されていません。

よって、行政代執行法第2条の規定に基づき代執行を次の通り行うことにしました。

記

1. 代執行の期日
年 月 日 時 分から
2. 代執行責任者（職・氏名）
3. 代執行に要する費用の概算見積額
4. 代執行の内容

第66号様式(第104条関係)

那覇市消防達第 号
年 月 日住 所
氏 名 様那覇市消防局長
(消防署長)

戒告書

所 在 那覇市
名 称
用 途

上記対象物については、 と認めたので、 の規定に基づき、 年 月 日付け那消達第 号をもって 年 月 日までに履行することを命じましたが、いまだ履行されていません。

よって、前記命令を 年 月 日までに上記命令を履行しないときは、行政代執行法第2条の規定に基づき、代執行を行うこととしましたので、この旨行政代執行法第3条第1項の規定に基づき戒告します。

なお、代執行に要する全ての費用を行政代執行法第2条の規定に基づき、徴収します。また、代執行により生じる損害については全ての責任を負わないので申し添えます。

教 示

この命令に不服のある場合は、この命令があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に那覇市長に対して**審査請求**をすることができます。

また、この命令については、命令を受けた日の翌日から起算して 6 箇月以内に那覇市を被告として**処分の取り消しの訴え**を提起することができます。（訴訟において那覇市を代表する者は那覇市長となります。）

なお、この命令について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決を受けた日の翌日から起算して 6 箇月以内に那覇市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

第67号様式(第104条関係)

那覇市消防達第 号
年 月 日住 所
氏 名 様那覇市消防局長
(消防署長)

代執行令書

所 在 那覇市
名 称
用 途

上記対象物については、 年 月 日付け那消達第 号をもって戒告しましたが、いまだ履行されておられません。

よって、行政代執行法第2条の規定に基づき、代執行を次のように行うこととしたので、この旨行政代執行法第3条第2項の規定に基づき通知します。

なお、代執行に要する全ての費用を行政代執行法第2条の規定に基づき、徴収します。また、代執行により生じる損害については全ての責任を負わないので申し添えます。

1. 代執行の期日
年 月 日 時 分から
2. 代執行責任者（職・氏名）
3. 代執行に要する費用の概算見積額
4. 代執行の内容

教 示

この命令に不服のある場合は、この命令があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に那覇市長（消防局長）に対して**審査請求**をすることができます。

また、この命令については、命令を受けた日の翌日から起算して 6 箇月以内に那覇市を被告として**処分の取り消しの訴え**を提起することができます。（訴訟において那覇市を代表する者は那覇市長となります。）

なお、この命令について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決を受けた日の翌日から起算して 6 箇月以内に那覇市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

第68号様式(第104条関係)

那覇市消防達第 号
年 月 日住 所
氏 名 様那覇市消防局長
(消防署長)

代執行費用納付命令書

行為の場所又は物件若しくは防火対象物の所在地	
行為の場所又は物件若しくは防火対象物の名称	
防火対象物の名称	

年 月 日付け那消達第 号の代執行令により実施した代執行に要した費用の金額が確定しましたので、行政代執行法第5条の規定に基づき、本代執行に要した費用を次の通り納付するように命令します。

なお、指定された期日までに納付しないときは、国税滞納処分の例により徴収することがあるので申し添えます。

記

1. 納 付 期 日
2. 納 付 金 額
3. 納 付 方 法
4. 代執行の内容

教 示

この命令に不服のある場合は、この命令があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に那覇市長（消防局長）に対して**審査請求**をすることができます。

また、この命令については、命令を受けた日の翌日から起算して 6 箇月以内に那覇市を被告として**処分の取り消しの訴え**を提起することができます。（訴訟において那覇市を代表する者は那覇市長となります。）

なお、この命令について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決を受けた日の翌日から起算して 6 箇月以内に那覇市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

第69号様式(第104条関係)

代執行責任者証

消防署
階級・氏名

上記の者は、下記の行政代執行の執行責任者であることを証する。

年 月 日

那覇市消防局長
(消防署長)



記

1. 代執行をなすべき事項
2. 代執行をなすべき期日

第70号様式(第107条関係)

那消 第 号
年 月 日

保管物公示書

那覇市



下記の物件は と認め、消防法第3条第2項の規定に基づき保管しました。
管理すべきものの住所、居場所及び事業所が不明のため、同法第3条第3項の規定により準用する災害対策基本法第64条第3項に基づき公示します。

記

名称又は種類	
形状及び数量	
保管場所	

第71号様式(第107条関係)

保管物件一覧簿

名称(種類)・ 形状数量	所在地	除去日時	保管日時	保管場所	公示日時	備考

(注)

1. 公示日時欄には、上段に市役所本庁の掲示場、消防署及び出張所に公示した日時、下段には、那覇市広報、市民の友に掲載したとき
の掲載年月日をそれぞれ記入すること。
2. 備考欄には、保管場所を売却したときの売却年月日を、返還したときの返却年月日をそれぞれ記入すること。

第 72 号様式(第 109 条関係)

年 月 日

保管物件返還請求書

那覇市

宛

住所（所在地）
代表者及び氏名

貴（消防局・消防署）保管の下記の保管物件は、私の所有・管理するものでありますので返還を請求します。

記

1. 名称又は種類
2. 形状及び数量
3. 物件の所在した場所
4. 所有者又は管理者であることを証する書類

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

第 73 号様式(第 109 条関係)

年 月 日

保管物件受領書

那覇市

宛

住所（所在地）
代表者及び氏名

印

年 月 日付で貴（消防局・消防署）保管の下記の物件を
受領しました。

記

1. 名称又は種類

2. 形状及び数量

第 74 号様式（第 109 条関係）

売却代金返還請求兼受領書

		年	月	日
那覇市	宛			
		住所（所在地） 代表者及び氏名	印	
私の所有・管理する物件の売却代金		円の返還を請求します。		
上記の金額について確かに受領しました。				
		年	月	日
那覇市	様			
		住所（所在地） 代表者及び氏名	印	

第 75 号様式（第 110 条関係）

那覇市消防達第 号
年 月 日住 所
氏 名 様

那覇市



保管費等納付命令書

年 月 日付けで保管した物件の保管等に要した費用は、下記のとおりであるので、年 月 日までに別紙納付書により納付するよう消防法第3条第3項の規定により準用する災害対策基本法第64条第5項の規定により準用する行政代執行法第5条の規定に基づき命令します。なお、指定された期日までに納付しないときは、国税滞納処分の例により徴収します。

記

金 円

費目別	金額	内訳

教 示

この命令に不服のある場合は、この命令があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に那覇市長（消防局長）に対して**審査請求**をすることができます。

また、この命令については、命令を受けた日の翌日から起算して 6 箇月以内に那覇市を被告として**処分の取り消しの訴え**を提起することができます。（訴訟において那覇市を代表する者は那覇市長となります。）

なお、この命令について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決を受けた日の翌日から起算して 6 箇月以内に那覇市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

第77号様式(その1) (第112条関係)

違反処理経過記録簿（一般用）

整理番号				
対象物	所在地			
	名 称			
	構造規模			
権原者	事業所の所在地			
	事業所の名称			
	役職・氏名			
違反概要				
違反法条				
違反処理区分	警 告	那消 第 号	履行期限	
	命 令	那消 第 号	履行期限	
	告 発			
	代執行			
経緯	年月日	指 導 内 容		

[illegible]

第77号様式(その2) (第112条関係)

違反処理経過記録簿（危険物用）

整理番号				
対象物	所在地		名 称	
	製造所等の別		貯蔵所、取扱所の区分	
	許可年月日及び番号		完成検査年月日及び番号	
	許可品名及び許可数量			
権原者	事業所の所在地			
	事業所の名称			
	役職・氏名			
違反者	事業所の所在地			
	事業所の名称			
	役職・氏名			
違反概要				
違反法条				
違反処理区分	警 告	那 消 第 号	履行期限	
	命 令	那 消 第 号	履行期限	
	告 発			
	代執行			
年 月 日		指 導 内 容		
経緯				

[illegible]

第 78 号様式(その 1)(第 113 条関係)

違反処理報告書

年 月 日

消防局長 宛

消防署長

違反処理の状況及び調査の結果について報告します。

報告者・階級・氏名

印

対象物	所在地	那覇市			
	名 称			用途	
	構造規模	構造		階層	
		面積	m ²	延面積	m ²
関係者	住 所			所有者・管理者・占有者	
	法人名			職氏名	
	氏 名			生年月日	
違反者	住 所			対象物との関係	
	法人名			生年月日	
	氏 名				

違反発見の経緯			
違反法条			
違反概要			
経過	年月日	指導内容	指導者氏名
意見			
報告事項			

第 78 号様式(その 2)(第 113 条関係)

違反処理報告書
(危険物製造所等)

年 月 日

消防局長 宛

消防署長

違反処理の状況及び調査の結果について報告します。

報告者・階級・氏名



対象物	所在地	那覇市		
	名 称		製造所等	
	許可 年月日番号	年 月 日 第 号	完成検査 年月日番号	年 月 日 第 号
	許可品名 及び数量			
関係者	住 所		所有者・管理者・占有者	
	法人名		職名	
	氏 名		生年月日	
違反者	住 所		役職名	
	法人名		生年月日	
	氏 名			

違反発見の経緯			
違反法条			
違反概要			
経過	年月日	指導内容	指導者氏名
意見			
報告事項			

第 79 号様式（第 113 条関係）

年 月 日

違反処理完結報告書

消防局長 宛

消防署長

下記の防火対象物の違反処理を完結しましたので報告します。

記

1. 年 月 日付け那消 第 号

2. 対象物
名 称

違反概要

報告書作成者
階級・氏名

印

第80号様式（第114条関係）

受領書

年 月 日

那覇市 様

(那覇市長)

(那覇市消防局長)

(那覇市 消防署長)

(那覇市 消防吏員)

住所（所在地）
代表者及び氏名

年 月 日 の を確かに受領しました。

第 81 号様式（第 114 条の 2 関係）

年 月 日

消 防 局 長 様

消 防 署 長

消防法令違反防火対象物の違反処理に係る事務移管について（依頼）

みだしのことについて、 年 月 日付け那消 第 号警告書に係る消防法令違反
の防火対象物については、下記のとおり違反処理していただきたく事務移管を申請します。

記

1. 事務移管に係る防火対象物情報
名 称
所 在 地
管理権原者
2. 消防法令違反内容
3. 違反是正指導経緯
4. 事務移管の主な理由
5. 備考（添付文書等）

第 81 号様式の 2(その 1)(第 114 条の 2 関係)

年 月 日

消 防 署 長 様

消 防 局 長

消防法令違反防火対象物の事務移管依頼に係る協議結果について(回答)

みだしのことについて、 年 月 日付け違反処理防火対象物の違反処理に係る事務移管（依頼）のあった違反防火対象物について協議した結果、申請を受理し、今後は予防課（違反処理係）にて上位措置(措置命令)移行を念頭に対応することとなりました。

なお、違反是正完了後は、改めて当該対象物の所館署所へ事務移管を行うことを申し添えます。

記

1. 是正完了防火対象物

名 称

所 在 地

管理権原者

2. 受理理由

3. 備考(添付文書等)

第 81 号様式の 2(その 2) (第 114 条の 2 関係)

年 月 日

消 防 署 長 様

消 防 局 長

消防法令違反防火対象物の事務移管依頼に係る協議結果について(回答)

みだしのことについて、 年 月 日付け違反処理防火対象物の違反処理に係る事務移管（依頼）のあった違反防火対象物について、協議した結果、上位措置(措置命令)意向については時期尚早であり、引き続き違反処理に係る行政指導による対応の必要性があるとの判断に至りました。よって、当該違反対象物の事務については所管署所へ差戻します。

つきましては、違反処理標準マニュアル等に従い、引き続き違反是正に向け行政指導を行っていただきますようお願いします。

記

1. 是正完了防火対象物

名 称

所 在 地

管理権原者

2. 差戻し理由

3. 備考(添付文書等)

第 81 号様式の 3（第 114 条の 2 関係）

年 月 日

消 防 署 長 様

消 防 局 長

消防法令違反防火対象物の是正完了に伴う事務移管について(通知)

みだしのことについて、 年 月 日付け違反処理防火対象物の違反処理に係る事務移管（依頼）のあった違反防火対象物については、下記のとおり是正完了しましたので所管署所に事務移管します。

記

1. 是正完了防火対象物
名 称
所 在 地
管理権原者
2. 法令違反是正内容
3. 違反是正指導経緯
4. 備考(添付文書等)

第82号様式（第115条関係）

那消 第 号
年 月 日

火災予防関係事項照会書

様

那覇市消防局長
消防署長

火災予防上必要があるので、下記事項につき回答願いたく、消防法第35条の13の規定に基づき照会します。

記

《照会事項》

回答・連絡先
所在地
担当者氏名
連絡先

那覇市消防局訓令第 6 号
平 成 2 7 年 9 月 1 日
公 表 済

那覇市火災等予防査察規程を廃止する訓令

那覇市火災等予防査察規程は廃止する。

那覇市消防局長 徳元 律夫

.....

那覇市消防局訓令第 7 号
平 成 2 7 年 9 月 1 日
公 表 済

那覇市火災予防等違反処理規程を廃止する訓令

那覇市火災予防等違反処理規程は、廃止する。

那覇市消防局長 徳元 律夫

上下水道局規程

那覇市上下水道局規程第 8 号

平 成 2 7 年 9 月 3 0 日

公 布 済

那覇市上下水道局人事評価規程を廃止する規程をここに公布する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 翁 長 聡

那覇市上下水道局人事評価規程を廃止する規程

那覇市上下水道局人事評価規程（平成18年那覇市上下水道局規程第9号）は、廃止する。

付 則

この規程は、平成27年10月1日から施行する。

那覇市上下水道局規程第 9 号

平 成 2 7 年 9 月 3 0 日

公 布 済

那覇市上下水道局企業職員の人事評価実施規程をここに公布する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 翁 長 聡

那覇市上下水道局企業職員の人事評価実施規程

（趣旨）

第 1 条 この規程は、那覇市上下水道局企業職員（以下「職員」という。）の人事評価の基準及び方法に関する事項その他人事評価に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）人事評価 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 40 条第 1 項の規定により上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が行う職員の執務についての勤務成績の評定として行うものをいう。
- （2）能力評価 職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力を把握した上で行われる勤務成績の評価をいう。
- （3）業績評価 職員がその職務を遂行するに当たり挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価をいう。
- （4）人事評価記録書 人事評価の対象となる期間（以下「評価期間」という。）における職員の勤務成績を示すものとして、管理者が別に定めるものをいう。
- （5）定期評価 能力評価及び業績評価について、人事評価記録書を用いて会計年度ごとに行う評価をいう。
- （6）条件付採用期間評価 地方公務員法第 22 条第 1 項の正式採用とするか否かの判断を行うために、条件付である職員が同項に規定する条件付採用の期間において、その職務を良好な成績で遂行したか否かについての評価をいう。
- （7）評価項目 標準職務遂行能力（職制上の段階の標準的な職（職員の職に限る。）の職務を遂行する上で発揮することが求められる能力として管理者が定めるものをいう。）の類型を示す項目として、管理者が別に定める項目をいう。

（人事評価の種類等）

第 3 条 人事評価の種類は、定期評価及び条件付採用期間評価とする。

2 この規程に定めるもののほか、条件付採用期間評価の基準及び方法に関する事項その他必要な事項は、管理者が別に定める。

（定期評価の評価期間及び評価基準日）

第 4 条 定期評価に係る評価期間は毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとし、評価基準日は当該評価期間中の 1 月 1 日とする。

（定期評価の方法）

第 5 条 定期評価は、能力評価及び業績評価によるものとする。

2 能力評価は、評価期間において現実に職員が職務遂行の中でとった行動を、評価項目ごとに、各評価項目に係る能力が具現されるべき行動として管理者が別に定める行動に照らして、当該職員が発揮した能力の程度を評価することにより行うものとする。

3 業績評価は、評価期間において職員が果たすべき役割について、第 10 条に規定する目標の設定その他の方法により当該職員に対してあらかじめ示した上で、当該役割を果たした程度を評価することにより行うものとする。

（被評価者の範囲）

第 6 条 定期評価の対象となる職員（以下「被評価者」という。）は、臨時又は非常勤の職員以外の職員とする。

2 他の地方公共団体等への派遣、研修その他の事情により、定期評価の実施が困難であると管理者が認める職員の定期評価については、管理者が別に定める。

（評価者）

第 7 条 定期評価の評価者は、一次評価者及び二次評価者とし、被評価者の職位に応じ、それぞれ次の表のとおりとする。ただし、管理者が必要と認める場合は、別に評価者を指定することができる。

被評価者	一次評価者	二次評価者
主事級及び主任級	主幹	課長級
主査級	主幹	課長級

主 幹	課長級	副部長
課長級	副部長	部長
副部長	部長	管理者
部長	管理者	

（評価者研修の実施）

第 8 条 総務課長は、評価者に対して、評価能力の向上のために必要な研修を適宜実施するものとする。

2 評価者は、前項の研修を受講するものとする。

（定期評価における評語及び点数の付与等）

第 9 条 能力評価に当たっては、評価項目ごとに、評価の結果を表示する記号(以下「個別評語」という。)を付すものとする。

2 業績評価に当たっては、第 5 条第 3 項の職員が果たすべき役割(次条に規定する目標の設定その他の方法により示されたものに限る。)ごとに、評価の結果に応じた点数を付すものとする。

3 被評価者及び評価者は、個別評語及び点数を付した理由その他参考となるべき事項を人事評価記録書に記録するものとする。

（果たすべき役割の確定等）

第 10 条 一次評価者は、管理者が別に定めるところにより、評価期間の開始後、被評価者と面談を行い、業務に関する目標を定めることその他の方法により当該被評価者が当該評価期間において果たすべき役割の確定等を行うものとする。

（被評価者による自己申告）

第 11 条 一次評価者は、定期評価を行うに際し、その参考とするため、被評価者に対し、あらかじめ、当該定期評価に係る評価期間において当該被評価者の発揮した能力及び挙げた業績に関する被評価者の自らの認識その他評価者による評価の参考となるべき事項について、申告を行わせるものとする。

（定期評価の実施、結果の開示等）

第 12 条 一次評価者は、定期評価を行う前に被評価者と面談を行い、前条の申告の内容等を確認した上で、個別評語及び点数を付すことにより評

価を行うものとする。

- 2 二次評価者は、一次評価者による定期評価について、不均衡があるかどうかという観点から審査を行い、二次評価者としての個別評語及び点数を付すことにより調整を行うものとする。この場合において、二次評価者は、当該個別評語及び点数を付す前に、必要に応じて、一次評価者に再評価を行わせることができる。
- 3 管理者は、前項の調整が行われた後に、被評価者の定期評価の結果を当該被評価者に開示するものとする。
- 4 一次評価者は、前項の規定による開示が行われた後に、必要に応じて被評価者と面談を行い、定期評価の結果及びその根拠となる事実に基づき、指導及び助言を行うよう努めるものとする。

（職員の異動又は併任への対応）

第 13 条 定期評価の評価期間における、職員の異動又は併任の場合については、評価の引継ぎその他適切な措置を講ずることにより対応するものとする。

（人事評価記録書の保管）

第 14 条 人事評価記録書は、評価期間の終了する日の属する会計年度の翌年度の 4 月 1 日から起算して 10 年間、総務課において保管するものとする。

（人事評価の活用）

第 15 条 評価者は、人事評価を職員の人材育成に積極的に活用するよう努めるものとする。

（苦情への対応）

第 16 条 第 12 条第 3 項の規定により開示された定期評価の結果に関する被評価者の苦情その他定期評価に関する職員の苦情への対応については、苦情相談及び苦情処理により行うものとする。

- 2 管理者は、被評価者が苦情の申出をしたことを理由として、当該被評価者に対する不利益な取扱いをしてはならない。
- 3 苦情相談又は苦情処理に関わった職員は、苦情の申出のあった事実及び当該申出の内容その他苦情相談又は苦情処理に関し職務上知ること

ができた秘密を保持しなければならない。

（苦情相談）

第 17 条 苦情相談は、定期評価に関する苦情を幅広く受け付けるものとする。

- 2 苦情相談は、被評価者の申出に基づき、当該被評価者の二次評価者が対応する。
- 3 定期評価の結果に関する苦情相談は、当該定期評価の結果が開示された日から起算して1週間以内に限り、申し出ることができるものとする。
- 4 前項の規定による申出を受けた二次評価者は、当該申出を受けた日から起算して1週間以内に、対応状況等を記録した上で、被評価者に当該申出に係る結果を提示しなければならない。

（苦情処理）

第 18 条 苦情処理は、定期評価の結果に関する苦情及び苦情相談で解決されなかった苦情（定期評価の結果に関する苦情を除く。）のみを受け付けるものとする。

- 2 苦情処理は、被評価者の書面による申出に基づき、総務課長が行う。
- 3 定期評価の結果に関する苦情処理については、当該定期評価の結果につき1回に限り、受け付けるものとする。
- 4 定期評価の結果に関する苦情処理は、当該定期評価の結果が開示された日（前条第4項の規定による結果の提示を受けた場合は、当該提示を受けた日）から起算して1週間以内に限り、申し出ることができるものとする。
- 5 前項の規定にかかわらず、前条第4項に規定する期限内に同項の規定による結果の提示がなされない場合の苦情処理の申出については、定期評価の結果が開示された日から起算して3週間以内に限り、行うことができるものとする。

（人事評価推進協議会の設置）

第 19 条 人事評価制度の円滑な運用、公務能率の向上等のために必要な協議、連絡調整等を行うため、管理者が指定する部長等から構成する人事評価推進協議会を設置する。

（補則）

第 20 条 この規程に定めるもののほか、人事評価の基準及び方法に関する事項その他人事評価に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

付 則

（施行期日）

1 この規程は、平成 27 年 10 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

（人事評価の試行的実施）

2 この規程による定期評価は、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 34 号）により人事評価制度の施行が義務付けられたことを踏まえ、当該施行に向けた試行的実施として行うものとする。

（経過措置）

3 施行日から平成 28 年 3 月 31 日までの間における第 4 条の適用については、同条中「4 月 1 日」とあるのは、「10 月 1 日」とする。

4 施行日において地方公務員法第 22 条第 1 項に規定する条件付採用の期間にある職員についての条件付採用期間評価は、この規程により行われたものとみなす。

5 前 2 項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な経過措置は、管理者が別に定める。

那覇市上下水道局規程第 10 号

平成 27 年 9 月 30 日

公 布 済

那覇市上下水道局事務決裁規程の一部を改正する規程をここに公布する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 翁 長 聡

那覇市上下水道局事務決裁規程の一部を改正する規程

那覇市上下水道局事務決裁規程(昭和62年水道局規程第6号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(専決事項) 第4条 専決者は、別表第2及び別表第3に定めるところにより専決する。 [別表第2 別記]	(専決事項) 第4条 [略] [別表第2 別記]
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。	

付 則

この規程は、平成27年10月5日から施行する。

[改正前 別記]

別表第2(第4条関係)

共通専決事項

号	事項	専決区分
[略]		
12	那覇市個人情報保護条例(平成3年那覇市条例第21号)に基づく個人情報の開示、 <u>非開示</u> 、 <u>訂正</u> 、 <u>削除又は中止</u> の決定及び決定期間の延長に関すること。	[略]
[略]		

[改正後 別記]

別表第2(第4条関係)

共通専決事項

号	事項	専決区分
[略]		
12	那覇市個人情報保護条例(平成3年那覇市条例第21号)に基づく保有個人情報の開示、 <u>訂正又は利用の停止等の請求に対する諾否</u> の決定及び決定期間の延長に関すること。	[略]
[略]		

上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第 12 号

平 成 2 7 年 9 月 1 6 日

掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の取消しについて

那覇市下水道条例第 17 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり指定工事店を取消すので告示する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 翁 長 聡

指定（登録）番号	第 454 号
指定工事店名	有限会社 未来建設
営業所所在地	うるま市石川伊波 1553 番地 30
代表者名	岡 義昭
取消し日	平成 27 年 9 月 14 日
取消し理由	責任技術者不在の為

那覇市上下水道局告示第 13 号

平 成 2 7 年 9 月 2 8 日

掲 示 済

那覇市水道事業及び下水道事業の業務に係る公金の出納事務の一部を取り扱う金融機関の指定についての一部改正について

那覇市水道事業及び下水道事業の業務に係る公金の出納事務の一部を取り扱う金融機関の指定について（平成 17 年 4 月上下水道局告示第 1 号）の一部を次のように改正し、平成 27 年 9 月 28 日から適用する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 翁 長 聡

改正前			改正後		
種別	指定を受けた者	取扱店舗	種別	指定を受けた者	取扱店舗
出納取扱 金融機関	株式会社 琉球銀行	本店、支店及 び出張所	出納取扱 金融機関	株式会社 琉球銀行	本店、支店及 び出張所
収納取扱 金融機関	株式会社 沖縄銀行	同上	収納取扱 金融機関	株式会社 沖縄銀行	同上
同上	株式会社 沖縄海邦 銀行	同上	同上	株式会社 沖縄海邦 銀行	同上
同上	コザ信用 金庫	同上	同上	コザ信用 金庫	同上
同上	沖縄県農 業協同組 合	同上	同上	沖縄県農 業協同組 合	同上
同上	株式会社 ゆうちょ 銀行	本店、支店及 び出張所並 びに株式会 社ゆうちょ 銀行が銀行 代理店契約 を締結した 郵便局株式 会社の営業 所（簡易局を 含む。）	同上	株式会社 ゆうちょ 銀行	本店、支店及 び出張所並 びに株式会 社ゆうちょ 銀行が銀行 代理店契約 を締結した 郵便局株式 会社の営業 所（簡易局を 含む。）
同上	沖縄県労 働金庫	本店、支店及 び出張所	同上	沖縄県労 働金庫	本店、支店及 び出張所
同上	株式会社 みずほ銀 行	同上	同上	株式会社 みずほ銀 行	同上
			同上	株式会社 鹿児島銀 行	同上
備考 改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分がない場合には、当該改正後部分を加える。					

教育委員会規則

那覇市教育委員会規則第 13 号

平 成 2 7 年 1 0 月 1 日

公 布 済

那覇市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那 覇 市 教 育 委 員 会

委員長 添 石 幸 伸

那覇市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則

那覇市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則（平成25年那覇市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表第1 別記]	[別表第1 別記]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この規則は、平成27年10月5日から施行する。

[改正前 別記]

別表第1（第2条関係）

委任する事務	委任する職員
1～2 [略]	[略]
3 那覇市個人情報保護条例（平成3年那覇市条例第21号）の施行に関する事務のうち、 <u>個人情報の開示、訂正、削除及び目的外使用等の中止の請求並びに請求に関する処分に対する不服申立ての受付及び受理に関する事務</u>	
[略]	

[改正後 別記]

別表第1（第2条関係）

委任する事務	委任する職員
1～2 [略]	[略]
3 那覇市個人情報保護条例（平成3年那覇市条例第21号）の施行に関する事務のうち、 <u>保有個人情報の開示、訂正及び利用の停止等の請求並びに請求に関する処分に対する不服申立ての受付及び受理に関する事務</u>	
[略]	

教育委員会訓令

那覇市教育委員会訓令第 1 号

平 成 2 7 年 1 0 月 1 日

公 表 済

那覇市教育委員会事務局等職員の人事評価実施規程を次のように定める。

那 覇 市 教 育 委 員 会
委員長 添 石 幸 伸

那覇市教育委員会事務局等職員の人事評価実施規程

那覇市教育委員会人事評価規程（平成18年那覇市教育委員会訓令第2号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この訓令は、教育委員会事務局及び教育委員会の所管に属する教育機関の職員（県費負担教職員を除く。以下「職員」という。）の人事評価の基準及び方法に関する事項その他人事評価に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 人事評価 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第40条第1項の規定により教育委員会が行う職員の執務についての勤務成績の評定として行うものをいう。
- （2） 能力評価 職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力を把握した上で行われる勤務成績の評価をいう。
- （3） 業績評価 職員がその職務を遂行するに当たり挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価をいう。
- （4） 人事評価記録書 人事評価の対象となる期間（以下「評価期間」という。）における職員の勤務成績を示すものとして、教育長が別に定めるものをいう。
- （5） 定期評価 能力評価及び業績評価について、人事評価記録書を用いて会計年度ごとに行う評価をいう。
- （6） 条件付採用期間評価 地方公務員法第22条第1項の正式採用とするか否かの判断を行うために、条件付である職員が同項に規定する条件付採用の期間において、その職務を良好な成績で遂行したか否かについての評価をいう。
- （7） 評価項目 標準職務遂行能力（職制上の段階の標準的な職（職員の職に限る。）の職務を遂行する上で発揮することが求められる能力として教育長が定めるものをいう。）の類型を示す項目として、教育長が別に定める項目をいう。

（人事評価の種類等）

第3条 人事評価の種類は、定期評価及び条件付採用期間評価とする。

- 2 この訓令に定めるもののほか、条件付採用期間評価の基準及び方法に関する事項
その他必要な事項は、教育長が別に定める。

（定期評価の評価期間及び評価基準日）

第4条 定期評価に係る評価期間は毎年4月1日から翌年3月31日までとし、評価基準
日は当該評価期間中の1月1日とする。

（定期評価の方法）

第5条 定期評価は、能力評価及び業績評価によるものとする。

- 2 能力評価は、評価期間において現実に職員が職務遂行の中でとった行動を、評価
項目ごとに、各評価項目に係る能力が具現されるべき行動として教育長が別に定
める行動に照らして、当該職員が発揮した能力の程度を評価することにより行う
ものとする。

- 3 業績評価は、評価期間において職員が果たすべき役割について、第10条に規定す
る目標の設定その他の方法により当該職員に対してあらかじめ示した上で、当該
役割を果たした程度を評価することにより行うものとする。

（被評価者の範囲）

第6条 定期評価の対象となる職員（以下「被評価者」という。）は、臨時又は非常勤
の職員以外の職員とする。

- 2 他の地方公共団体等への派遣、研修その他の事情により、定期評価の実施が困難
であると教育長が認める職員の定期評価については、教育長が別に定める。

（評価者）

第7条 定期評価の評価者は、一次評価者及び二次評価者とし、被評価者の職位に応
じ、それぞれ次の表のとおりとする。ただし、教育長が必要と認める場合は、別
に評価者を指定することができる。

被評価者	一次評価者	二次評価者
主事級又は主任級	主査級又は主幹級	課長級
主査級	主幹級	課長級
主幹級	課長級	副部長級
課長級	副部長級	部長級
副部長級	部長級	教育長

部長級	教育長	
-----	-----	--

（評価者研修の実施）

第8条 生涯学習部総務課長は、評価者に対して、評価能力の向上のために必要な研修を適宜実施するものとする。

2 評価者は、前項の研修を受講するものとする。

（定期評価における評語及び点数の付与等）

第9条 能力評価に当たっては、評価項目ごとに、評価の結果を表示する記号(以下「個別評語」という。)を付すものとする。

2 業績評価に当たっては、第5条第3項の職員が果たすべき役割(次条に規定する目標の設定その他の方法により示されたものに限る。)ごとに、評価の結果に応じた点数を付すものとする。

3 被評価者及び評価者は、個別評語及び点数を付した理由その他参考となるべき事項を人事評価記録書に記録するものとする。

（果たすべき役割の確定等）

第10条 一次評価者は、教育長が別に定めるところにより、評価期間の開始後、被評価者と面談を行い、業務に関する目標を定めることその他の方法により当該被評価者が当該評価期間において果たすべき役割の確定等を行うものとする。

（被評価者による自己申告）

第11条 一次評価者は、定期評価を行うに際し、その参考とするため、被評価者に対し、あらかじめ、当該定期評価に係る評価期間において当該被評価者の発揮した能力及び挙げた業績に関する被評価者の自らの認識その他評価者による評価の参考となるべき事項について、申告を行わせるものとする。

（定期評価の実施、結果の開示等）

第12条 一次評価者は、定期評価を行う前に被評価者と面談を行い、前条の申告の内容等を確認した上で、個別評語及び点数を付すことにより評価を行うものとする。

2 二次評価者は、一次評価者による定期評価について、不均衡があるかどうかという観点から審査を行い、二次評価者としての個別評語及び点数を付すことにより調整を行うものとする。この場合において、二次評価者は、当該個別評語及び点数を付す前に、必要に応じて、一次評価者に再評価を行わせることができる。

3 教育長は、前項の調整が行われた後に、被評価者の定期評価の結果を当該被評価者に開示するものとする。

4 一次評価者は、前項の規定による開示が行われた後に、必要に応じて被評価者と面談を行い、定期評価の結果及びその根拠となる事実に基づき、指導及び助言を行うよう努めるものとする。

（職員の異動又は併任への対応）

第13条 定期評価の評価期間における、職員の異動又は併任の場合については、評価の引継ぎその他適切な措置を講ずることにより対応するものとする。

（人事評価記録書の保管）

第14条 人事評価記録書は、評価期間の終了する日の属する会計年度の翌年度の4月1日から起算して10年間、生涯学習部総務課において保管するものとする。

（人事評価の活用）

第15条 評価者は、人事評価を職員の人材育成に積極的に活用するよう努めるものとする。

（苦情への対応）

第16条 第12条第3項の規定により開示された定期評価の結果に関する被評価者の苦情その他定期評価に関する職員の苦情への対応については、苦情相談及び苦情処理により行うものとする。

2 教育長は、被評価者が苦情の申出をしたことを理由として、当該被評価者に対する不利益な取扱いをしてはならない。

3 苦情相談又は苦情処理に関わった職員は、苦情の申出のあった事実及び当該申出の内容その他苦情相談又は苦情処理に関し職務上知ることができた秘密を保持しなければならない。

（苦情相談）

第17条 苦情相談は、定期評価に関する苦情を幅広く受け付けるものとする。

2 苦情相談は、被評価者の申出に基づき、当該被評価者の二次評価者が対応する。

3 定期評価の結果に関する苦情相談は、当該定期評価の結果が開示された日から起算して1週間以内に限り、申し出ることができるものとする。

4 前項の規定による申出を受けた二次評価者は、当該申出を受けた日から起算して1週間以内に、対応状況等を記録した上で、被評価者に当該申出に係る結果を提

示しなければならない。

（苦情処理）

第18条 苦情処理は、定期評価の結果に関する苦情及び苦情相談で解決されなかった苦情(定期評価の結果に関する苦情を除く。)のみを受け付けるものとする。

2 苦情処理は、被評価者の書面による申出に基づき、生涯学習部総務課長が行う。

3 定期評価の結果に関する苦情処理については、当該定期評価の結果につき1回に限り、受け付けるものとする。

4 定期評価の結果に関する苦情処理は、当該定期評価の結果が開示された日(前条第4項の規定による結果の提示を受けた場合は、当該提示を受けた日)から起算して1週間以内に限り、申し出ることができるものとする。

5 前項の規定にかかわらず、前条第4項に規定する期限内に同項の規定による結果の提示がなされない場合の苦情処理の申出については、定期評価の結果が開示された日から起算して3週間以内に限り、行うことができるものとする。

（人事評価推進協議会の設置）

第19条 人事評価制度の円滑な運用、公務能率の向上等のために必要な協議、連絡調整等を行うため、教育長が指定する部長等から構成する人事評価推進協議会を設置する。

（委任）

第20条 この訓令に定めるもののほか、人事評価の基準及び方法に関する事項その他人事評価に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

（施行期日）

1 この訓令は、平成27年10月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

（人事評価の試行的実施）

2 この訓令による定期評価は、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律(平成26年法律第34号)により人事評価制度の施行が義務付けられたことを踏まえ、当該施行に向けた試行的実施として行うものとする。

（経過措置）

3 施行日から平成28年3月31日までの間における第4条の適用については、同条中「4

月1日」とあるのは、「10月1日」とする。

- 4 施行日において地方公務員法第22条第1項に規定する条件付採用の期間にある職員についての条件付採用期間評価は、この訓令により行われたものとみなす。
- 5 前2項に定めるもののほか、この訓令の施行に関し必要な経過措置は、教育長が別に定める。

教育委員会教育長訓令

那覇市教育委員会教育長訓令第4号
平成27年10月1日
公 表 済

那覇市教育委員会教育長事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市教育委員会
教育長 渡慶次克彦

那覇市教育委員会教育長事務決裁規程の一部を改正する訓令

那覇市教育委員会教育長事務決裁規程(平成3年那覇市教育委員会教育長訓令第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表第2 別記]	[別表第2 別記]
備考	
1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	
2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。	

付 則

この訓令は、平成27年10月5日から施行する。

〔改正前 別記〕

別表第2(第5条関係)

共通決裁事項

事項	区分	決裁者
〔略〕		
情報公開等に関する事項	〔略〕 那覇市個人情報保護条例(平成3年那覇市条例第21号)に基づく <u>個人情報</u> の開示、非開示、訂正、削除又は中止の決定及び決定期間の延長に関すること。	〔略〕
	〔略〕	

備考 〔略〕

〔改正後 別記〕

別表第2(第5条関係)

共通決裁事項

事項	区分	決裁者
〔略〕		
情報公開等に関する事項	〔略〕 那覇市個人情報保護条例(平成3年那覇市条例第21号)に基づく <u>保有個人情報</u> の開示、訂正又は利用の停止等の請求に対する諾否の決定及び決定期間の延長に関すること。	〔略〕
	〔略〕	

備考 〔略〕

選挙管理委員会訓令

那覇市選挙管理委員会訓令第2号

平成 27 年 9 月 29 日

公 表 済

那覇市選挙管理委員会事務局人事評価制度導入のための試行に関する規程を廃止する訓令を次のように定める。

那覇市選挙管理委員会委員長 唐 眞 弘 安

那覇市選挙管理委員会事務局人事評価制度導入のための試行に関する規程を廃止する訓令

那覇市選挙管理委員会事務局人事評価制度導入のための試行に関する規程（平成14年那覇市選挙管理委員会訓令第1号）は、廃止する。

付 則

この訓令は、平成27年10月1日から施行する。

那覇市選挙管理委員会訓令第3号

平成 27 年 10 月 2 日

公 表 済

那覇市個人情報保護施行規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市選挙管理委員会委員長 唐 眞 弘 安

那覇市個人情報保護条例施行規程の一部を改正する規程

那覇市個人情報保護条例施行規程（平成4年那覇市選挙管理委員会規程第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（事務の補助執行） 第3条 那覇市選挙管理委員会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の7の規程に基づき、次に掲げる事務を市長事務部局の総務部総務課個人情報保護担当職員に補助執行させるものとする。この場合において、当該個人情報保護担当職員は、委員長の指揮監督を受けるものとする。 （1） <u>条例第12条第1項の規定による開示請求、条例第13条の規定による訂正請求、条例第14条の規定による削除請求及び条例第15条の規定による中止請求の受付及び受理に関すること。</u> （2） [略]	（事務の補助執行） 第3条 那覇市選挙管理委員会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の7の<u>規定により</u>、次に掲げる事務を市長事務部局の総務部総務課個人情報保護担当職員に補助執行させるものとする。この場合において、当該個人情報保護担当職員は、委員長の指揮監督を受けるものとする。 （1） <u>条例第12条、第13条、第15条及び第15条の2の規定による請求の受付及び受理に関すること。</u> （2） [略]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この規則は、平成27年10月5日から施行する。

選挙管理委員会告示

那覇市選挙管理委員会告示第8号

平成 27 年 10 月 15 日

沖縄海区漁業調整委員会委員選挙人名簿の縦覧場所について

漁業法（昭和24年法律第267号）第94条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第23条第2項の規定により、平成27年10月20日から平成27年11月3日までに縦覧に供する選挙人名簿の縦覧場所は、次のとおりである。

那覇市選挙管理委員会
委員長 唐 眞 弘 安

縦覧の場所

那覇市泉崎1丁目1番1号 那覇市役所本庁舎12階
那覇市選挙管理委員会事務局

監査委員訓令

那覇市監査委員訓令第2号

平成 27 年 10 月 1 日

公 表 済

那覇市監査委員事務局人事評価規程を廃止する訓令を次のように定める。

那覇市代表監査委員 新城 和範

那覇市監査委員事務局人事評価規程を廃止する訓令

那覇市人事評価規程(平成19年監査委員訓令第1号)は、廃止する。

付 則

この訓令は、平成27年10月1日から施行する。

那覇市監査委員訓令第3号

平 成 2 7 年 1 0 月 2 日

公 表 済

那覇市個人情報保護条例施行規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市代表監査委員 新城 和範

那覇市個人情報保護条例施行規程の一部を改正する訓令

那覇市個人情報保護条例施行規程（平成3年監査委員訓令第2号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
○那覇市個人情報保護条例施行規程 平成3年12月20日 監査委員訓令第2号 (事務の補助執行) 第3条 那覇市監査委員は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条の7の規定に基づき、次に掲げる事務を市長事務部局の総務部総務課個人情報保護担当職員に補助執行させるものとする。この場合において、当該個人情報保護担当職員は、代表監査委員の指揮監督を受けるものとする。 (1) <u>条例第12条第1項の規定による開示請求、条例第13条の規定による訂正請求、条例第14条の規定による削除請求及び条例第15条の規定による中止請求の受付及び受理にすること。</u> (2) [略]	○那覇市個人情報保護条例施行規程 平成3年12月20日 監査委員訓令第2号 (事務の補助執行) 第3条 [略] (1) <u>条例第12条、第13条、第15条及び第15条の2の規定による請求の受付及び受理にすること。</u> (2) [略]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この訓令は、平成27年10月5日から施行する。

那覇市監査委員訓令第4号

平成27年10月2日

公 表 済

那覇市監査委員処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市代表監査委員 新城 和範

那覇市監査委員処務規程の一部を改正する訓令

那覇市監査委員処務規程(平成21年監査委員告示第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
○那覇市監査委員処務規程 平成21年3月25日 監査委員告示第1号 (代表監査委員が処理する事項) 第3条 代表監査委員は、次に掲げる事務を 処理するものとする。 (1)～(3) [略] (4) 情報公開及び<u>個人情報開示</u>の決定 に関すること。 (5) [略] 2 [略]	○那覇市監査委員処務規程 平成21年3月25日 監査委員告示第1号 (代表監査委員が処理する事項) 第3条 代表監査委員は、次に掲げる事務を 処理するものとする。 (1)～(3) [略] (4) 情報公開及び<u>保有個人情報開示</u>の 決定に関すること。 (5) [略] 2 [略]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

公平委員会規則

那覇市公平委員会規則第2号

平 成 2 7 年 9 月 2 8 日

公 布 済

那覇市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市公平委員会委員長 阿 波 連 光

那覇市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市個人情報保護条例施行規則(平成4年那覇市公平委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(事務の補助執行) 第3条 那覇市公平委員会は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条の7の<u>規定に基づき</u>、次に掲げる事務を市長事務部局の総務部総務課個人情報保護担当職員に補助執行させるものとする。この場合において、当該個人情報保護担当職員は、委員長の指揮監督を受けるものとする。 (1) <u>条例第12条第1項の規定による開示請求、条例第13条の規定による訂正請求、条例第14条の規定による削除請求及び条例第15条の規定による中止請求の受付及び受理に関する</u>こと。 (2) [略]	(事務の補助執行) 第3条 那覇市公平委員会は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条の7の<u>規定により</u>、次に掲げる事務を市長事務部局の総務部総務課個人情報保護担当職員に補助執行させるものとする。この場合において、当該個人情報保護担当職員は、委員長の指揮監督を受けるものとする。 (1) <u>条例第12条、第13条、第15条及び第15条の2の規定による請求の受付及び受理に関する</u>こと。 (2) [略]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この規則は、平成27年10月5日から施行する。

